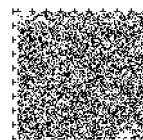


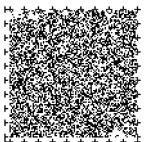
おおた障がい施策推進プラン

(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

平成27年3月





はじめに

近年、障がいのある方の権利擁護に向けた取組が国際的に進展しています。我が国においても様々な法整備が行われ、障がいを理由とした差別の解消や合理的配慮の提供などの取組が必要となっています。

こうした状況の中、大田区においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に取り組んでいかなければなりません。

区では、大田区基本構想の実現に向けた基本計画である「おおた未来プラン10年」を平成21年3月に策定し、平成26年3月には、後期5年間の計画である「おおた未来プラン10年（後期）」を策定しました。

「おおた障がい施策推進プラン」は、この「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野の目標の実現を目指して策定したものです。

策定にあたっては、障がい者団体等の代表からなる大田区障害者福祉連絡協議会と大田区自立支援協議会を中心とし、学識経験者等からなる大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会で検討をしていただきました。

パブリックコメント、区民説明会も実施し、区民・事業者などの方から多様なご意見をいただきました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に、改めて心より感謝申し上げます。

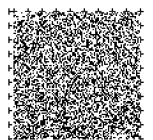
平成27年3月には、障がい者総合サポートセンターが開設されました。この施設は、障がいのある方や関係機関、区民の皆様から意見をお聞きし設立された、障がいのある方々にとって必要な様々なサポートをする中核的な施設です。

「さぼーとぴあ」の愛称も決まり、多くの出会いとつながりが生まれ、障がいのある方だけでなく、障がいのない方にとっても希望があふれる施設を目指しているところです。

おおた障がい施策推進プランを着実に推進し、「さぼーとぴあ」の新たな展開と併せて、基本理念である「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に取り組んでまいりますので、区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

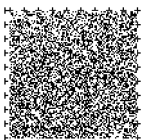
平成27年3月

大田区長



目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	7
5	計画策定の流れ	8
第2章	障がい者福祉の状況	
1	障がい者の現状	9
2	実態調査結果の概要	11
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	29
2	基本的視点	30
3	基本目標	32
4	施策の体系	34
第4章	計画事業	
1	重点課題・重点事業	37
2	基本目標1	40
3	基本目標2	50
4	基本目標3	67
第5章	障害福祉サービス等の推進	
1	障害者総合支援法による福祉サービスの仕組み	73
2	障害福祉サービス等の申請から利用までの流れ	74
3	障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	75
4	障害福祉サービス等の総括表（見込量一覧）	77
5	訪問系サービス	78
6	日中活動系サービス	83
7	居住系サービス	89
8	相談支援	91
9	児童福祉サービス	93



第6章 地域生活支援事業の推進

1	地域生活支援事業の総括表（見込量一覧）	97
2	必須事業	98
3	その他事業	108

第7章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	113
2	計画の進行管理について	114

資料

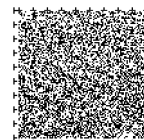
1	計画策定の経過	117
2	大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会設置要綱	119
3	大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱	121
4	庁内検討委員会委員名簿	124
5	大田区発達障がい児・者支援計画（抜粋）	125
6	用語の説明	150

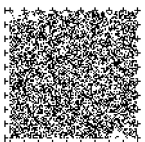
【「障がい者」の定義】

本計画における障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次能機能障がい等のある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

【「障害」「障がい」の表記について】

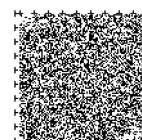
本計画では、法令等に基づくものや固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

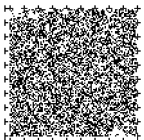




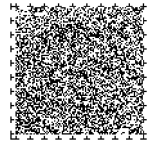
第 1 章

計画策定に
あたって





1 計画策定の趣旨



大田区では、基本計画である「おおた未来プラン10年」をはじめとして、「大田区地域保健福祉計画」、「大田区障害者計画」、「第3期大田区障害福祉計画」など、各個別計画において、障がいのある人が「自分らしく」「安心して」暮らせるまちなの実現を目標として障がい者施策を推進してきました。

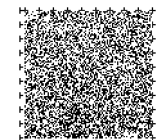
また、平成23年2月に、「(仮称)障がい者総合サポートセンター基本計画」を策定し、高度な専門性を有する相談支援や、訓練室を兼ね備えた居住支援、地域交流支援、就労支援機能を有し、障がいのある人の生活を総合的に支える拠点となる「障がい者総合サポートセンター」の平成27年3月の開設に向けた取組を重点的に進めてきました。

一方、国においては、平成18年12月に国際連合総会で採択された、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、内閣総理大臣以下全ての国務大臣を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を行っていくことになりました。

障がい当事者や学識経験者等を交え、様々な議論が行われた結果、「障害者基本法」の改正や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定などが行われ、平成26年1月に「障害者権利条約」が締結されました。このことにより、我が国における、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されていくとともに、人権尊重についての国際協力が一層推進されていくこととなります。

こうした障がい者施策の大きな転換点にあつて、大田区においては、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた総合的な支援体制の整備をこれまで以上に進めていく必要があります。

そのため、本計画においては、障害者基本法に基づく「大田区障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期大田区障害福祉計画」を、「おおた障がい施策推進プラン」として、一体的に策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な展開に取り組んでいきます。



2 計画策定の背景

障害者権利条約の採択

平成18年12月に、国際連合総会において、「障害者権利条約」が採択され、平成20年5月から発効されています。

この条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

また、条約の制定過程においては、「Nothing about us without us（私たち抜きに、私たちのことを決めないで）」のスローガンのもと、障がいのある人や関係団体の参画があり、障がい当事者の意見が大きく反映されています。

障害者虐待防止法の制定

平成23年6月に、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障がい者虐待の防止に向けた取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、平成24年10月から施行されています。

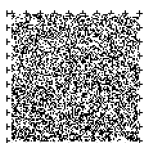
この法律では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

障害者基本法の改正

平成23年7月に、「障害者基本法」の一部が改正され、同年8月から施行されています。

この改正により、目的規定の見直しが行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と規定されています。

また、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別及び権利利益の侵害の禁止、国際的協調の下に取り組むこと等が新たに規定されています。



障害者総合支援法の制定

平成24年6月に、障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、「障害者総合支援法」が制定され、平成25年4月から施行されています（一部は平成26年4月から施行）。

この法律では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行なわれることを基本理念として掲げ、障がい者の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化等の新たな障がい者施策が示されています。

障害者優先調達推進法の制定

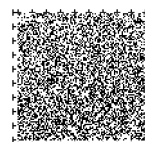
平成24年6月に、「障害者優先調達推進法」制定され、平成25年4月から施行されています。

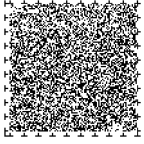
この法律では、公的機関に対し、障がい者就労施設等から物品等を優先的に購入するよう努める責務を課すことで、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進しています。

障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月から施行されることになりました。

この法律では、行政機関・民間事業者に対して、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、行政機関に対して、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないことを義務付けています。





障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に、「障害者雇用促進法」の一部が改正され、平成28年4月から施行されることになりました。

この改正により、雇用の分野において、障がいを理由とした差別的取扱いをすることを禁止するとともに、事業主に対して、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するために、その実施が事業者にとって過重な負担となる場合を除き、合理的な配慮を提供しなければならないことを義務付けています。

また、平成30年4月から法定雇用率の算定に、精神障がい者を加えることが明記されています。

障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月に、「障害者基本法」に基づき国が定める、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象にした「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

この計画では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」「当事者本位の総合的な支援」等が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

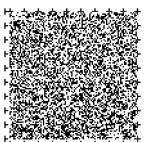
障害者権利条約の締結

内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」を中心として、様々な障がい者制度改革が行われた結果、平成26年1月20日に「障害者権利条約」が締結されました。

このことにより、障がいのある人の表現の自由や、教育、労働等の権利が促進されるとともに、「障害者政策委員会」にて、国内の障がい者施策が条約の趣旨に沿っているかとの観点からモニタリングが進められることとなります。

また、定期的に条約に基づく義務の履行等について報告書を国連に提出し、その内容は各国の専門家で構成される「障害者権利委員会」において審議され、様々な勧告が行われることとなります。

さらに、人権尊重についての国際協力も一層推進されていくことになり、例えば、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の場において果たしてきている主導的な役割を継続していくほか、ODA等を通じて途上国の障がいのある人の権利向上に貢献していくこととなります。

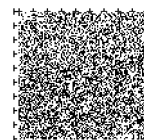


第4期障害福祉計画の基本指針

平成26年度に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

大田区障害者計画及び第4期大田区障害福祉計画の一体的な策定

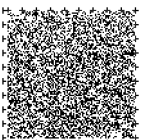
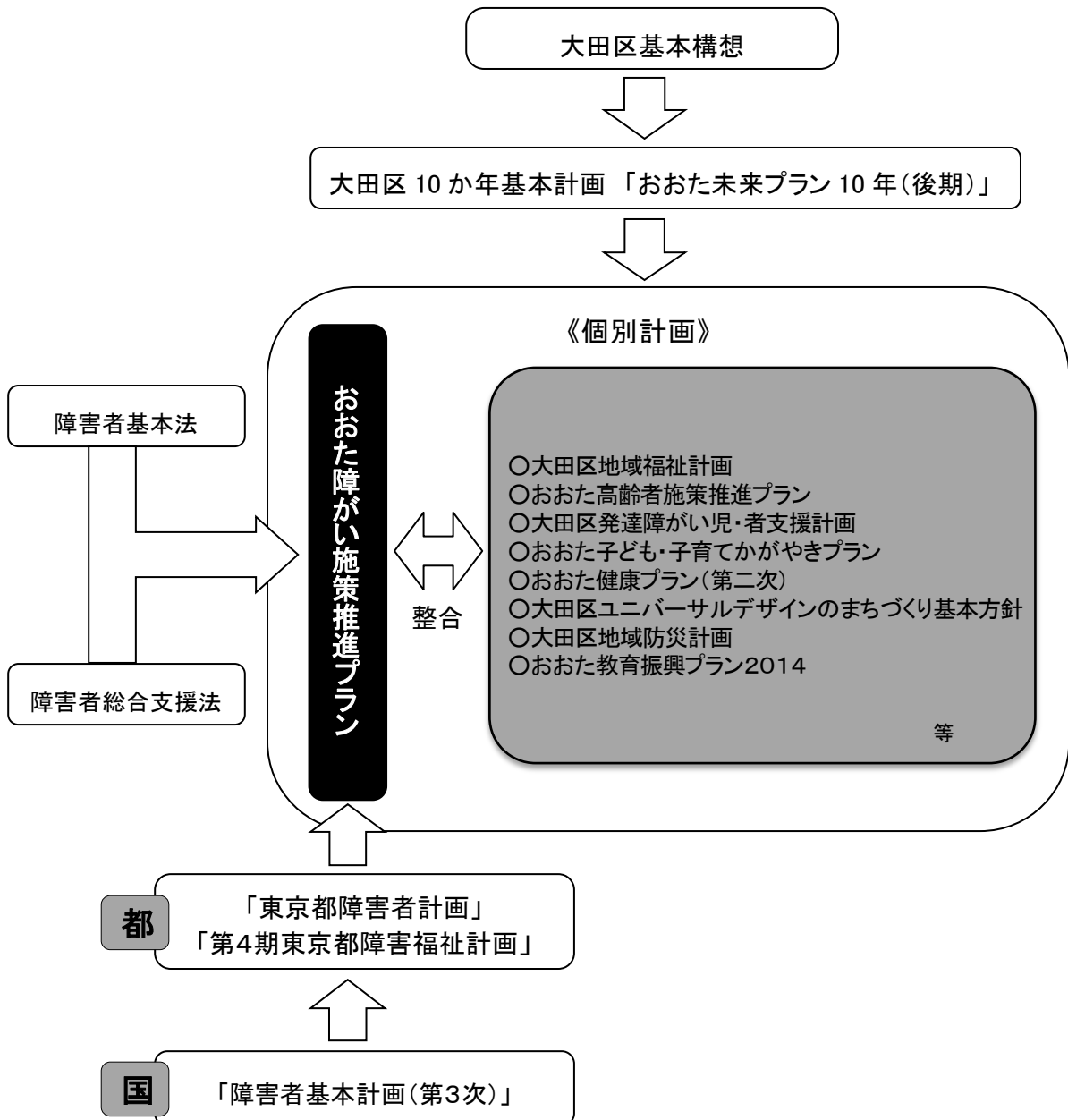
これまで大田区では、障害者計画（平成25年度までは「大田区地域保健福祉計画」の障がい者分野として、同計画に包含されていました。）と障害福祉計画をそれぞれ別の計画として策定していましたが、大田区における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進をこれまで以上に図っていくことを目的とし、大田区障害者計画と第4期大田区障害福祉計画を一体的に策定することとしました。



3 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものであり、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画としての位置付けです。

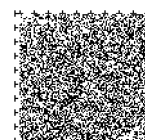
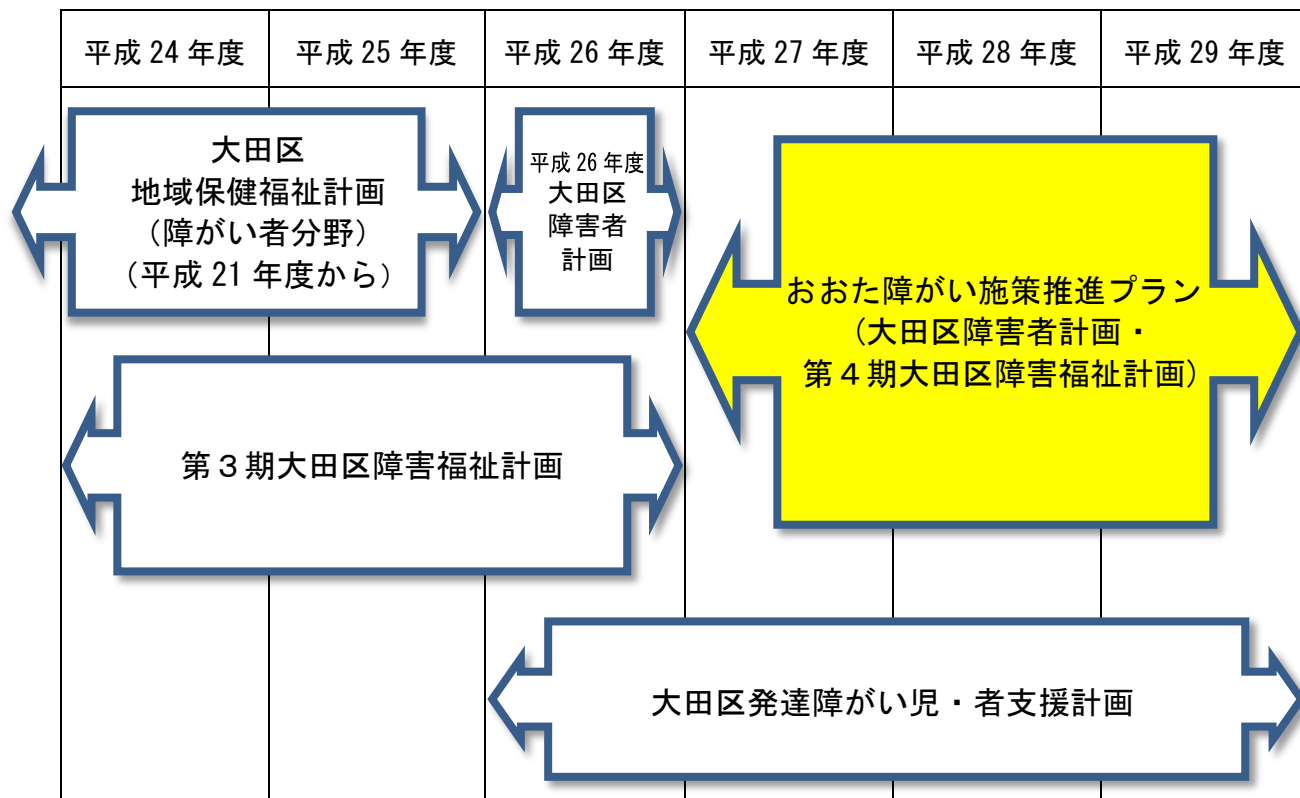
また、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画とします。



4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とし、「大田区障害者計画」と「第4期大田区障害福祉計画」を一体的に策定します。

また、社会情勢や法律、制度の変化等により必要に応じて、見直しを行います。



5 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

(1) 「大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画策定のためのアンケート調査」の実施

障がいのある人の現状や将来へ向けた意向を把握するために、各種手帳の交付を受けている人の中から無作為に抽出を行い、障がい者本人と福祉サービス事業者に対してアンケート調査を実施しました。



(2) 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会における議論

学識経験者、大田区自立支援協議会委員等で構成する「大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会」を設置し、意見交換を行いました。

大田区障害者福祉連絡協議会における議論

障がい者団体、特別支援学校、大田区民生委員児童委員協議会、大田区社会福祉協議会等の代表者で構成する「大田区障害者福祉連絡協議会」で意見交換を行いました。

大田区自立支援協議会における議論

障がい者団体、障がい者（児）施設、福祉サービス事業者、特別支援学校、大田区社会福祉協議会、医療従事者、学識経験者等で構成する「大田区自立支援協議会」で地域の課題について意見交換を重ねて議論しました。

庁内検討委員会における議論

保健、教育、まちづくり、防災等の関係部局の代表者を委員とする「庁内検討委員会」を設置し、意見交換を行いました。

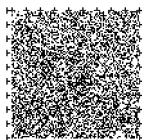


(3) パブリックコメント及び区民説明会の実施

区ホームページにおいて「(仮称) おおた障がい施策推進プラン (素案)」を掲載するとともに、障害福祉課、地域福祉課、特別出張所、区立図書館、大田文化の森情報館、区政情報コーナーに「(仮称) おおた障がい施策推進プラン (素案)」を備え付けてパブリックコメントを実施し、併せて区民説明会として計画内容の説明を行う機会を設け、広く区民の意見を募りました。

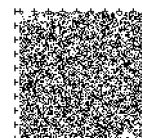


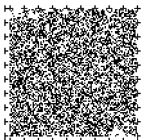
(4) おおた障がい施策推進プランの完成



第 2 章

障がい者福祉 の状況

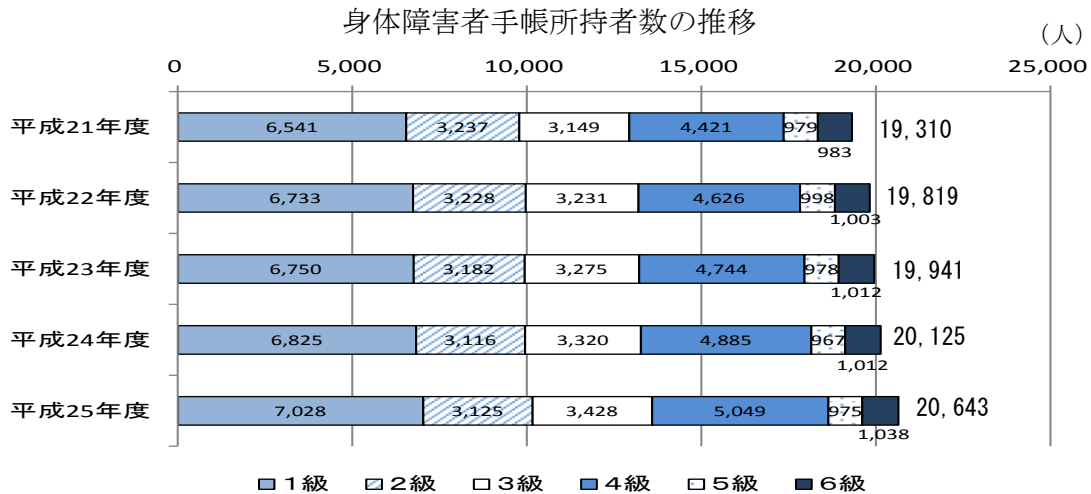




1 障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

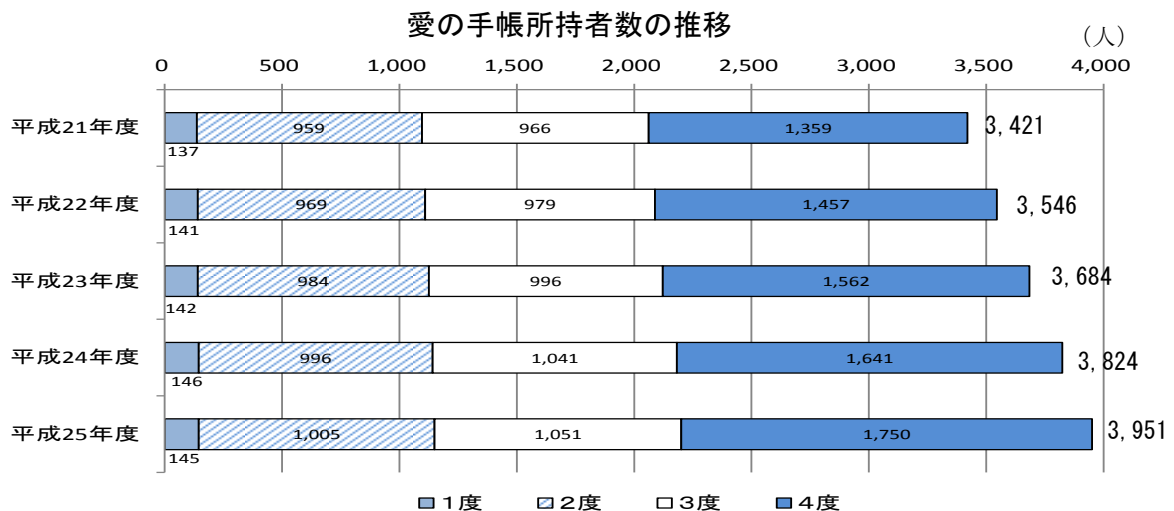
平成25年度の身体障害者手帳所持者数を障がいの程度別にみると、1級が最も多く次いで4級となっています。最近5年間の傾向として、4級が毎年100人を大きく超える増加を続けています。



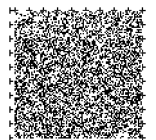
各年度3月31日現在

(2) 愛の手帳所持者数

最近5年間の傾向は、1～3度は微増、4度は毎年100人前後の増加となっています。

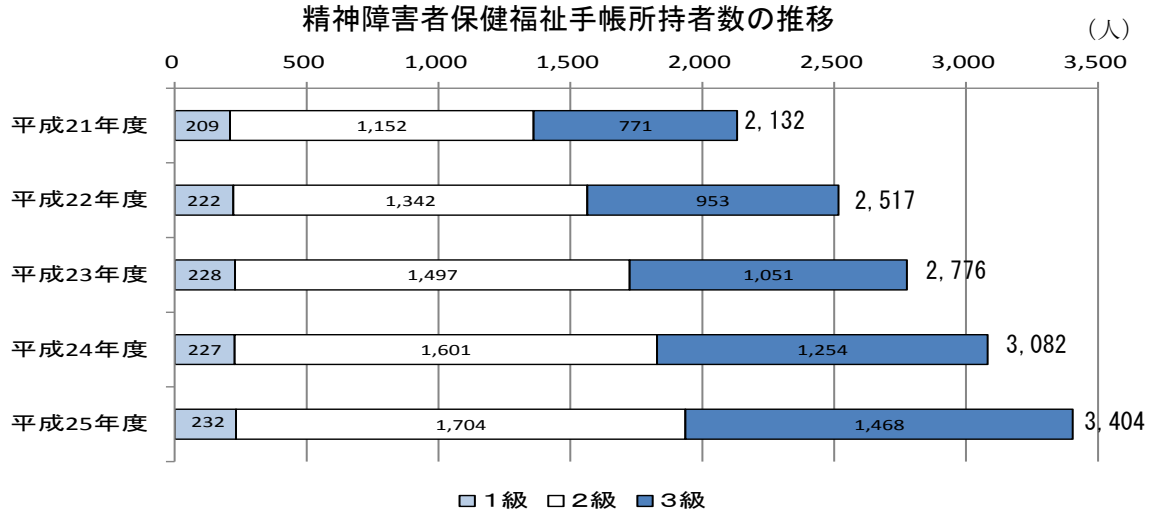


各年度3月31日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

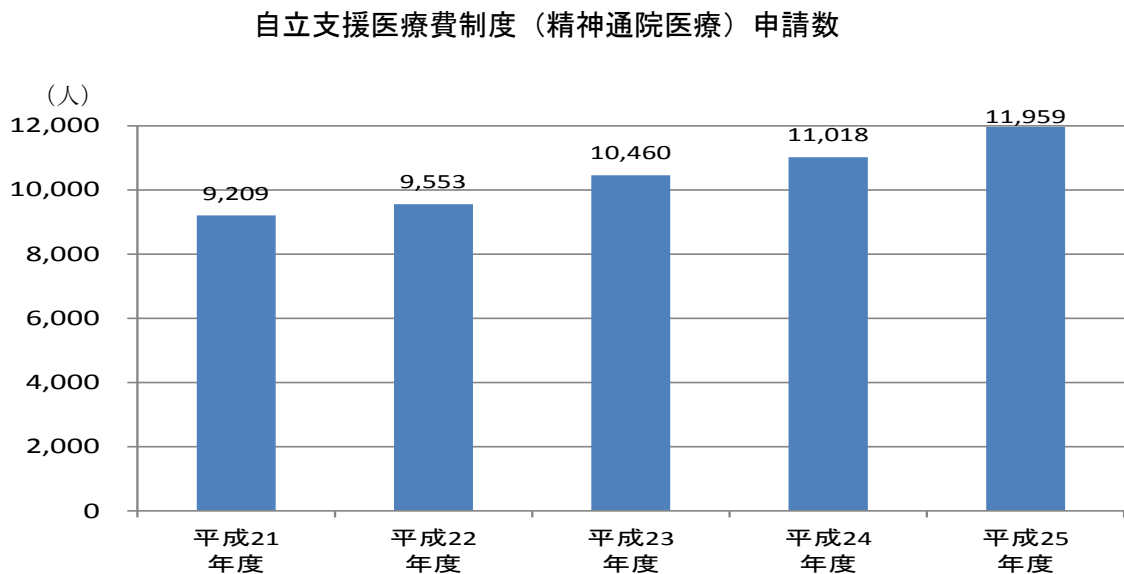
平成25年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を障がいの程度別にみると、3級の増加が著しく、平成25年度は平成21年度の2倍近くとなっています。



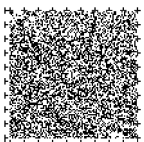
各年度3月31日現在

(4) 自立支援医療費制度（精神通院医療）申請数

自立支援医療費制度（精神通院医療）申請数は平成23年度に1万人を超え、その後も年数百人のペースで増加しています。



各年度3月31日現在



2 実態調査結果の概要

本調査は「大田区障害者計画及び第4期大田区障害福祉計画」等を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や障害福祉サービス利用の意向等並びにサービス事業者の方の意向を把握するために実施しました。

(1) 調査の概要

・調査の種類・調査対象者

調査種別	調査対象者
身体・知的障がい児調査	区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳を所持する18歳未満の区民
身体・知的障がい者調査	区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳を所持する18歳以上の区民
難病児・難病患者調査	区内在住の難病患者の区民
精神障がい児・者調査	区内在住の精神障害者保健福祉手帳を所持する区民
サービス事業者調査	大田区でサービスを提供している事業者

・調査対象者の抽出内訳

(1) 身体障がい児調査

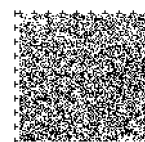
身体障がい児	抽出総数	発送数
視覚	12	12
聴覚	43	41
音声・言語	2	2
肢体	215	210
内部	67	67
合計	339	332

(2) 知的障がい児調査

知的障がい児	抽出総数	発送数
	200	200

(3) 身体障がい者調査

身体障がい者	抽出総数	発送数
視覚	400	389
聴覚	400	396
音声・言語	206	205
肢体	900	891
内部	600	596
合計	2,506	2,477



(4) 知的障がい者調査

知的障がい	抽出総数	発送数
	500	489

(5) 難病児調査

難病児	抽出総数	発送数
	18	18

(6) 難病患者調査

難病患者	抽出総数	発送数
	600	584

(7) 精神障がい児・者調査

精神障がい児・者	抽出総数	発送数
	600	570

(8) サービス事業者調査

	発送数
居宅	98
通所系	51
グループホーム (GH)	12
相談支援	8
合計	169

・ 調査方法

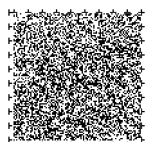
郵送送付・郵送回収・窓口回収

・ 調査期間

平成 25 年 11 月 8 日～12 月 9 日

・ 回収結果

調査種別	発送数	あて先不明返送数	有効回収数	有効回収率
身体障がい児調査	332	13	145	43.7%
知的障がい児調査	200	31	71	35.5%
難病児・難病患者調査	602	4	287	47.7%
身体障がい者調査	2,477	143	1,269	51.2%
知的障がい者調査	489	66	192	39.3%
精神障がい児・者調査	570	21	263	46.1%
サービス事業者調査	169	5	97	57.4%

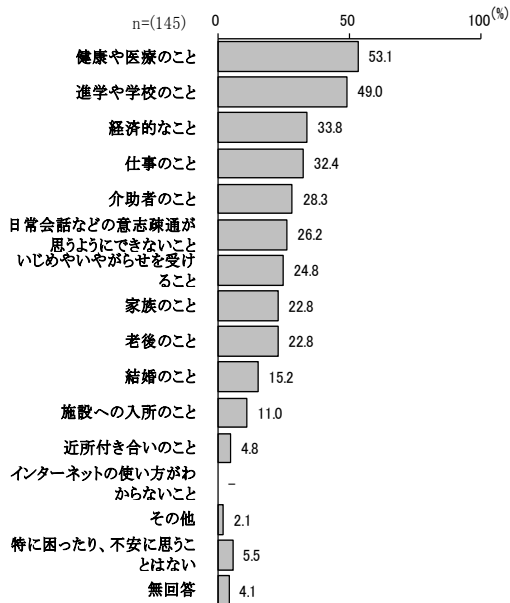


(2) 相談・権利擁護について

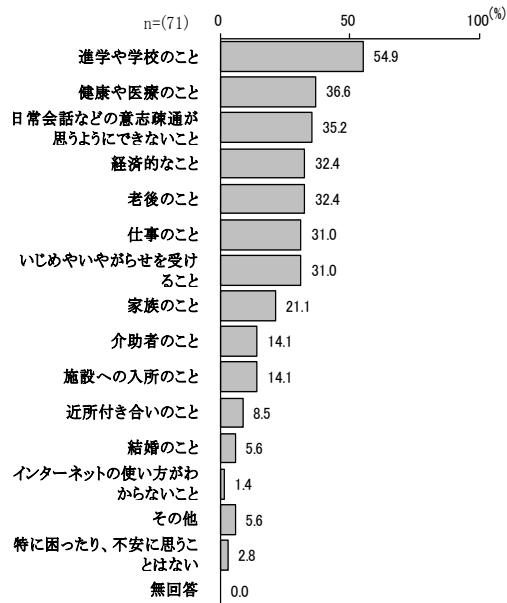
・障がいや生活のことで困ったり、不安に思っていること

- 『身体障がい児調査』『身体障がい者調査』『知的障がい者調査』『難病患者調査』では、「健康や医療のこと」が最も高くなっています。
- 『知的障がい児調査』では、「進学や学校のこと」が5割台半ばで最も高くなっています。
- 『精神障がい児・者調査』では、「経済的なこと」が6割台半ばで最も高くなっています。

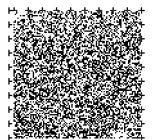
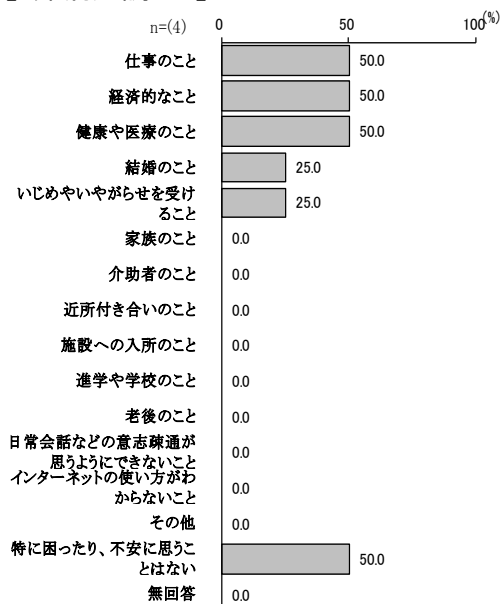
【 身体障がい児調査 】



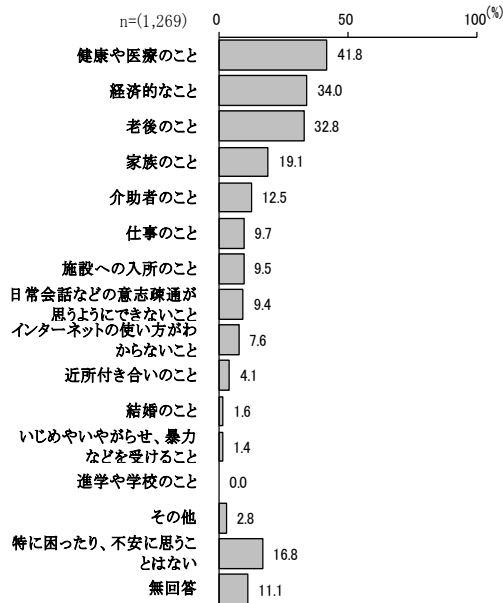
【 知的障がい児調査 】



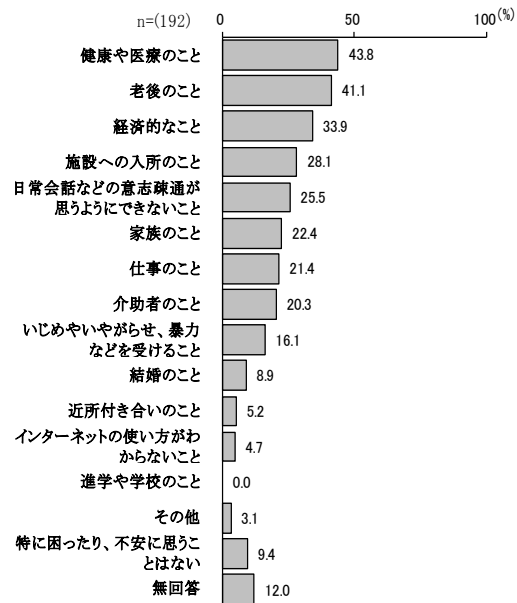
【 難病児調査 】



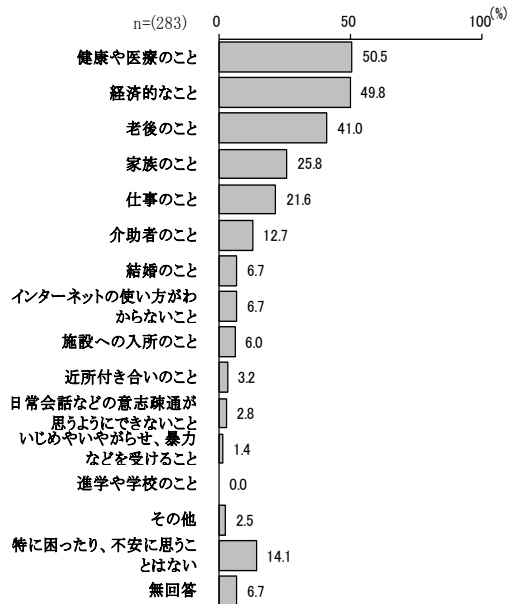
【 身体障がい者調査 】



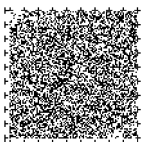
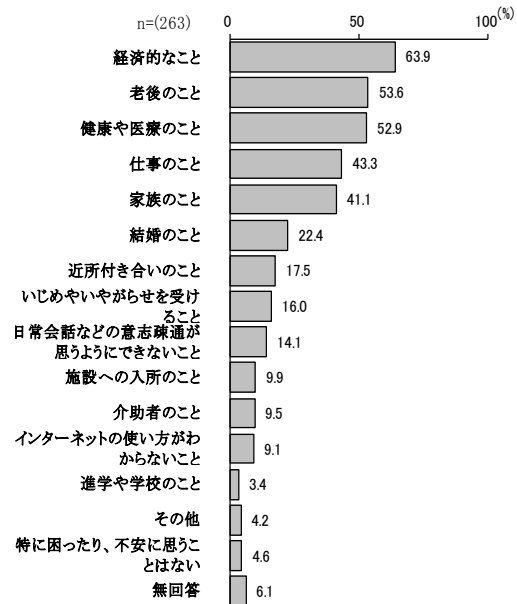
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



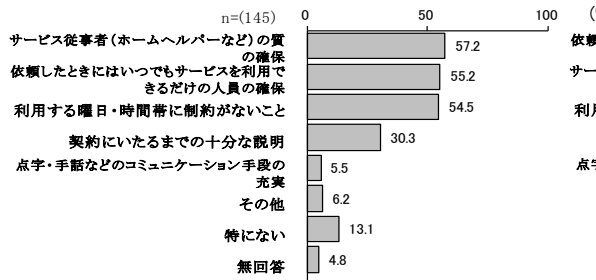
【 精神障がい児・者調査 】



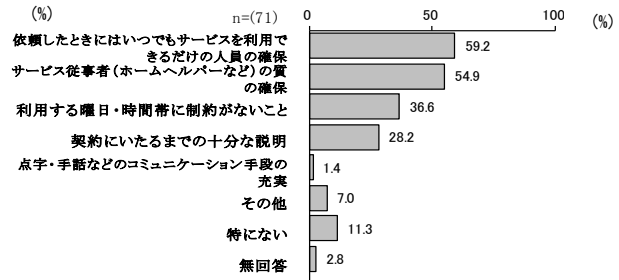
・事業者への要望

- 『身体障がい児調査』では、「サービス従事者（ホームヘルパーなど）の質の確保」が最も高くなっています。
- 『知的障がい児調査』『身体障がい者調査』『知的障がい者調査』では、「依頼したときにはいつでもサービスを利用できるだけの人員の確保」が最も高くなっています。

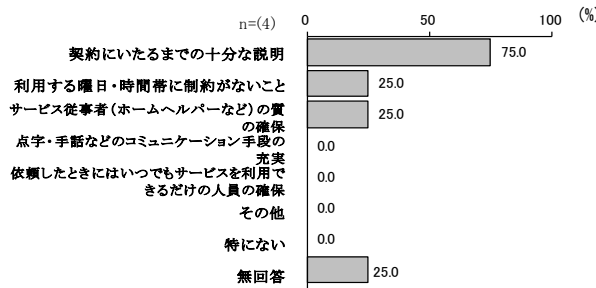
【 身体障がい児調査 】



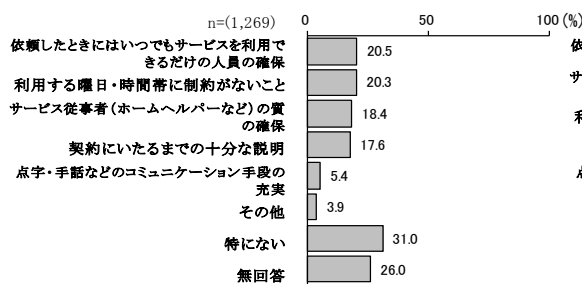
【 知的障がい児調査 】



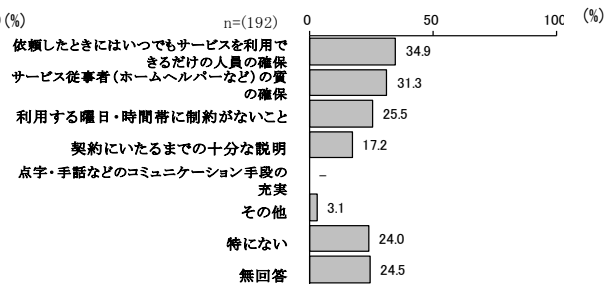
【 難病児調査 】



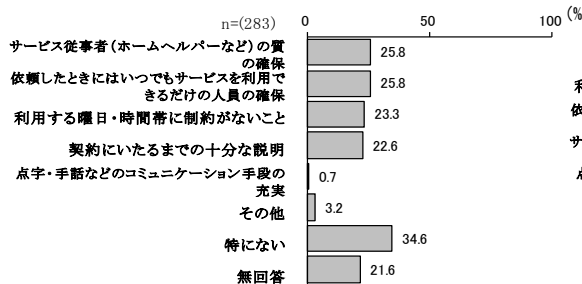
【 身体障がい者調査 】



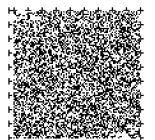
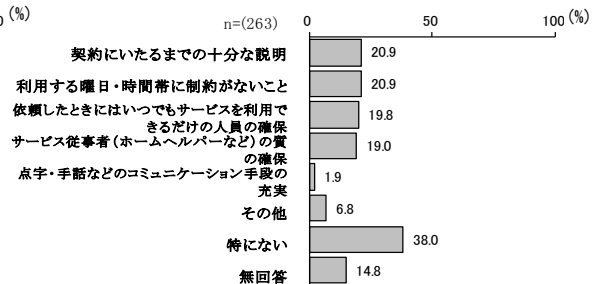
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



【 精神障がい児・者調査 】

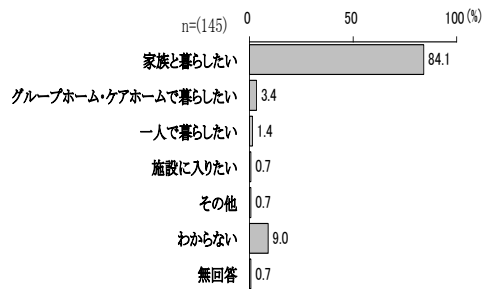


(3) 地域での暮らし方について

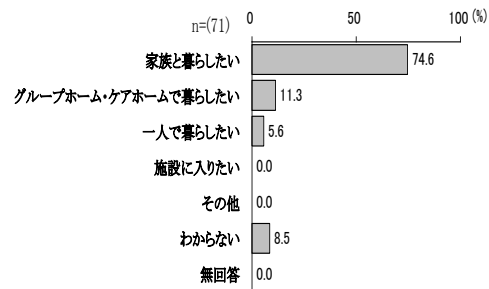
・将来(5~10年後)の暮らし方

●全ての調査で「家族と暮らしたい」が最も高く、特に『身体障がい児調査』では8割台半ばとなっています。

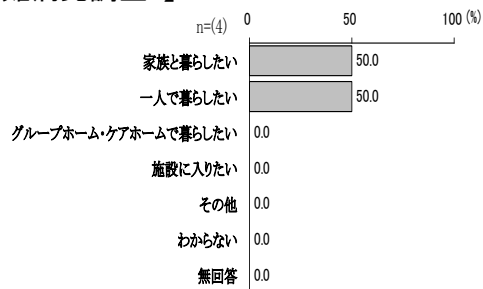
【 身体障がい児調査 】



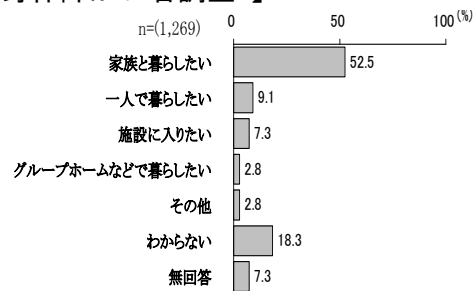
【 知的障がい児調査 】



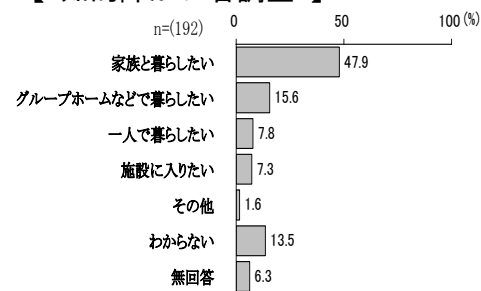
【 難病児調査 】



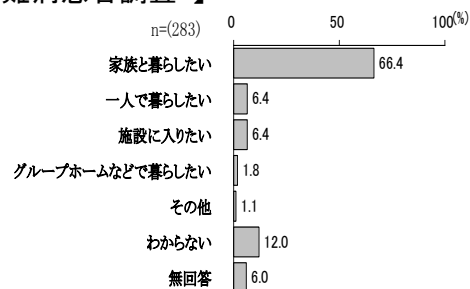
【 身体障がい者調査 】



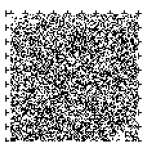
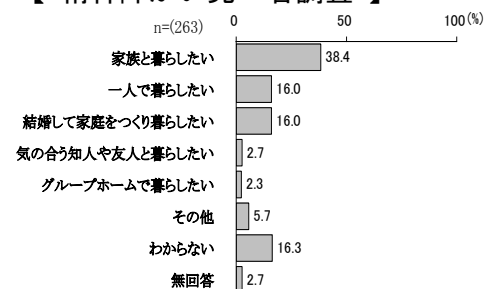
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



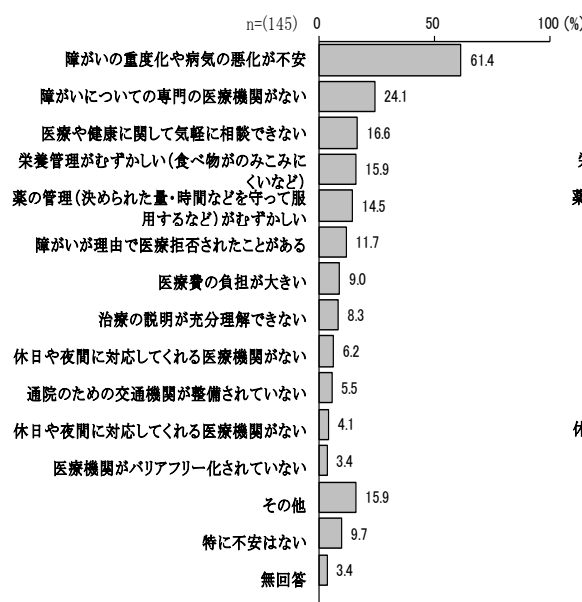
【 精神障がい児・者調査 】



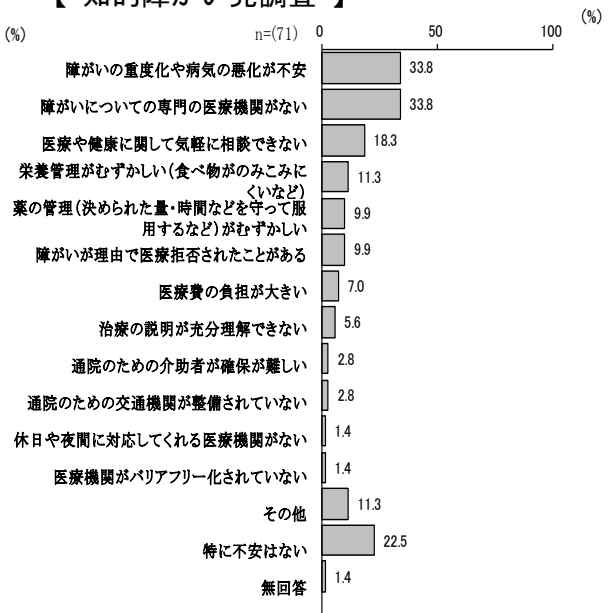
・健康や医療についての不安、困っていること

- 全ての調査で「障がいの重度化や病気の悪化が不安」が最も高く、特に『身体障がい児調査』と『難病患者調査』では6割を超えています。
- 『知的障がい児調査』では、「障がいについての専門の医療機関がない」も同率で最も高くなっています。
- 『精神障がい児・者調査』では、「薬の副作用などが心配」も4割近くと高くなっています。

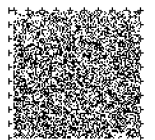
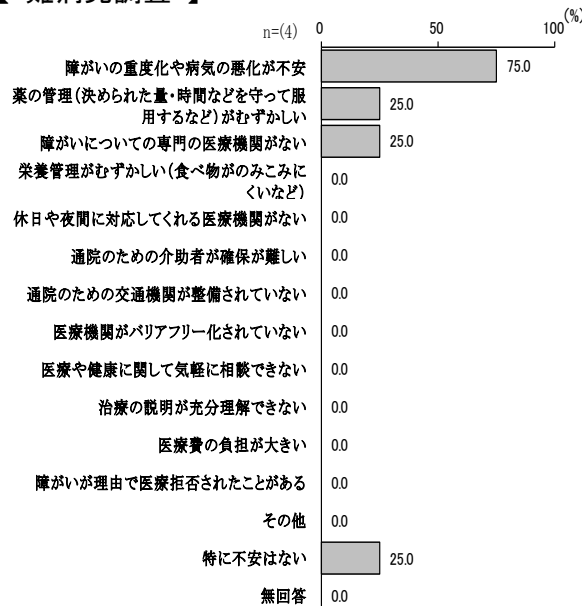
【 身体障がい児調査 】



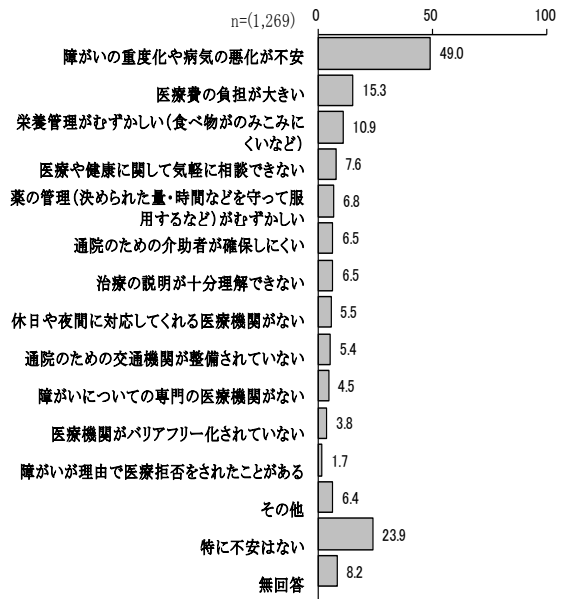
【 知的障がい児調査 】



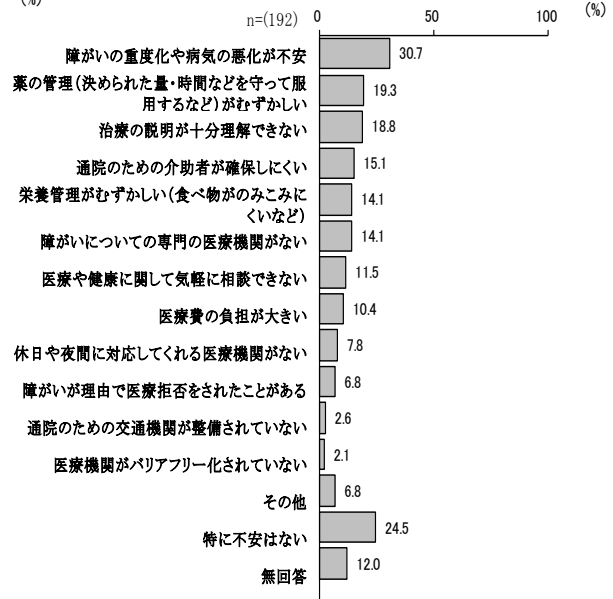
【 難病児調査 】



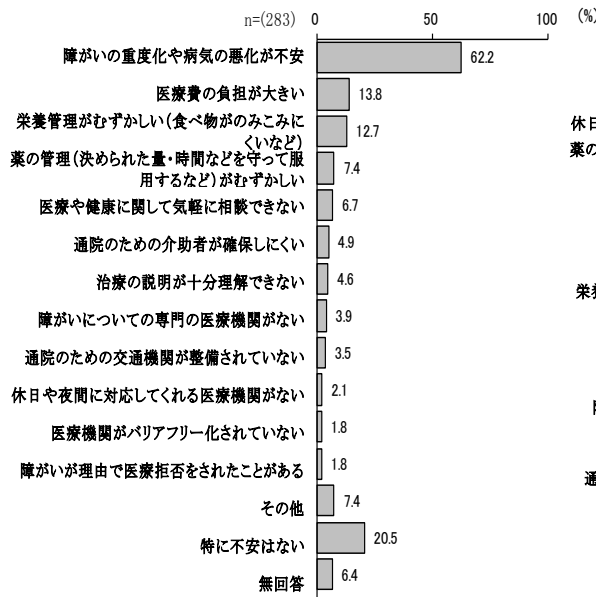
【 身体障がい者調査 】



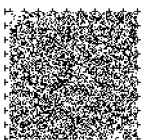
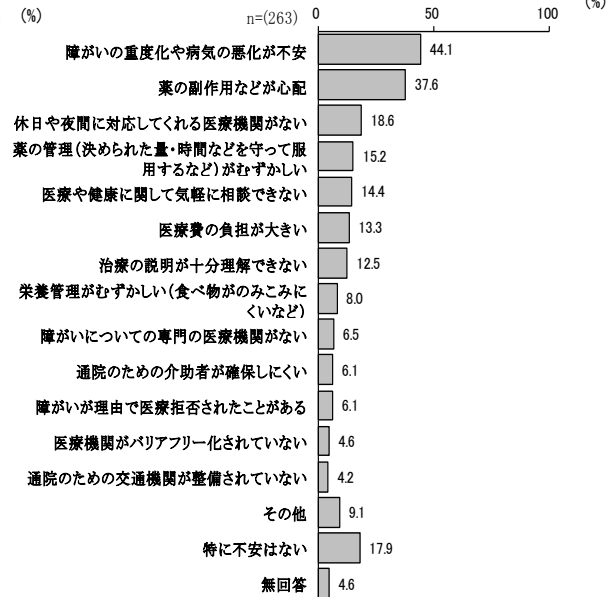
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



【 精神障がい児・者調査 】

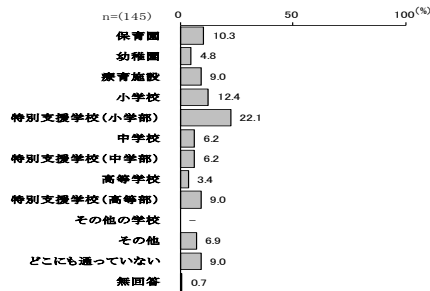


(4) 就学・就労・通園等の状況について

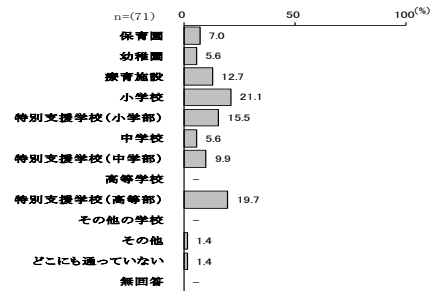
・日中の過ごし方

- 『身体障がい者調査』では、「自宅にすることが多い」が最も高くなっています。
- 『知的障がい者調査』と『難病患者調査』では、「働いている」が最も高くなっています。
- 『精神障がい児・者調査』では、「働いていない」が6割台半ばで最も高くなっています。

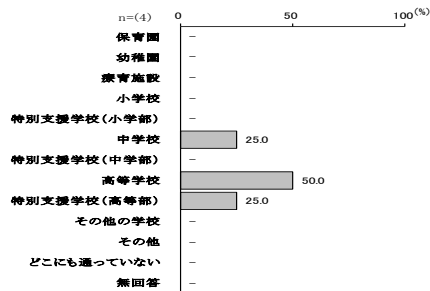
【身体障がい児調査】



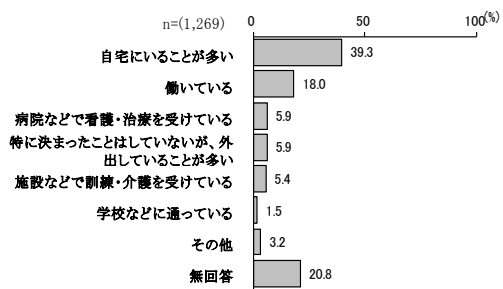
【知的障がい児調査】



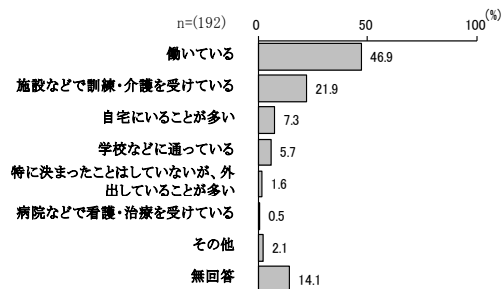
【難病児調査】



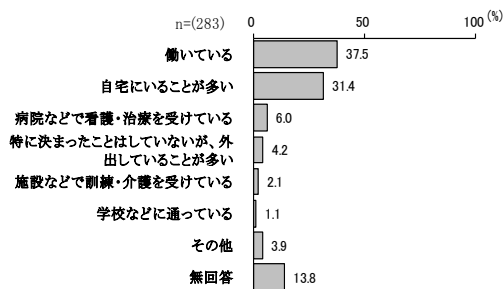
【身体障がい者調査】



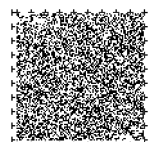
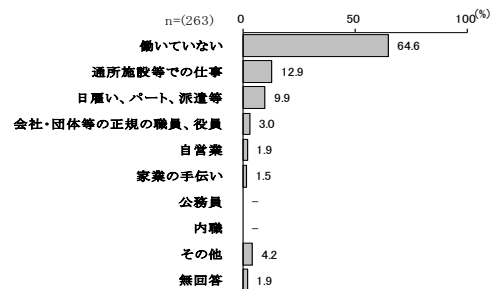
【知的障がい者調査】



【難病患者調査】



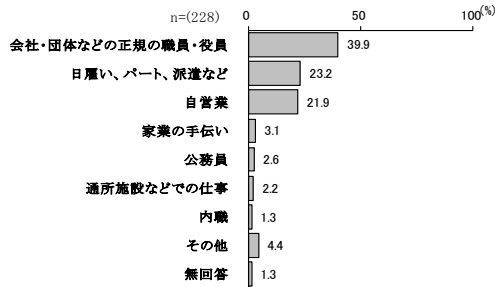
【精神障がい児・者調査】



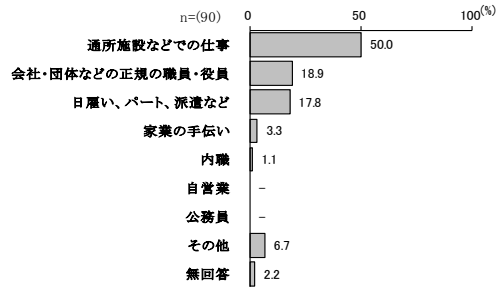
・仕事の形態

- 『身体障がい者調査』と『難病患者調査』では「会社・団体などの正規の職員・役員」が最も高くなっています。
- 『知的障がい者調査』と『精神障がい児・者調査』では「通所施設などでの仕事」が最も高くなっています。

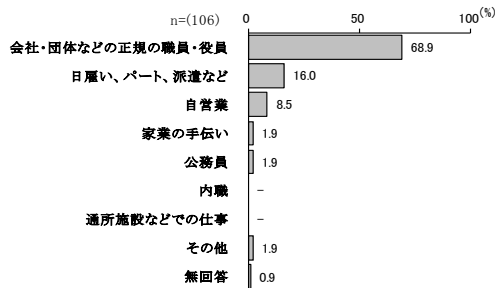
【 身体障がい者調査 】



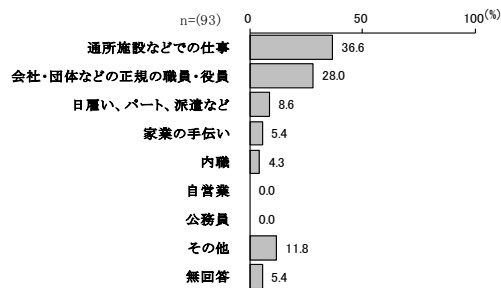
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



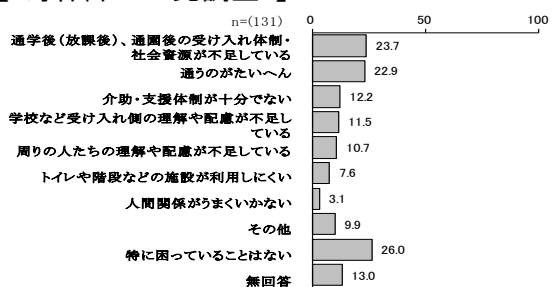
【 精神障がい児・者調査 】



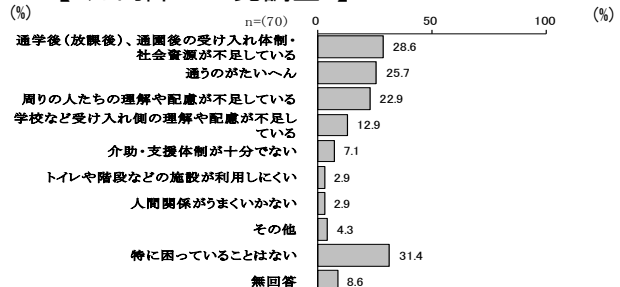
・通園・通学で困っていること

- 「身体障がい児調査」「知的障がい児調査」では、「通学後（放課後）、通園後の受け入れ体制・社会資源が不足している」が最も高くなっています。

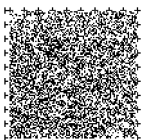
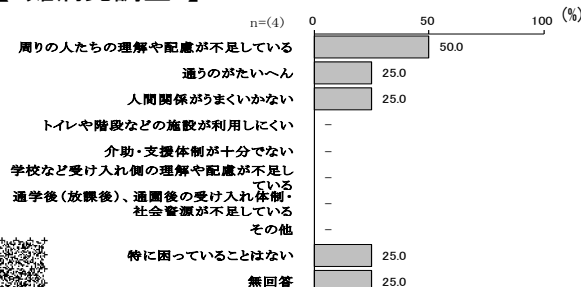
【 身体障がい児調査 】



【 知的障がい児調査 】



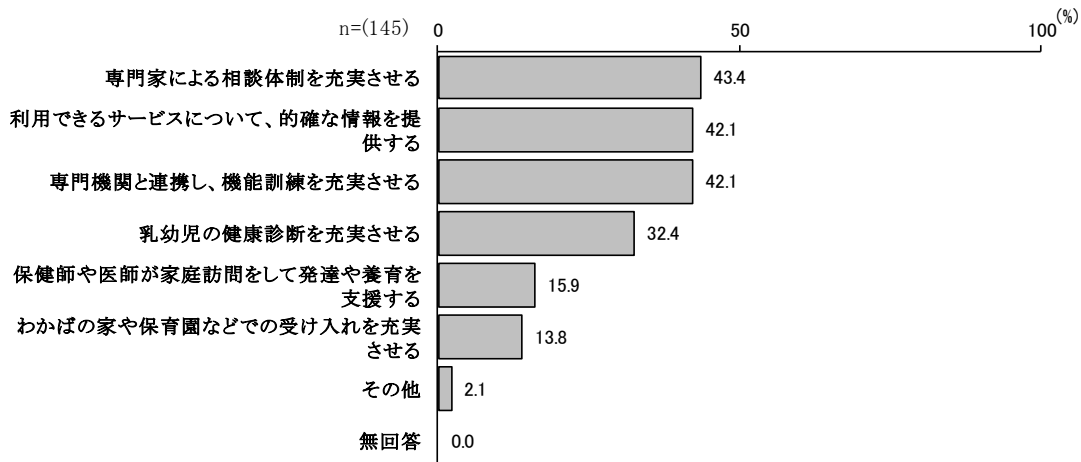
【 難病児調査 】



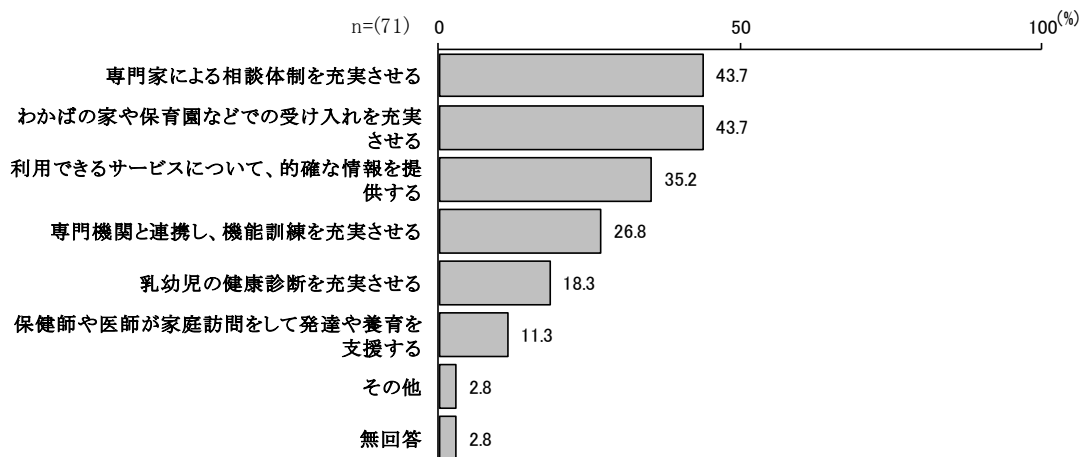
・早期発見・早期支援の充実のために必要なこと

- いずれの調査でも「専門家による相談体制を充実させる」が最も高くなっています。
- 『知的障がい児調査』では、「わかばの家や保育園などでの受け入れを充実させる」も同率で最も高くなっています。

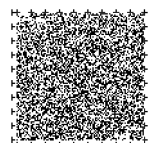
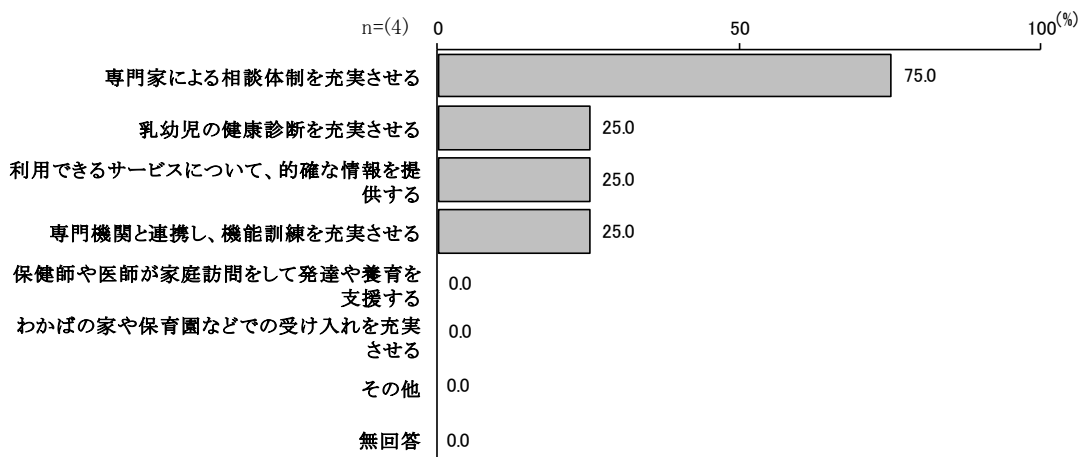
【 身体障がい児調査 】



【 知的障がい児調査 】



【 難病児調査 】

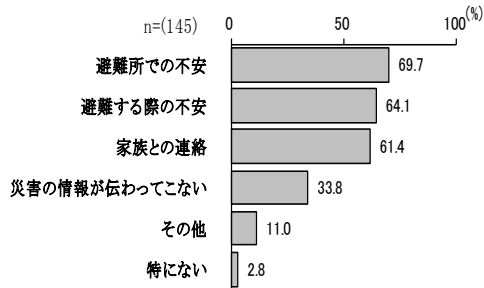


(5) 防災について

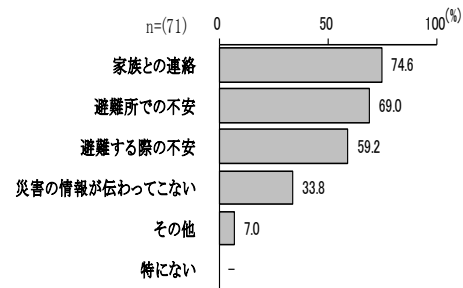
・災害が起こったときに不安に思うこと

- いずれの調査においても「家族との連絡」の割合が高くなっています。
- 『身体障がい児調査』では、「避難所での不安」が約7割で最も高くなっています。
- 『身体障がい者調査』では、「避難する際の不安」が最も高くなっています。

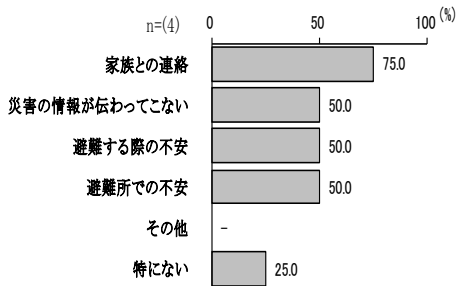
【 身体障がい児調査 】



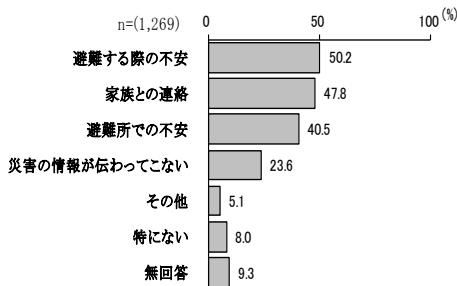
【 知的障がい児調査 】



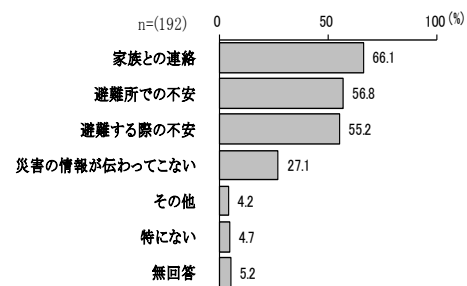
【 難病児調査 】



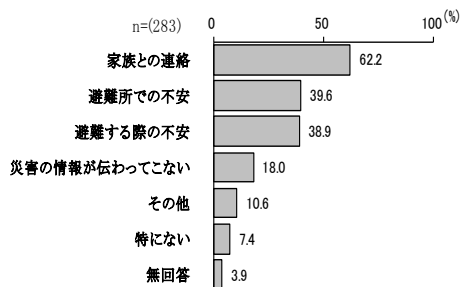
【 身体障がい者調査 】



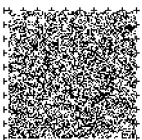
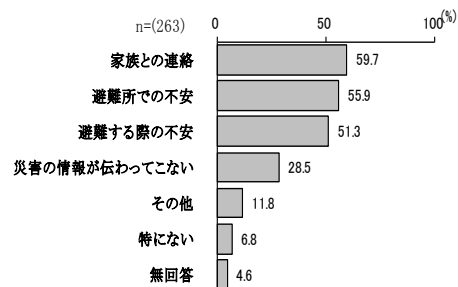
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



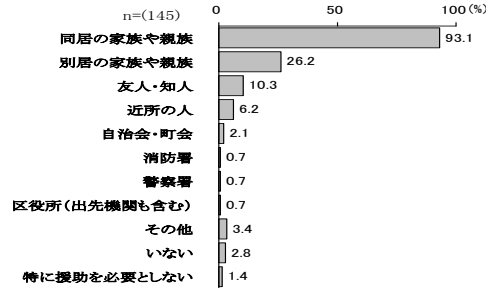
【 精神障がい児・者調査 】



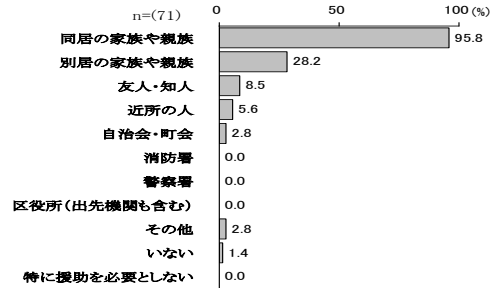
・災害などの緊急時の援助者

●全ての調査で「同居の家族や親族」が最も高く、次いで「別居の家族や親族」となっています。

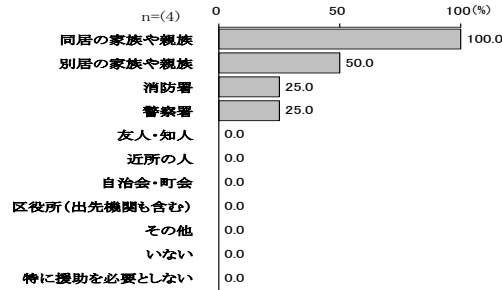
【 身体障がい児調査 】



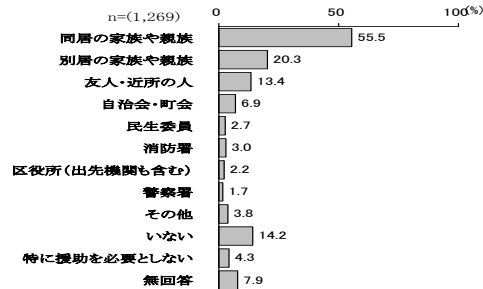
【 知的障がい児調査 】



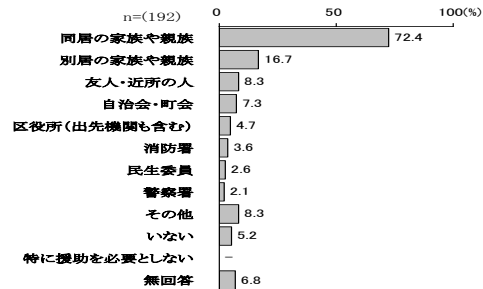
【 難病児調査 】



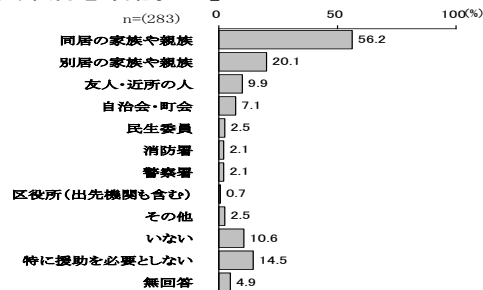
【 身体障がい者調査 】



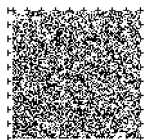
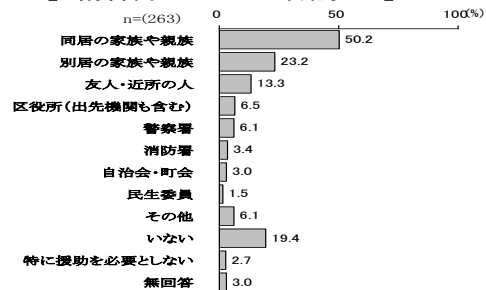
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】

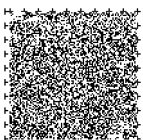
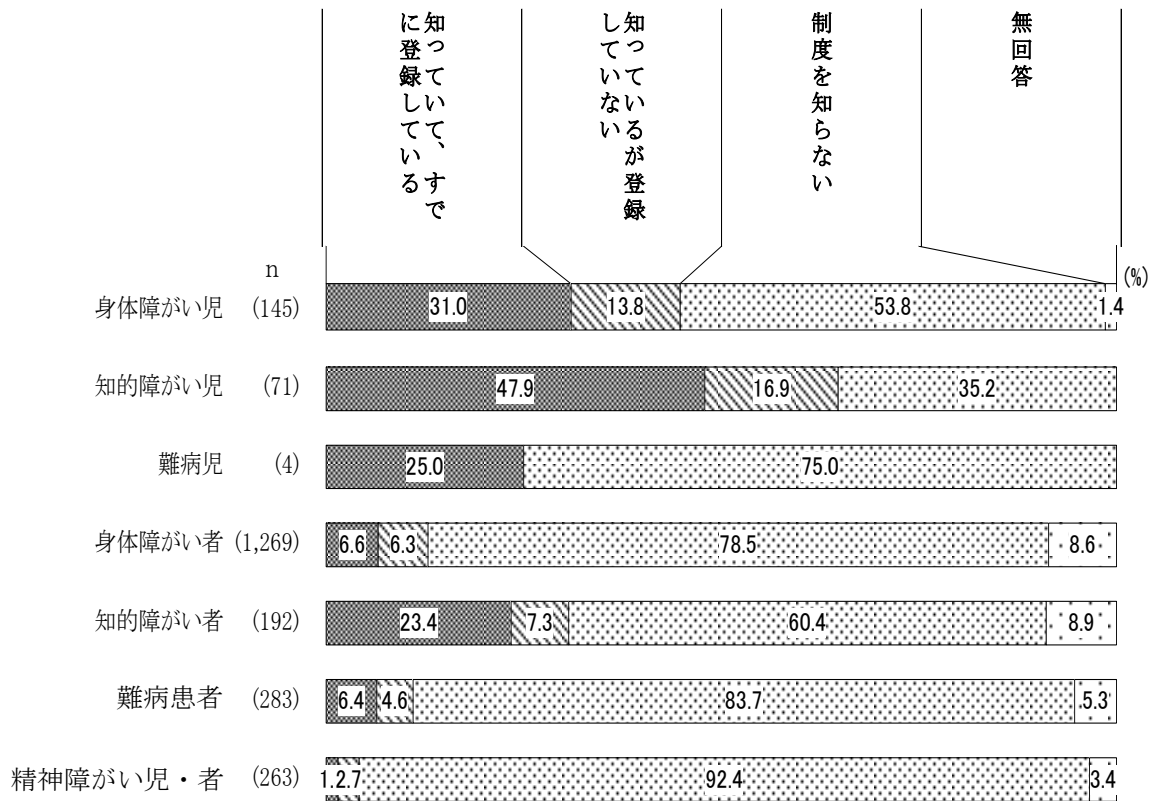


【 精神障がい児・者調査 】



・災害時要援護者（避難行動要支援者）登録制度の認知状況

- 『知的障がい児調査』以外の調査で、「制度を知らない」が最も高く、特に『精神障がい児・者調査』では9割を超えています。
- 『知的障がい児調査』では「知っていて、すでに登録している」が5割近くで最も高くなっています。

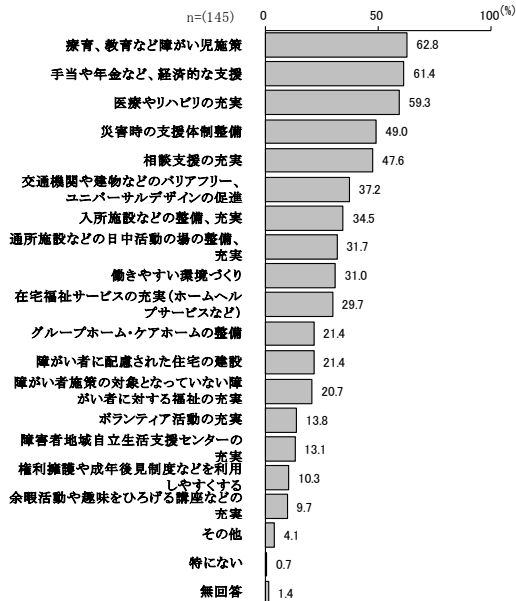


(6) 今後の区の障がい者施策に望むこと

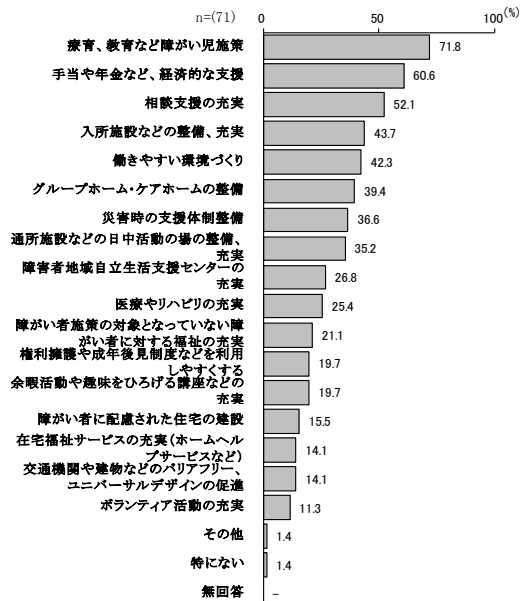
・区が障がい者施策を進めるにあたって充実させること

- 『身体障がい児調査』と『知的障がい児調査』では「療育、教育など障がい児施策」が最も高くなっています。
- 『身体障がい者調査』『知的障がい者調査』『難病患者調査』『精神障がい児・者調査』では「手当や年金など、経済的な支援」が最も高くなっています。

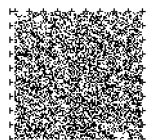
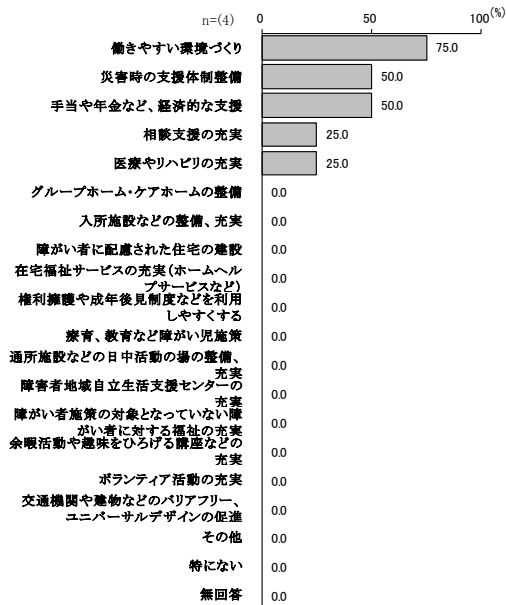
【身体障がい児調査】



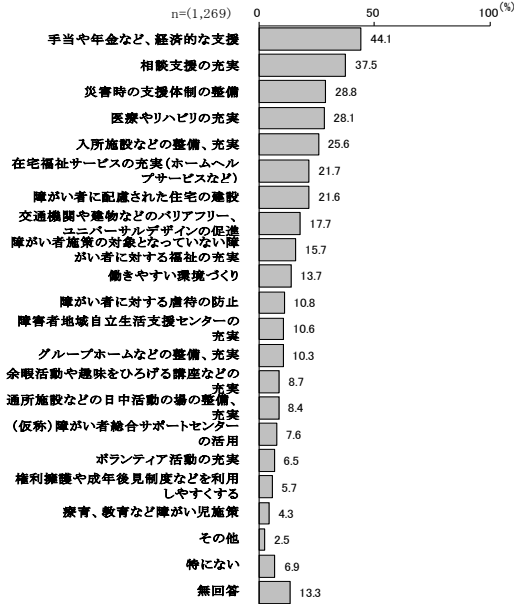
【知的障がい児調査】



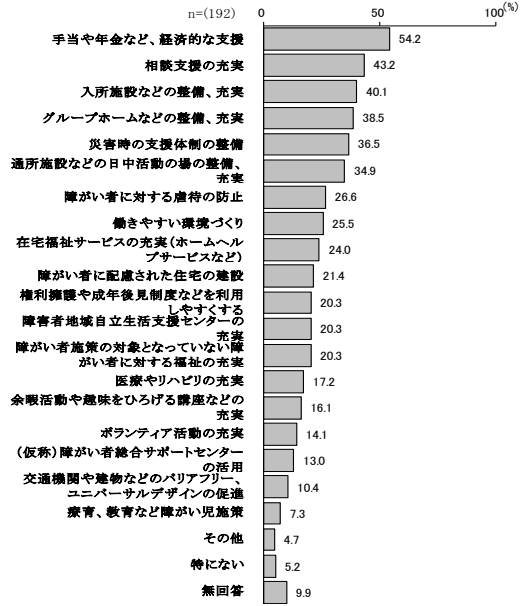
【難病児調査】



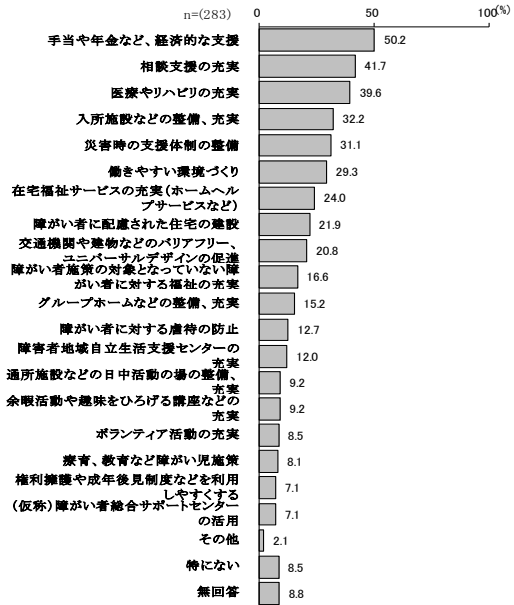
【 身体障がい者調査 】



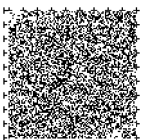
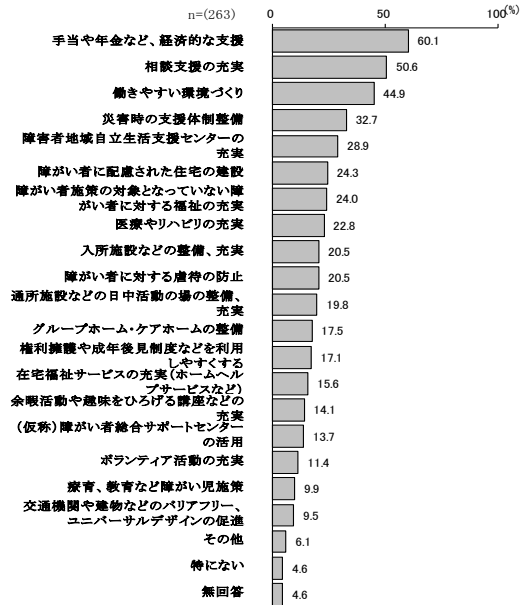
【 知的障がい者調査 】



【 難病患者調査 】



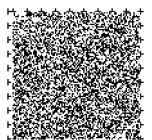
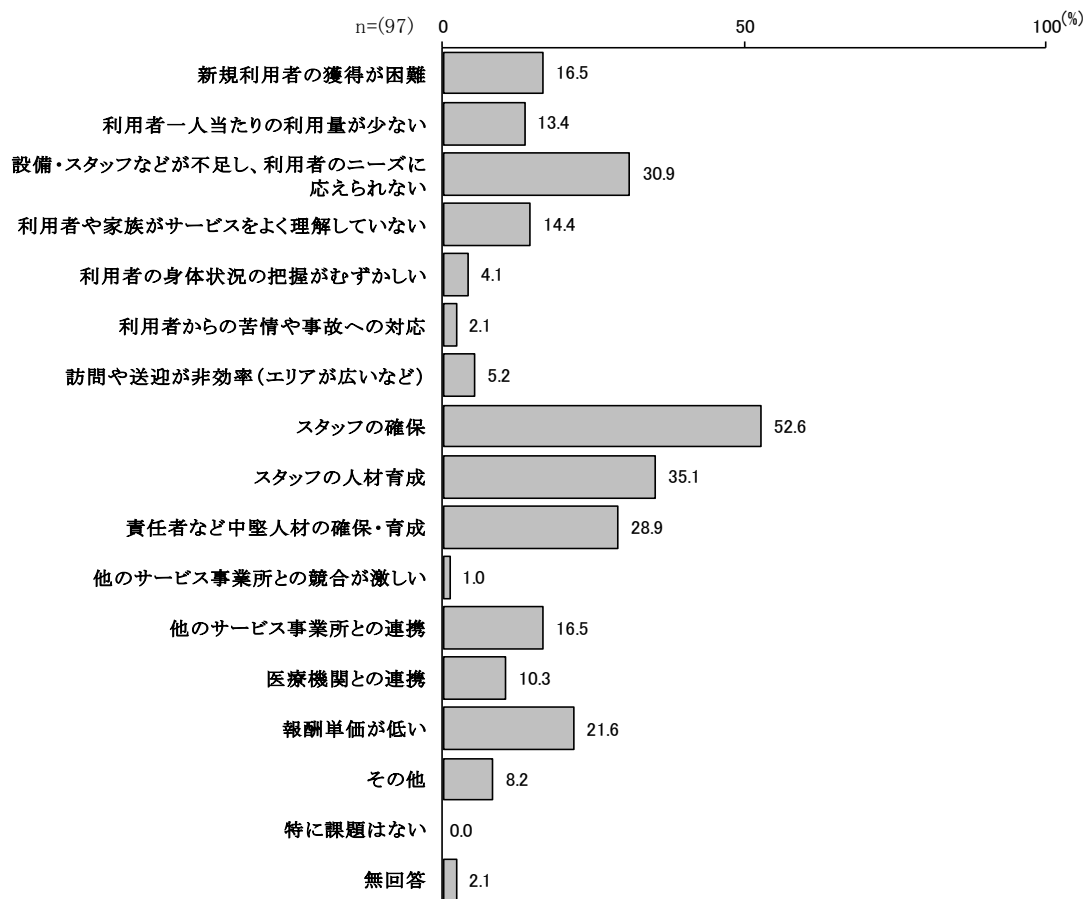
【 精神障がい児・者調査 】

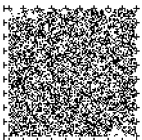


(7) サービス事業者調査の結果

・事業を運営する上での主な課題

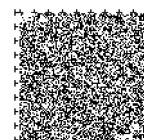
- 「スタッフの確保」が最も高く、52.6%となっています。次いで「スタッフの人材育成」が35.1%、「設備・スタッフなどが不足し、利用者のニーズに応えられない」が30.9%と続いています。

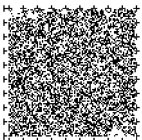




第 3 章

計画の 基本的な 考え方





1 基本理念

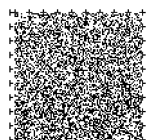
障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

本計画では、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、障がいのある人が選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自らの希望により活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

そのためには、障がいを理由とする差別や虐待のない社会の中で、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあい、それぞれが役割をもち、支え合いながら暮らせることが重要となります。

また、乳幼児期の発達支援、就学期の特別支援教育、成人期の就労支援、親なき後の暮らしの場など、ライフステージごとに必要とされる支援に対応した総合的な支援体制の整備を進めるとともに、ライフステージごとに適切なサービスが受けられるよう、相談支援を充実させることも重要となります。

そして、重度化・高齢化に加え、発達障がいや高次脳機能障がいなど、多様化する障がいに対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就学・就労などライフステージごとの課題から、災害時における要配慮者支援など日々の生活における体制まで、生涯途切れることのない充実した支援を受けられるような仕組みを構築していきます。



2 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の5つの基本的視点に立って、障がい者施策を推進します。

- 1 自己決定の尊重及び意思決定の支援
- 2 当事者本位の総合的な支援
- 3 障がい特性等に配慮した支援
- 4 アクセシビリティの向上
- 5 総合的かつ計画的な取組の推進

■基本的視点1 自己決定の尊重及び意思決定の支援

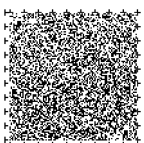
障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

■基本的視点2 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人がそれぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した支援を行います。

また、支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援という視点を重視します。



■ 基本的視点 3 障がい特性等に配慮した支援

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障がい者施策を実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等についての区民の理解を促進するため、広報・啓発活動等の施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、関係機関や事業者との連携を図り、地域の実情に即した支援を行います。

■ 基本的視点 4 アクセシビリティの向上

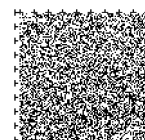
障がいのある人が、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立や社会参加を妨げるものであり、その解消に向けた取組を積極的に推進します。

■ 基本的視点 5 総合的かつ計画的な取組の推進

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担の下、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



3 基本目標

前述の基本理念と基本的視点に基づき、次の3つの基本目標を設定します。

- 1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります
- 2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります
- 3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

■基本目標1 障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

障がいのある人もない人も、ともに理解し合い、支え合って生きることのできるまちをつくります。

そのために、障がいのある人やその家族が、日常の様々な悩みや不安について身近なところで気軽に相談できる体制を構築していきます。

また、障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の人権の尊重について意識啓発の充実を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止等、権利擁護の推進に向けた施策を積極的に推進していきます。

加えて、障がいのある人の社会参加に向けた取組を行い、地域での交流の輪を広げていきます。

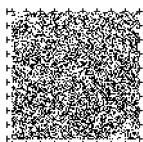
■基本目標2 障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

障がいのある人もない人も、自らの選択と参画によって、自分らしく暮らせるまちをつくります。

そのために、障がいの重度化・多様化に伴うニーズに対応したサービスを質・量ともに確保するとともに、暮らしの場の確保や地域生活移行支援の充実に向けて取り組んでいきます。

また、障がいのある人の地域での暮らしを支えていくために、雇用・就労の促進、保健・医療の充実に取り組んでいきます。

加えて、発達支援、教育、保育の充実に向けてこれまで以上に取り組み、障がい児支援体制の充実を図っていきます。

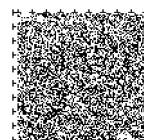


■基本目標3 障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

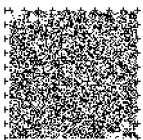
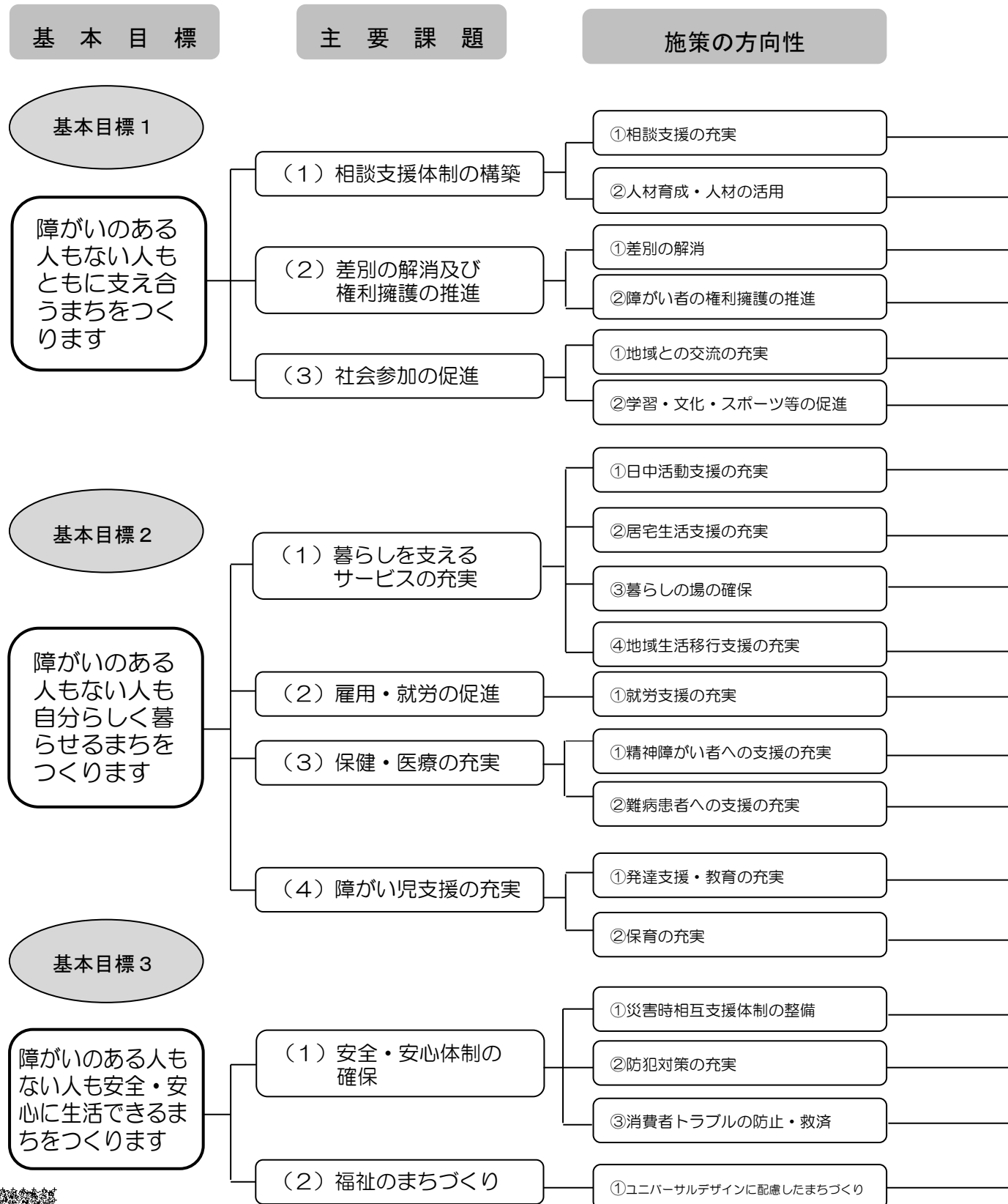
障がいのある人もない人も、地域社会において、安全・安心に生活することができるまちをつくります。

そのために、福祉避難所や災害時における要配慮者支援の推進をはじめとした災害時支援体制の整備や防犯対策の充実等に取り組むことで、安全・安心体制の確保を目指していきます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくために、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。



4 施策の体系



計 画 事 業

1. 障がい者総合サポートセンターの運営・充実 2. 自立支援協議会の活性化 3. ピアカウンセリングの実施支援

4. ケアマネジメント能力の向上 5. 身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業

6. 合理的配慮の推進 7. 啓発活動の推進

8. 障がい者虐待の防止 9. 成年後見制度利用支援の充実

10. 大田区しょうがい者の日のつどい・障害者福祉協調月間の実施 11. 障がい者総合サポートセンター交流事業の実施
12. 福祉施設まつりの実施

13. 余暇活動機会の充実 14. 障がい者スポーツ教室

15. 施設（日中活動事業）の整備・充実 16. 指定管理事業のモニタリング実施 17. 地域活動支援センターの運営支援
18. 高次脳機能障がい児・者への支援の充実 19. 福祉サービス第三者評価の受審

20. 福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援 21. 手話通訳者・点訳者の育成
22. 短期入所事業の充実 23. 緊急一時保護の充実

24. グループホーム等の暮らしの場の整備 25. 自立生活訓練施設の運営支援 26. 地域生活支援拠点等の整備

26. 地域生活支援拠点等の整備 27. 地域生活移行支援コーディネート体制の整備

28. 就労支援ネットワークの構築 29. 多様な障がいに応じた就労支援事業の推進 30. 就労定着支援事業の推進

31. 精神障がい者への支援の充実

32. 庁内ネットワークの構築 33. 難病講演会の実施

34. 発達支援の推進 35. 就学相談 36. 心身障がい児の放課後活動への支援 37. 特別支援学校との連携
38. 特別支援教育に関する教員の資質の向上 39. 特別支援学級等の充実

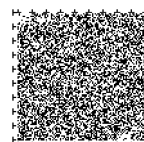
40. 統合保育の充実 41. 学童保育室での要支援児の受け入れ

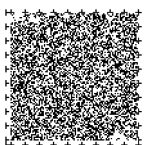
42. 災害時における要配慮者支援の推進 43. 災害時支援ボランティアの確保 44. 災害時相互支援意識の普及啓発
45. 福祉避難所の体制整備

46. 啓発活動の推進

47. 消費者トラブル防止体制の推進

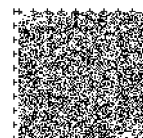
48. 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動

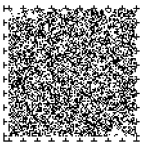




第 4 章

計画事業





1 重点課題・重点事業

基本理念に基づき、次の3項目を重点課題・事業として位置づけ、推進を図ります。

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある人が自己決定により、自分に合ったサービスを受けるためには、障がいのある人の増加や様々な障がいに対応できる総合的な相談支援体制を構築することが求められています。

こうしたことから、障がい者総合サポートセンターを中心として、関係機関がその役割を分担しつつ緊密に連携していきます。

また、障がいのある人がサービスを利用する際には、計画相談支援の果たす役割が重要です。制度のさらなる周知を行い、利用の促進を図っていきます。

今後増加が見込まれるサービス利用者に対応できるよう、相談支援事業者や人材の確保・育成、質の向上等に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。

重点事業

☆障がい者総合サポートセンターの運営・充実

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者権利条約の締結、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、障がいのある人の人権を擁護するための法律の整備が進み、障がいの有無にかかわらず、全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。障がいのあることを理由とする差別の解消に向けて、関連する法律や制度の周知等に積極的に取り組んでいくことが重要です。

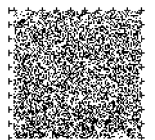
特に、障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で障がいとなるものを取り除くという「合理的配慮」の重要性について、区民や事業者、行政、関係機関に認識と理解を広めていくことが必要です。

さらに、障がいのある人への虐待については、虐待防止に関する知識の普及を図るとともに、関係機関によるネットワークを強化し、その予防や早期発見、支援、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を構築していきます。

重点事業

☆合理的配慮の推進

☆障がい者差別解消のための啓発活動の推進



(3) 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じて、必要なサービスを受けながら地域で自分らしく暮らすことのできる社会の実現が求められています。特に、乳幼児から高齢期まで全ての年代において、ライフステージの変化に応じて、障がいのある人への切れ目の無い支援を行うための仕組みを構築していくことが重要です。

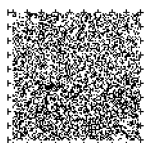
こうしたことから、各種サービス提供体制の充実を図るとともに、関係する支援者の知識と技術の向上を図ります。

また、障がいのある人が地域の中で、自立し、安心して生活できるよう、グループホームの整備を推進する等、暮らしの場の確保に取り組むほか、特別支援学校の卒業生等の受け入れ先となる通所施設（特に生活介護）、既存の障がい者施設の建て替え等による定員増及び多機能化への検討を行います。

さらに、高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていきます。

重点事業

☆地域生活支援拠点等の整備



＜計画事業表の見方＞

第4章では、分野別の体系図とそれぞれの基本目標に基づき、主要課題・施策の方向性を設定し、具体的な計画事業を掲載しています。

計画事業表の見方は、以下のとおりです。

＜計画事業表＞

事業	2	自立支援協議会の活性化	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> • 全体会 3 回開催。 • 専門部会（5 部会）各専門部会とも、10 回ずつ実施。 • こども部会の新設。 • 運営会議 2 回開催。 • 研修会 3 回（地域資源評価開発部会、防災部会、相談支援部会） • 「協議会だより」の発行。 		<ul style="list-style-type: none"> • 全体会 年 3 回 • 専門部会 月 1～2 回 • 運営会議 年 3～4 回 • 協議会活動の情報発信 • 個別支援会議の定例開催 • 地域における各分野での支援ネットワークの有機的な運営 • 地域課題を抽出する仕組みづくりの検討 • 部会主催の研修等の実施 • サポートセンター開設後の協議会との関わりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 専門部会等の継続実施 • 協議会の組織・運営方法等の見直し • サポートセンターにおいて、各分野の支援ネットワーク相互の連携を推進 • 地域移行に係る課題への取組 • 部会の公開など、開かれた協議会としての取組 • 都及び他区協議会との連携の検討 	

■区分

新規事業であるか継続事業であるかを記載しています。「*」のついている継続事業は、この計画において新規の計画事業と位置付け、進捗状況等の把握を通して、より一層の充実を図ります。

■所管

この計画事業を中心となって推進していく担当部局を記載しています。

■計画内容

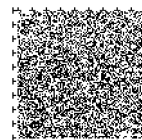
この計画事業の具体的な計画内容を記載しています。

■事業目標

この計画事業における取組の目標を記載しています。

■取組状況

平成 25 年度、平成 26 年度の取組状況（平成 26 年度は見込数を含む）を記載しています。



2 基本目標1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

主要課題（1）

相談支援体制の構築

現状と課題

障がいのある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。障がいのある人が地域で暮らしていくためには、困ったときに頼りになる相談先があることが何よりも重要です。

現在、障がいのある人は増加傾向にあることに加え、発達障がいや高次脳機能障がいなど、様々な障がいのある人への支援が求められています。

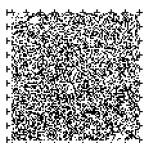
そのために、高度な専門知識を有する専門家から、日常の問題を気軽に相談できる相手まで、多様な相談先を確保する必要があります。

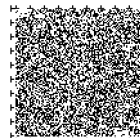
今後の展開

生涯を通じて高度な専門性を発揮して障がいのある人の生活をサポートする障がい者総合サポートセンターの運営・充実を図っていきます。障がい者総合サポートセンターでは、大田区の相談支援の中核として、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

また、福祉用具アドバイザーを配置し、個々のニーズに応じて、福祉用具の購入支援や情報提供を行います。オーダーメイド型福祉用具製作事業にも取り組んでいきます。

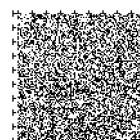
さらに、大田区自立支援協議会の活性化を通じて、地域と行政が連携して課題解決に取り組むとともに、障害福祉サービス従事者に対する研修の充実や相談員の活動支援の充実を図ることで、地域における相談支援体制を構築していきます。

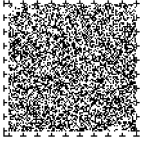




施策の方向性① 相談支援の充実

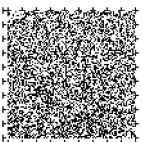
事業	1	障がい者総合サポートセンターの運営・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい者（児）自らが生涯にわたって望む生活を支援し、総合的にサポートする事業を推進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 7 月に、工事に着手それに先立ち地元住民に対し工事説明会を実施 運営体制を区立区営、一部業務委託とし、プロポーザルにて（社福）東京都知的障害者育成会を選定 平成 26 年 2 月に、建設中途でのユニバーサルデザイン点検会を試行で実施 基幹相談支援センターを中心とした相談支援部門のあり方と地域福祉課との連携について、庁内にて作業部会を 5 回開催 他区の基幹相談支援センター見学 自立支援協議会等との連携・協議 各障がい者団体との連携・協議 音訳者、点訳者、手話通訳者との連携・協議 市区町村障害者虐待防止センター業務を継続 障がい者虐待に関係する福祉施設等従事者向け研修を開催 		<ul style="list-style-type: none"> 竣工 開設準備 障がい者虐待防止についての理解啓発の推進 開設（平成 27 年 3 月） 		<ul style="list-style-type: none"> 事業の本格実施 相談支援部門の充実 障害者相談支援の充実 特定/一般相談支援事業の充実 基幹相談支援センターの充実 障害者虐待防止センターの充実 人材育成事業の推進 地域交流支援部門の充実 B 型センター機能の充実 声の図書室の安定的な運営 生産活動支援事業の充実 障がい関連情報コーナーの効果的な運営 就労支援部門の充実 就労移行支援事業の充実 就労定着支援のさらなる充実 就労支援ネットワーク事業の推進 居住支援部門の充実 機能訓練事業の充実 生活訓練事業の充実 高次脳機能障がい者に対する支援の推進 発達障がい者に対する支援の推進 （仮称）オーダーメイド型福祉用具製作、利用促進事業の実施 サポートセンター増築工事部分の設計、工事と、事業内容の検討 （仮称）サポートセンター交流行事の実施 聴覚障がい者に対するトータルな支援体制の構築





事業	2	自立支援協議会の活性化	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体会 3 回開催 ・専門部会(5 部会)各専門部会とも、10 回ずつ実施 ・こども部会の新設 ・運営会議 2 回開催 ・研修会 3 回(地域資源評価開発部会、防災部会、相談支援部会) ・「協議会だより」の発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・全体会 年 3 回 ・専門部会 月 1～2 回 ・運営会議 年 3～4 回 ・協議会活動の情報発信 ・個別支援会議の定例開催 ・地域における各分野での支援ネットワークの有機的な運営 ・地域課題を抽出する仕組みづくりの検討 ・部会主催の研修等の実施 ・サポートセンター開設後の協議会との関わりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会等の継続実施 ・協議会の組織・運営方法等の見直し ・サポートセンターにおいて、各分野の支援ネットワーク相互の連携を推進 ・地域移行に係る課題への取組 ・部会の公開など、開かれた協議会としての取組 ・都及び他区協議会との連携の検討 	

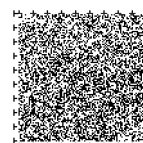
事業	3	ピアカウンセリングの実施支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		ピアカウンセリングによる相談や情報提供など、障がい者に対する支援を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・小グループ懇談会の実施 内部障がい(参加者 12 名) 肢体不自由(参加者 14 名) 視覚障がい(参加者 36 名) 発達障がい(参加者 14 名) 知的障がい(参加者 60 名) ・障がい者総合サポートセンターとの連携について、運営委託先の大田区障害児者自立支援の会理事会に参加し、意見交換を行った ・相談スキル向上のための研修会の実施 ①「傾聴について」 ②「コミュニケーション力を磨く」 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談スキル向上のための研修の実施 ・障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーとのピアカウンセリングを実施 ・現行の内部、肢体、聴覚、視覚、発達、知的に加えて、精神、高次脳、重症心身のピアカウンセリングを行う。 ・小グループによる相談会を障がい種別ごとに実施 ・相談スキル向上のためにピアカウンセラー向けの研修会を実施 	



施策の方向性② 人材育成・人材活用

事業	4	ケアマネジメント能力の向上	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障害福祉サービス従事者のケアマネジメント能力の向上を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施 ①「精神障がいを抱えた方への対応」（参加者 68 名） ②「大田区で目指す相談支援体制とは～本人を中心としたケアマネジメントの実践」（参加者 47 名） ③「福祉職員交流研修会」（参加者 46 名） 年間実施予定をホームページにて周知 		<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施（大田区自立支援協議会との一部共同開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施 	

事業	5	身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、地域の相談体制の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
/		/	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員（26 名）知的障害者相談員（19 名）と障がい者総合サポートセンターとの連携 身体障害者相談員、知的障害者相談員研修を実施し、相談スキルの向上を図る。 身体障害者相談員、知的障害者相談員と地域福祉課の懇談会を実施 	



現状と課題

地域において障がいのある人が、社会の一員としてその尊厳を重視され、自分らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障がいがあることが理由で差別を受けることなく暮らしていける仕組みを構築する必要があります。障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、障がいのある人の人権を擁護するための法律や制度等の周知を図ることが重要です。

障がいのある人が自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、成年後見制度等の利用支援を推進することも重要です。

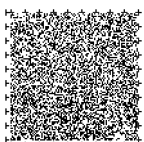
障がいのある人に対する虐待は、家庭、職場、学校など、社会生活の様々な場面において行われる恐れがあり、その内容も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任など様々です。その潜在的な可能性を認識し、人々の意識に訴えかけ、虐待を未然に防ぐための取組が強く求められています。

さらに、障がいのある人に対しては、その障がいの種類や程度に、最も適切な対応ができるよう、職員の窓口での対応、説明方法の工夫、書類手続きへの支援等、様々な合理的配慮を行っていくことが重要です。

今後の展開

平成 28 年度からの障害者差別解消法の施行に向けて、対応要領の作成等、合理的配慮の推進に取り組んでいくとともに、区民向け講演会等を実施し、障がいのある人に対する差別や偏見の解消に取り組んでいきます。

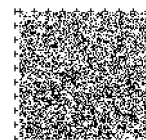
障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活していくことができるよう、障がい者虐待の防止や成年後見制度の利用を促進します。



施策の方向性① 差別の解消

事業	6	合理的配慮の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障害者差別解消法の施行により区に求められる合理的配慮に基づく施策を国の指針等に基づき推進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の概要及び合理的配慮について、職員研修を実施 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 国の指針等を確認、区における対応要領を検討 庁内向け説明会 法施行に向けた準備を行う。 (平成 28 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法施行 区の対応要領に基づき、施策を実施する。 区の対応状況を点検し、大田区自立支援協議会等に情報提供し、必要な改善を図っていく。 (平成 29 年度) 継続実施	

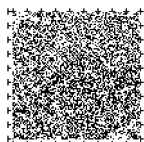
事業	7	障がい者差別解消のための啓発活動の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 福祉管理課
事業目標		講演会等を通じて、区民と区内事業者を対象に、障がい者差別解消に向けた理解・啓発を図っていく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での福祉教育の推進 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（30 校 2,685 人） 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での福祉教育の推進 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（29 校 1,980 人） 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（蒲田東地区、新井宿地区、糀谷地区） 大田区地域福祉計画推進シンポジウムの開催 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターと連携して講演会等効果的な啓発活動を検討 小中学校の福祉教育の推進 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 (平成 28 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターと連携して講演会等を実施する アンケート等により意識調査を実施 調査結果等について、大田区自立支援協議会等に情報提供していく。 小中学校の福祉教育の推進 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 (平成 29 年度) 継続実施	



施策の方向性② 障がい者の権利擁護の推進

事業	8	障がい者虐待の防止	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、養護者に対する支援を行い、障がい者の権利を擁護する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
				<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターに虐待防止センターを設置し、早期発見・早期解決等の虐待通報への対応を行う。 障がい者虐待防止パンフレットを発行し、啓発を行う。 障がい者虐待防止研修を実施し、虐待を未然に防止する環境を整備する。

事業	9	成年後見制度利用支援の充実	区分	継続
			所管	高齢福祉課 障害福祉課
事業目標		大田区社会福祉協議会「成年後見センター」と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、高齢者や障がい者が地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度の利用支援に関する連絡会」での情報交換・情報収集 各地域福祉課で申立人がいないケースについて、区長による審判の申し立ての事務を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の周知 申立て支援の充実 成年後見人等の確保 		<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度の利用支援に関する連絡会」での情報交換・情報収集 窓口における成年後見制度の周知 区長による審判の申し立ての事務を実施 各相談業務における成年後見制度の周知



現状と課題

障がいのある人が、地域の中で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。

また、障がいのある人が豊かで潤いのある生活を送るため、スポーツ活動やレクリエーションなど社会への参画を促進することが求められています。

こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

特に、重度の障がいや重複した障がいのある人、視覚や聴覚に障がいのある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

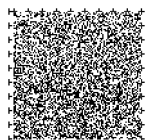
今後の展開

障がいのある人が地域での交流や学習、文化、スポーツ等の様々な活動に参加し、潤いのある充実した生活を送れるよう、様々な活動への参加を支援していきます。

また、「しょうがい者の日のつどい」を、より多くの人を楽しめるイベントとするために開催方法等について検討します。

さらに、障がい者総合サポートセンターにおいて交流事業を実施し、障がい者相互の交流や、高齢者や子どもなどを含めた幅広い世代の区民とのふれあい・交流を促進します。

そして、障害者福祉強調月間の行事や福祉施設まつりを通じて、地域における交流を深め、障がいのある人もない人もともに支え合う地域社会の実現を目指します。

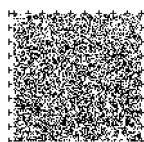


施策の方向性① 地域との交流の充実

事業	10	大田区しょうがい者の日のつどい・ 障害者福祉強調月間の実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者への理解を深めるための啓発活動を進める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> しょうがい者の日のつどい 10月の第3日曜日に大田区総合 体育館で開催（参加者 3,800 名） 障害者福祉強調月間 10月に文化展とパネル展を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンター における交流事業としょうがい 者の日のつどいを併せての検討 しょうがい者の日のつどいの実 施 しょうがい者巡回パネル展の実 施 しょうがい者文化展の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉強調月間におけるしょうが い者巡回パネル展・しょうがい 者文化展の実施 しょうがい者の日のつどいの実 施 しょうがい者の日のつどいの今 後のあり方について検討

事業	11	障がい者総合サポートセンター交流事業の実施	区分	新規
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業を実施して、障がいのある人もない人も共に交流し障がいに対する理解を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
/		/		<ul style="list-style-type: none"> （仮称）サポートセンター交流 事業の実施（年 1 回、11 月の予 定） 交流事業の実施にあたり、近隣 の関係機関と協議 交流事業で実施するイベントを 通して、2020 年の東京オリン ピック・パラリンピック大会に 向けた気運醸成を図る。

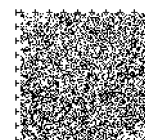
事業	12	福祉施設まつりの実施	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい福祉施設において園祭を開催し、地域との交流を図るとともに障がいにつ いての相互理解を深める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 15 施設で実施 （2 施設は台風のため中止） 		<ul style="list-style-type: none"> 17 施設で実施 		<ul style="list-style-type: none"> 17 施設で実施



施策の方向性② 学習・文化・スポーツ等の促進

事業	13	余暇活動機会の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 都市基盤管理課 矢口特別出張所
事業目標		成人を対象に充実した余暇活動や仲間とレクリエーションを楽しむ場を提供する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 従来型たまりば事業の実施 47 回（通年） 講座型たまりば事業の試行 7 回（通年） 利用者主催イベントの実施 青年学級 2 学級実施 		<ul style="list-style-type: none"> 青年学級 2 学級実施 たまりば事業の実施 障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流支援部門における余暇活動事業の充実 自主グループの立ち上げ・活動支援 青年学級の安定的な運営 就労支援部門におけるたまりば事業の充実 従来型の実施の継続 講座型の本格実施（地域交流部門との連携を検討・実施） 利用者主催イベントの実施の継続 多様な障がいを対象とする講座を検討・実施 区立プール利用料の減免拡充 	

事業	14	障がい者スポーツ教室	区分	継続*
			所管	国際都市・多文化共生推進課
事業目標		障がい者を対象にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
水泳教室 1 教室 9 回		水泳教室 1 教室 9 回	（平成 27 年度） 継続実施 （平成 28 年度） 継続実施 （平成 29 年度） 継続実施	



3 基本目標2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

主要課題（1）

暮らしを支えるサービスの充実

現状と課題

障がいのある人が、地域で自分らしく安心して生活していくためには、障がいの種別や程度に応じて、適切な障害福祉サービスを受けられることが重要です。

また、障がいのある人にとって、日中の創作的活動や生活訓練等の場となる施設に通所することは、生活能力を伸ばすとともに、変化のある充実した生活を送る上で大切です。

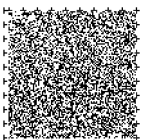
障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、グループホーム等の暮らしの場を整備していくとともに、施設や病院から地域生活へ移行していくための支援を充実させていく必要があります。

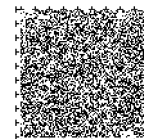
今後の展開

障がいのある人が日中活動を行う施設に対する需要を把握し、計画的な施設整備を図ります。

また、障がいのある人が日々の生活を自分らしく過ごすことができるよう、障害者総合支援法における障害福祉サービス等をはじめとした居宅生活支援の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の中心的な担い手となる福祉サービス事業者に対する介護技術支援等を通じて、質の高い安定的なサービスの提供を図る取組も併せて行っていきます。

そして、障がいのある人の高齢化や、親元からの自立を希望する人に対応し、「親なき後」を見据えて地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の暮らしの場や地域生活支援拠点等を整備していきます。



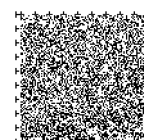


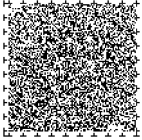
施策の方向性① 日中活動支援の充実

事業	15	施設（日中活動事業）の整備・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		様々な障がい特性によるニーズに対応した施設サービスや、日中活動の場を提供するための施設整備を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 前年度実施の需要予測に基づき、特別支援学校高等部卒業生等の利用調整を実施 上記需要予測を最新の情報に基づき修正し、次年度以降の利用調整について検討 まごめ園の運営支援 		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用需要調査の中長期的観点による実施 調査を踏まえた利用定員、受け入れ体制等の推進 	（平成 27 年度） 拡充 （平成 28 年度） 拡充 （平成 29 年度） <ul style="list-style-type: none"> （仮称）下丸子通所施設開設 上池台障害者福祉会館の機能拡充 	

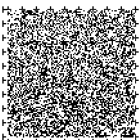
事業	16	指定管理事業のモニタリング実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理・運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導・監督を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 7施設がモニタリングを実施 		<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設で実施サイクルに従い計画的、継続的に実施（8施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設で実施サイクルに従い計画的、継続的に実施 	

事業	17	地域活動支援センターの運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		夜間や休日等を含めた相談、情報の提供、障がい者同士や地域住民との交流の場の施設として充実が図られるよう運営を支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 利用登録者数：625名 延利用者数：40,599名 相談件数：15,217名 生活サポート事業利用者数：39名 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 11か所 利用者数：延 38,386名 相談件数：延 598名 生活サポート事業利用者数：延 908名 		<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 11か所 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 	





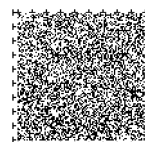
事業	18	高次脳機能障がい児・者への支援の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館
事業目標		高次脳機能障がいに対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障がいの特性に応じた支援を推進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度			平成 26 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の実施 高次脳機能障がい者への心理職員による認知訓練の実施 東京工科大学との連携による高次脳機能障がいのある利用者を対象にしたリハビリテーションプログラム（試行） 手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入れ（試行） 医療機関及び相談機関と行政による高次脳機能障害者連絡会開催 3 回 東京都心身障がい者福祉センター主催高次脳機能障害者支援連絡会（2 回）及び研修会（3 回）に参加 区報に機能訓練利用者募集記事掲載 区ホームページ障害者の支援に高次脳機能障害者支援普及啓発掲載 普及啓発用ポスター及びパンフレット作成、相談窓口・出張所等に掲示及び配布 高次脳機能障害者支援講演会の実施（参加者 85 名） 区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業（荏原病院主催）の連絡会及び症例検討会に参加 高次脳機能障害サポーター養成講座の開催運営に協力 軽度外傷性脳損傷理解啓発パンフレット作成及び配布 			<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の実施 障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供 医療機関等、関係機関との連携の強化 医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施 区報等による啓発及び訓練機関の周知 高次脳機能障がい者のための相談支援体制の充実 講演会の実施 障がい者総合サポートセンターとの連携 	
			平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練・生活訓練の充実 障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供 障がい者総合サポートセンターの生活訓練で、身体障害者手帳のない高次脳機能障がい者に対応 手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入（試行）継続 医療機関等、関係機関との連携の強化 医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施 パンフレット、区報等による啓発及び支援機関の周知 高次脳機能障がい児・者のための専門的な相談支援体制の充実 支援者の育成、スキルアップのための研修等の実施 学齢期の高次脳機能障がい児や担当教師・保護者等への相談・支援体制の整備 在宅の高次脳機能障がい者等への訪問支援の実施 高次脳機能障がい者の就労系サービスへの受け入れ支援 地域での居場所づくりの促進 東京都心身障がい者福祉センター及び区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業との連携 	



事業	19	福祉サービス第三者評価の受審	区分	継続
			所管	福祉部 こども家庭部
事業目標		サービス提供者の質の向上、利用者に対するサービス選択の一助とするため、区が行う福祉サービスについて第三者評価を受審するとともに、民間事業者等の受審を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 受審状況：6施設 		<ul style="list-style-type: none"> 区立施設 各施設の受審サイクルに従い計画的、継続的に受審（5施設） 民間事業所 区施設に準じて受審を勧奨する。 		<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設 受審サイクルに従い計画的、継続的に受審 民間事業所 区施設に準じて受審を促進 民間事業所との連携を強化しながら、受審勧奨をする。

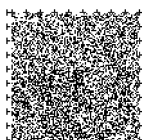
施策の方向性② 居宅生活支援の充実

事業	20	福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		<p>介護保険事業所で障害福祉サービスに参入していない事業所に対し、障がい特性に応じた介護についての研修会を実施することにより、障害福祉サービスへの参入を促進し、質の高い安定的なサービスの提供を図る。</p> <p>福祉サービス事業者に対し、介護人材育成・定着のための支援を実施し、職員が安心して就労できる環境づくりを推進し、質の高いサービスの安定的・継続的な提供を可能とする体制の構築を支援する。</p>		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス未参入の介護保険事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 「障がい者介護技術養成研修」（参加者なし） 福祉サービス事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 「障がい者人材育成・定着支援研修」（参加者8名） 「福祉職員交流研修会」（参加者46名） 		<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス未参入の介護保険事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 福祉サービス事業者を対象として、介護技術指導研修を実施（年2回） 		<ul style="list-style-type: none"> 区立通所施設（生活介護）で、2日間の実地研修を実施 実施方法の再検討 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施



事業	21	手話通訳者・点訳者の育成	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		聴覚・視覚障がい者のコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者・点訳者の養成を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者及び点訳者の養成のための講習会を大田区社会福祉協議会に委託して実施 手話講習会を実施（初級・中級・上級、各 40 回） 通訳養成課程を実施（昼の部・夜の部 各 15 回） 点訳講習会の実施（全 11 回の講習会を年 2 回） 		<ul style="list-style-type: none"> 手話講習会 初級、中級、上級、 通訳養成課程 点訳講習会（初級） 		大田区社会福祉協議会に委託して下記の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> 手話講習会 初級・中級・上級（昼の部・夜の部） 各定員 50 名、各 40 回実施 通訳養成課程（昼の部・夜の部） 各定員 15 名、各 15 回実施 点訳講習会（22 回の講習） 定員 30 名、年 1 回実施

事業	22	短期入所事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		事業者及び障がい者団体との連携によって短期入所事業の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助（2 か所） 障がい者団体への運営費等の補助（2 団体） 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 地域生活支援拠点等の整備を通じた短期入所事業の充実

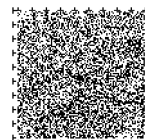


事業	23	緊急一時保護事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		保護者又は家族の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者を家庭・施設等で保護する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦 306 名 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託） 登録障がい者 411 人 委託回数 12,518 回（特別介護人派遣） 登録障がい者 429 人 契約事業者 7 か所 派遣泊数 2,860 泊 		<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦で実施 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託、特別介護人派遣） 	<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦で実施 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託、特別介護人派遣） 緊急一時保護の登録介護人名簿の整理 	

施策の方向性③ 暮らしの場の確保

事業	24	グループホーム等の暮らし場の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		地域で自らが望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 都の補助金を活用せずにグループホームを2か所開設 		<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム整備費補助の継続（平成 26 年度は1か所着工） 	<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム整備費補助の継続 	

事業	25	自立生活訓練施設の運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		自立生活訓練を通じて、円滑な地域生活への移行のための場を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦の緊急一時保護事業の利用者に対して居宅介護事業所と連携し、特別介護人を派遣 つばさホーム前の浦から通所施設までの移動支援を提供 		<ul style="list-style-type: none"> 様々な障がい特性に応じた自立生活訓練機能の充実 居住支援ネットワークの形成に向けての検討 障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な障がい特性に応じた自立生活訓練機能の充実 居住支援ネットワークの形成に向けての検討 障がい者総合サポートセンターとの連携 宿泊型自立訓練施設の整備を検討 	

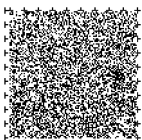


施策の方向性③・④ 暮らしの場の確保・地域生活移行支援の充実

事業	26	地域生活支援拠点等の整備【後掲】	区分	新規
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者の高齢化、「親なき後」を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			(平成 27 年度) ・地域生活支援拠点等整備に向けた検討・準備 (平成 28 年度) ・地域生活支援拠点等整備に向けた検討・準備 (平成 29 年度) ・地域生活支援拠点等の整備	

施策の方向性④ 地域生活移行支援の充実

事業	27	地域移行支援コーディネート体制の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		地域活動支援センター I 型事業所に地域生活移行コーディネーターを配置し、精神障がいのある人が退院して地域生活を始める際の準備とその後の生活支援を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人プシケおおたに業務委託してコーディネーターを 1 名配置 ・各地域健康課、各地域福祉課及び保健衛生課・障害福祉課で、精神障がい者地域生活安定化支援調整会議を開催（3 回） 		<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域生活を継続していくための支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進の充実 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域移行に係る区関係機関及びコーディネーターの連携による支援体制の充実 	



現状と課題

障がいのある人が自分らしく働けることは、社会的・経済的に自立するための大切な条件です。

そのためには、障がいのある人の希望と適性に応じた就労へと導くことが重要です。

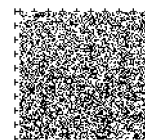
また、障がいのある人が就労を続けていくために、職業研修、就労先の開拓だけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォローから、さらには生活全般への支援も必要であり、就労と生活を総合的に支援する事業を推進していくことが重要です。

今後の展開

それぞれの障がいの特性に合わせた適切な就労へと導くため、これまで培ってきた大田区の就労支援のネットワークをさらに発展させ、障がいのある人の一般企業等への就労を促進していきます。

また、多様なニーズに応じた相談支援を行うとともに、仕事の技能や職場のルールやマナーを身につけ、一般企業等への就職の第一歩となる職場体験実習の機会を拡大していきます。

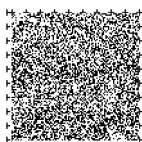
そして、就職後も、安定して就労を継続していくため、生活支援を含む就労定着支援体制を強化していきます。



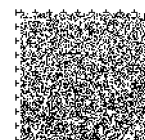
施策の方向性① 就労支援の充実

事業	28	就労支援ネットワークの充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の就労を促進するために、公共職業安定所、特別支援学校、就労支援事業等、労働、教育、福祉の関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、各機関間の連携により障がい者の一層の就労促進を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 就労促進担当者会議の開催（身体・知的障がいのネットワーク会議 年 12 回 参加事業所 36） 精神障がいの就労支援部会の開催（精神・発達・高次脳機能障がいのネットワーク会議 年 10 回 参加事業所 17） ネットワーク事業の開催（年 6 回 参加者 878 名） 就労担当者セミナー（1 回 参加者 52 名） 就労者激励会（1 回 参加者 435 名） 就労促進懇談会（1 回 参加者 115 名） 精神障がい者体験実習報告会（1 回 参加者 70 名） 事業所見学会（3 回 参加者 54 名） 就労促進講演会（1 回 参加者 152 名） 		<ul style="list-style-type: none"> 就労部会の開催（多様な障がいのネットワーク会議 年 10 回） 就労促進担当者会議の開催（身体・知的障がいのネットワーク会議 年 12 回） ネットワーク事業の充実（年 6 回） 就労者激励会（8 月） 就労セミナー（9 月） 就労促進懇談会（11 月） 精神障がい者体験実習報告会（1 月） 事業所見学会（1～2 月） 就労促進講演会（3 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク会議の充実についての検討をし実施する。当面は、自立支援協議会の就労支援部会と就労促進担当者会議の継続 多様な障がいに応じたネットワーク事業を検討・実施

事業	29	就労定着支援事業の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		区内外の就労支援事業所、生活支援事業所、特別支援学校、公共職業安定所等と連携して就労の定着を促進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
/		/		<ul style="list-style-type: none"> 就労者の離職を抑制し、定着を促進 雇用後のジョブコーチの活用 たまりば事業の充実【再掲】 定着支援量の調査 増え続ける定着支援に対応するシステムの検討・実施



事業	30	多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者や難病患者等多様な障がいに応じた就労促進支援事業の充実を図り、ネットワークを活用して就労を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 新規就労相談 212 人（前年度より 25%増加） 精神・発達・高次脳機能障がいの職業評価（61 回 153 名） 精神障がいの就労支援部会の開催（精神・発達・高次脳機能障がいのネットワーク会議）（年 10 回 参加事業所 17）【再掲】 精神障がい者体験実習報告会（1 回 参加者 70 名）【再掲】 企業体験実習の実施 75 件（通年） 短期実習 34 名（20 社） 10 日間以上の実習 14 名（14 社） 障害者委託訓練への参加 8 名 精神障がい者の職場体験実習 19 名（7 社） 公共機関での体験実習の実施 126 名（通年） 障害福祉課 50 回 蒲田地域福祉課・子育て支援課 7 回 		<ul style="list-style-type: none"> 就労相談の充実 多様な職業適性評価実習の推進 自立支援協議会と連携した就労支援ネットワークの推進 企業実習の推進 年 80 件（委託訓練を含む） 公共機関での体験実習の参加者・機会の開拓 		<ul style="list-style-type: none"> 新規就労を促進する。 雇用前のジョブコーチの活用 離職者の再就職を促進 多様な職場開拓の充実 多様なニーズに対応する相談支援機能を強化 多様な障がいの相談対応 地域福祉課、地域健康課や生活福祉課等との連携の促進 多様な職業適性評価の充実 体験実習の推進 企業実習の拡大 公共機関実習の拡大 体験実習の参加や受け入れを促進する制度を検討・実施 多様な働き方の状況を調査し、 情報提供を検討・実施



現状と課題

障がいのある人が地域で健康な生活を送るためには、必要な時に安心して受けられる医療の提供や保健相談の充実が求められています。

特に、難病患者は疾病の原因が不明であり、治療法も未確立であることから、難病に対する不安や医療費の負担など患者・家族の心理的、経済的負担は大きいのが現状です。

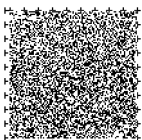
また、精神障がいのある人では、精神疾患の症状の悪化のため受診が困難になり、さらに症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ってしまうことがあります。

このため、障害福祉サービスの充実を図るとともに、保健・医療の支援体制の充実を図ることが重要です。

今後の展開

難病患者への支援の充実のために、庁内ネットワークの構築や難病講演会の実施等に取り組んでいきます。

また、精神障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らせるよう、アウトリーチ支援等の充実を図っていきます。



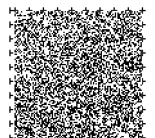
施策の方向性① 精神障がい者への支援の充実

事業	31	精神障がい者への支援の充実	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		<p>思春期から高齢期まで、様々なこころの問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行い、支援の充実に図ります。</p> <p>また、生活福祉課ケースワーカーや訪問看護ステーションNs・ケアマネージャー・ヘルパーなど必要に応じて、関係機関の他職種と同行訪問するなどのアウトリーチ支援の充実を目指します。</p>		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 103 回 保健師家庭訪問 1,549 回（延） 保健師所内相談 2,703 回 保健師電話相談 8,780 回 保健師その他の相談 315 回 保健師関係機関連絡 5,904 回 		<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 保健師家庭訪問 保健師所内相談 保健師電話相談 保健師その他の相談 保健師関係機関連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 保健師家庭訪問 保健師所内相談 保健師電話相談 保健師その他の相談 保健師関係機関連絡 	

施策の方向性② 難病患者への支援の充実

事業	32	庁内ネットワークの構築	区分	新規
			所管	保健所
事業目標		在宅療養生活の支援を充実するために、庁内におけるネットワークづくりを実施します。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 関係部署と密に連携をとりながら、ネットワークづくりのための準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）難病対策庁内連絡会を検討 	

事業	33	難病講演会の実施	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		講演会を実施し、難病患者及びその家族の療養生活支援の充実を目指します。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 1 回実施 「神経難病とリハビリテーション～日常生活の工夫で生活改善」 		<ul style="list-style-type: none"> 1 回実施 「パーキンソン病講演会～あきらめないパーキンソン病の治療！！最新医療の現状」 	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 回実施 	



現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な発達支援へと結びつけることで、子どもの成長発達を促し、地域で暮らしていくための基礎的な力を伸ばすことが可能になります。

そのため、適切な支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減できるよう支援体制を整備していくことが重要です。

また、教育の分野においては、障がいのある子ども及び障がい児教育に対する理解を深め、障がい特性に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

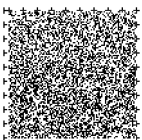
障がいのある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障がいの種別に応じた幼児教育や保育を行っていくことも必要であり、障がいのある子どもと保護者の希望に応じて、適切な保育を受けられるように体制づくりを進めていく必要があります。

今後の展開

子どもの発達状況に合わせた適切な支援を充実させていくとともに、家族に対する心のケアも含めた相談支援を推進していきます。

また、特別支援教育や就学相談等を充実させることで、それぞれの子どもが障がいの有無にかかわらず、適切な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいきます。

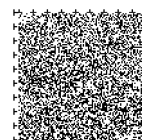
さらに、保育所等において、障がい児の受け入れ体制を整備し、障がいの有無にかかわらず、適切な子育て支援が提供できるようにしていきます。



施策の方向性① 発達支援・教育の充実

事業	34	発達支援の推進	区分	継続
			所管	わかばの家
事業目標	発達に遅れやその疑いのある就学前の乳幼児に、早期に発達支援を行い基本的な生活能力の育成と集団生活への適応能力を高めるとともに、家族への相談支援を行う。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 相談事業 相談件数 575 件 初回面接 392 名 援助事業 園訪問等件数 254 名 講演会参加者数 283 名 発達支援・訓練事業 外来訓練数 524 名 自由来館数 1,453 名 子育てサロン利用数 1,373 名 アフターケア事業 卒園児 58 名、保護者 66 名の参加 		<ul style="list-style-type: none"> 相談及び療育支援の推進 発達相談事業 計画相談事業 療育事業 児童発達センター（単独通所） 発達支援事業（親子通所） 外来訓練事業 自由来館事業 子育てサロン事業 アフターケア事業 援助事業 園訪問等 講演会開催（区民向け、職員向け） 関係機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> 相談事業 発達相談事業 計画相談事業 療育・発達支援事業 児童発達センター（単独通所） 発達支援事業（親子通所） 外来訓練事業 自由来館事業 子育てサロン事業 アフターケア事業 地域支援事業 園訪問等 講演会開催（区民向け、職員向け） 関係機関との連携（障がい者総合サポートセンター他）

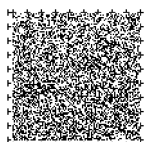
事業	35	就学相談	区分	継続
			所管	教育センター
事業目標	本人の将来を見据え、関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携を緊密にし、障がいの種類や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学、通級の相談を行う。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（4回開催） 電話及び面談等での就学相談（1,484 件） 就学支援委員会（53 回開催） 		<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（年 4 回） 就学相談（随時電話及び面談） 就学支援委員会（年 50～60 回開催） 		<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（年 4 回） 就学相談（随時電話及び面談） 就学支援委員会（年 50～60 回開催）



事業	36	心身障がい児の放課後活動への支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 子育て支援課
事業目標		放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児（小・中・高校生）の放課後活動施設の運営を支援する。 また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設（地域活動支援センター）の運営支援 3か所 放課後等デイサービス事業所 区内9か所（多機能型を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた関係機関との連携強化。 児童発達支援地域ネットワーク会議の開催 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた地域ネットワーク会議の開催 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施

事業	37	特別支援学校との連携	区分	継続
			所管	学務課 指導課 教育センター
事業目標		学校特別支援員の適正な配置を行うとともに、教育・福祉・医療・相談・就労等各関係機関が一体となって、一貫した支援体制の構築を目指す。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の推進

事業	38	特別支援教育に関する教員の資質の向上	区分	継続*
			所管	学務課 指導課
事業目標		東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における特別支援教室の実施に向けて、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、通常の学級における全ての教職員を対象に発達障がい児への指導・支援についての実践力を高める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育関連研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室指導内容の検討 特別支援教育関連研修の充実 		（平成 27 年度） <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室小学校全面実施に向けたモデル校による指導内容の検証 （平成 28 年度～） <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室指導内容の充実 特別支援教育関連研修の充実

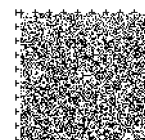


事業	39	特別支援学級等の充実	区分	継続*
			所管	学務課
事業目標		知的障がい、発達障がい等の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図り、能力を伸長させることのできる特別支援教育を推進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級設置 知的障害特別支援学級 小学校 12 校、中学校 7 校 難聴通級指導学級 小学校 2 校 中学校 1 校 弱視通級指導学級 小学校 1 校 言語障害通級指導学級 小学校 3 校 情緒障害等通級指導学級 小学校 9 校 中学校 3 校 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級・特別支援教室開設準備 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級開設 知的障害特別支援学級 小学校 1 校、中学校 1 校 言語障害通級指導学級 小学校 1 校 情緒障害等通級指導学級 中学校 1 校 特別支援教室小学校全面実施に向けた特別支援教室モデル事業を、平成 27 年度実施 小学校 3 グループ 9 校 (平成 28 年度～) <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室区内小学校全校実施 	

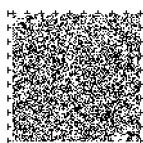
※特別支援教室については、東京都教育委員会の方針により変更されることがあります。

施策の方向性② 保育の充実

事業	40	統合保育の充実	区分	継続*
			所管	保育サービス課
事業目標		児童の望ましい発達を促すため、医師及び心理士による統合保育巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 小児神経科医師による巡回相談：15 回 心理士による巡回相談：135 回 		<ul style="list-style-type: none"> 小児神経科医師による巡回相談：16 回 心理士による巡回相談：155 回 要支援児への支援の継続 保護者への子育て相談の継続 巡回相談後のフォローアップ 新規開設園の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談回数の増加 認可外保育施設への支援 新規開設園の支援 要支援児、要配慮児への支援 	



事業	41	学童保育室での要支援児の受け入れ	区分	継続*
			所管	子育て支援課
事業目標		学童保育を必要とする要支援児童の受け入れを進め、障がい児支援の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
平成 25 年 4 月 1 日現在 ・学童保育室受け入れ施設数 72 施設（うち、4 年～6 年までの受け入れ施設数 4 施設） ・受入児童数 92 人（うち、4 年～6 年までの受け入れ人数 11 人）		・平成 26 年度より受け入れ施設数増 平成 26 年 4 月 1 日現在 ・学童保育室受け入れ施設数 74 施設（うち、4 年～6 年までの受け入れ施設数 10 施設） ・受入児童数 94 人（うち、4 年～6 年までの受け入れ人数 19 人）		・1 年から 6 年までの受け入れを全施設で行う。



4 基本目標3

障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

主要課題（1） 安全・安心体制の確保

現状と課題

全ての人が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の協力・支援体制の構築や防犯への取組が必要になります。

災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障がいのある人を含む区民の災害への適応力を高めていくことが重要です。

また、障がいのある人を含む、自力では避難することが困難な要配慮者の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会・町会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

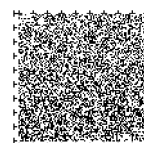
今後の展開

大規模災害に備えて、防災市民組織や自治会・町会などと協力し、避難や救出・救護体制の整備を図ります。

災害時には、自助はもちろん、相互支援による助け合いが重要となるため、講習会等を通じて、災害時相互支援意識の普及啓発に取り組んでいきます。

また、災害時における要配慮者支援の充実を図るとともに、障がいのある人に対する特別な配慮や環境を備えた福祉避難所の体制を整備し、万一の場合の避難生活を不安なく過ごせるようにしていきます。

さらに、障がいのある人が地域で安全・安心に生活できるように、振り込め詐欺や消費者トラブル等の防止に向けて啓発活動を推進するとともに、地域の関係機関との協力体制を整備していきます。



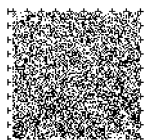
施策の方向性① 災害時相互支援体制の整備

事業	42	災害時における要配慮者支援の推進	区分	継続
			所管	地域力推進部 福祉部 保健所 こども家庭部
事業目標		災害時における要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法などの普及に努め、支援組織の拡充を図ります。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 名簿登録者数：4,768 名 新たな障がい者手帳の取得時に個別に登録勧奨を実施 自立支援協議会の防災部会において、防災訓練（池上地区の防災を考える会発災時体験訓練、糀谷地区一斉防災訓練、大田区総合防災訓練（池上地区））へ参加し、地域への啓発を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者名簿未登録者への登録勧奨 防災支援組織の拡充 自立支援協議会による総合防災訓練等への当事者の参加 	（平成 27 年度） 継続実施 （平成 28 年度） 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿未登録者への登録勧奨（隔年実施） （平成 29 年度） 継続実施	

※災害対策基本法が改正されたことにより、「要配慮者」という用語が新たに定義されました。また、大田区において従前から取り組んできた「災害時要援護者名簿」については、現在のところ名前を変えずに取組を進めています。

事業	43	災害時支援ボランティアの確保	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時要援護者名簿を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 大田区社会福祉協議会等を通じた支援者の確保 災害時協力協定による支援者の確保 	

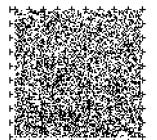
事業	44	災害時相互支援意識の普及啓発	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 災害時における要配慮者支援をテーマとした講習会での啓発 	



事業	45	福祉避難所の体制整備	区分	継続
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所について体制を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所（区立 14 施設）に備品（車椅子用トイレ、ガス発電機、介護用担架、階段避難車）を配備し、全福祉避難所対象に使用講習会を開催 民立 2 施設（まごめ園、のぞみ園）と福祉避難所として協定を締結し、備蓄品配備のための補助金を交付（各施設 1,000,000 円） 福祉避難所運営マニュアルの見直しを実施 池上地区総合防災訓練において、学校避難所から福祉避難所（区立新井宿福祉園）への誘導訓練及び福祉避難所の公開（備蓄品の展示、避難スペースの体験など）を実施（参加者 35 名） 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 障がい者総合サポートセンターを中心として、区内の福祉避難所との連携強化を図る。 	

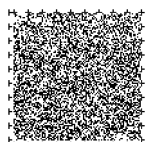
施策の方向性② 防犯対策の充実

事業	46	啓発活動の推進	区分	新規
			所管	防災課
事業目標		振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
/		/	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設等への出張講話 しょうがい者の日のつどいや福祉施設まつりなど、イベントでのチラシ等配布 区民安全・安心メールへのご家族を含めた登録推奨 	



施策の方向性③ 消費者トラブルの防止・救済

事業	47	消費者トラブル防止体制の推進	区分	新規
			所管	消費者生活センター
事業目標	地域の関係機関と連携し、情報共有を図り、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携推進 ・関係機関及び支援者への啓発推進 ・地域の見守り体制の充実



主要課題（2）

福祉のまちづくり

現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる分野に参加するために、様々なバリアを取り除いていくことが求められています。

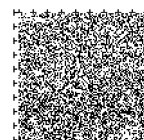
そのためには、従来のバリアフリーの視点に加え、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが課題です。

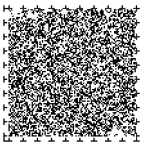
今後の展開

障がい当事者などの区民の声を反映させることで、施設や設備等のバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

施策の方向性① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

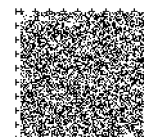
事業	48	地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	区分	継続*
			所管	福祉管理課
事業目標		UDパートナーによる道路、公園、建物などの点検活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度			平成 26 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施（12か所） ①だれでもトイレ表示灯 ②蘇峰公園（整備後） ③平和島周辺地区 ④だれでもトイレドアスイッチ ⑤洗足池公園（整備後） ⑥補助44号線（整備後） ⑦萩中公園（整備後） ⑧六郷図書館（整備前） ⑨六郷保育園（整備前） ⑩池上梅園（整備後） ⑪六郷地域力推進センター（整備後） ⑫障がい者総合サポートセンター（建設中） ・UDパートナーの参加者（累計）：293人 			<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 	
			平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 	

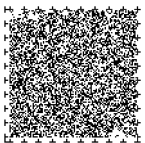




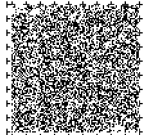
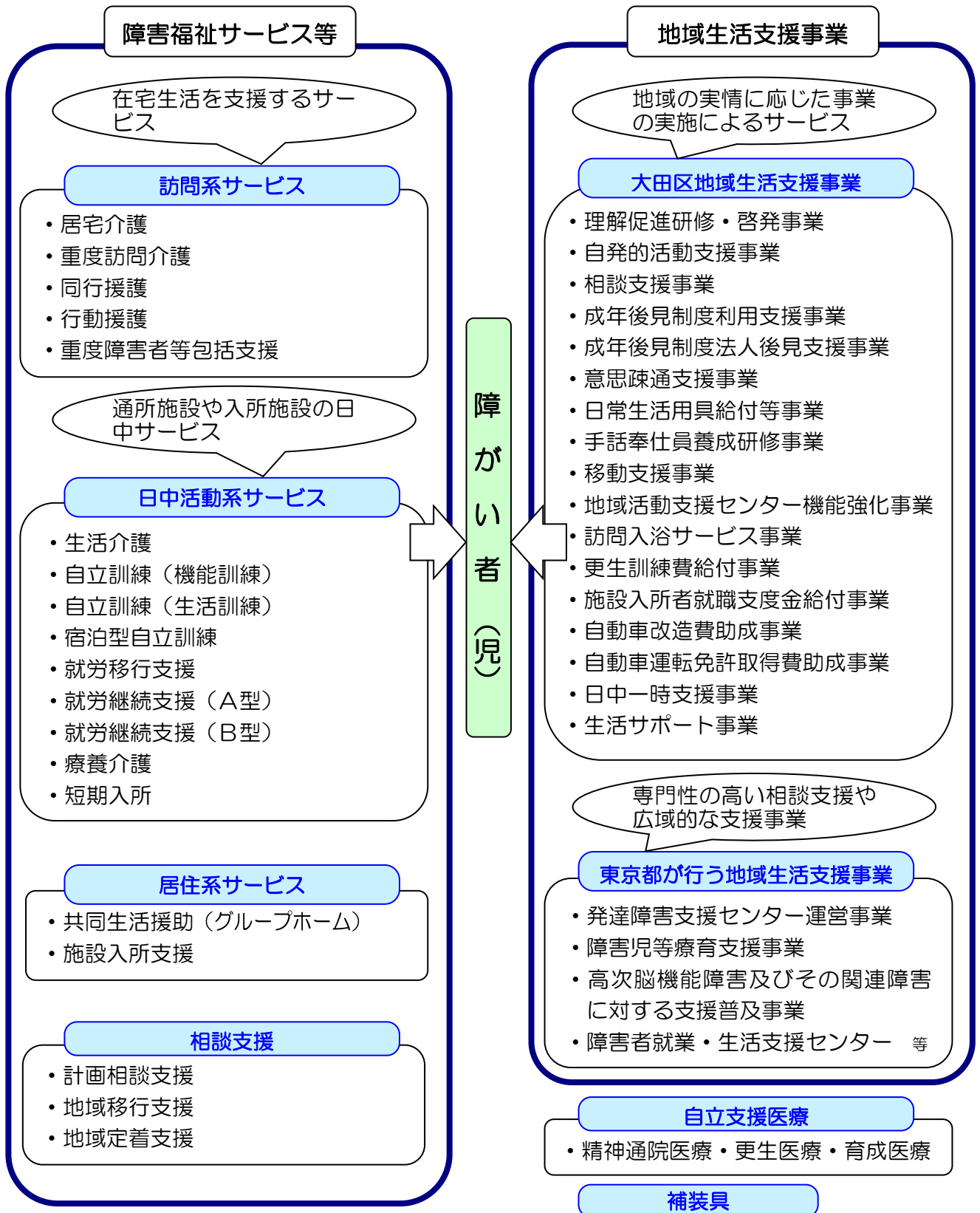
第 5 章

障害福祉サービス等の推進

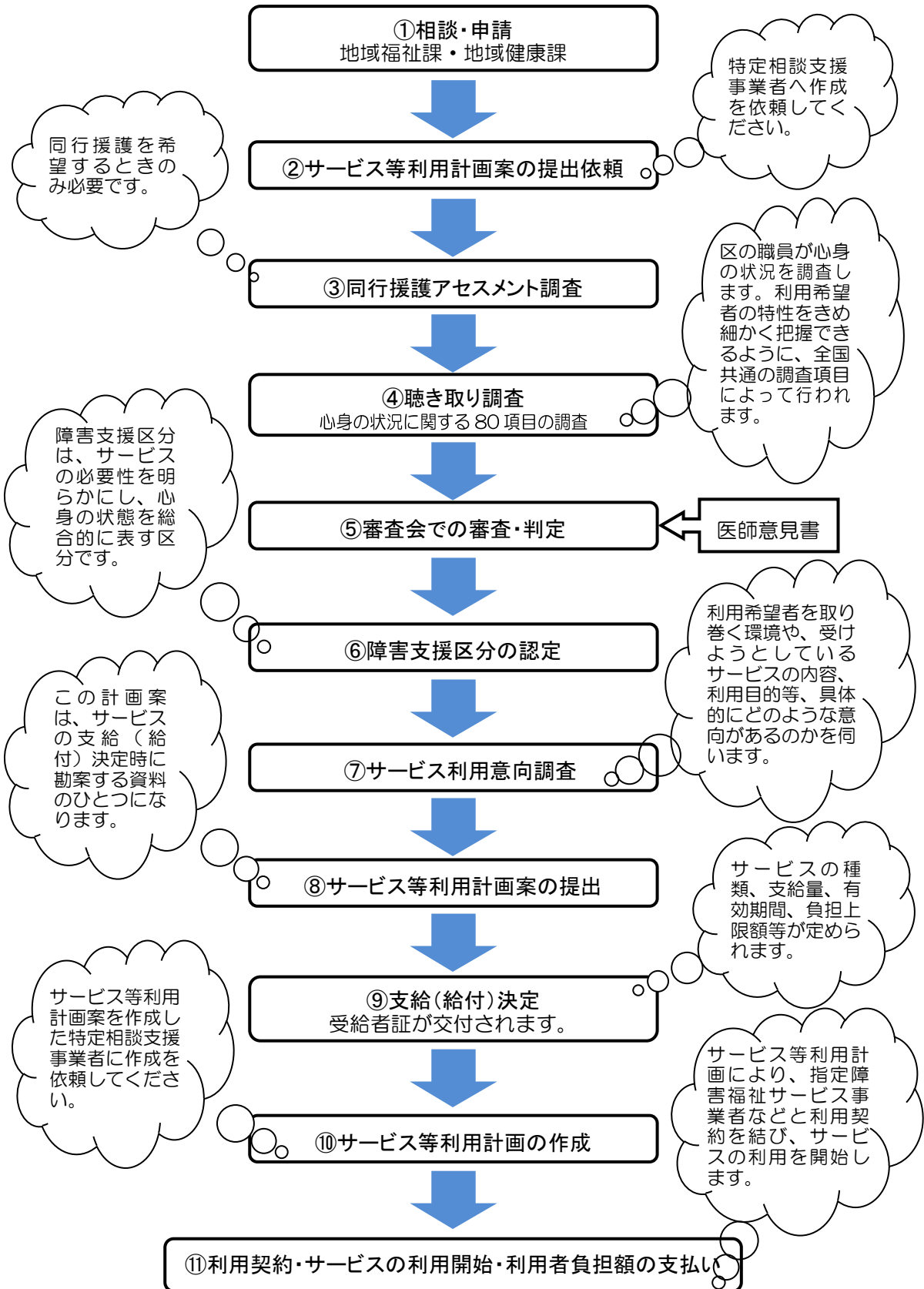




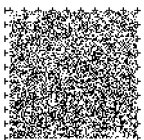
1 障害者総合支援法による福祉サービスの仕組み



2 障害福祉サービス等の申請から利用までの流れ



※介護保険サービスを利用できる場合は、介護保険が優先となります。



3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

(1) 地域移行に向けた支援の充実

障がいの有無にかかわらず、全ての人が自分らしく生活する権利を持っています。そのため、障がいのある人が誰とどのように生活していくのかを自らの選択によって決めることができ、それぞれの障がい特性に応じたサービスが受けられるような仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。

このことから、障がいのある人が地域で安心して暮らすことできるよう、今後も入所施設や関係機関との連携を強化し、民間事業者等の活用によるグループホームの整備を促進していきます。

また、入院している精神障がいのある人のうち、退院可能な人については、地域で暮らしていけるよう支援していきます。病院などの関係機関と連携を取り、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般在宅等に移行する者を見込み、平成29年度末における目標値を設定することとされています。

大田区においては、これまでの実績や現状を踏まえ、平成29年度末までに20人が地域生活に移行することを目標とし、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

(2) 一般就労に向けた支援の充実

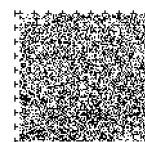
障がいのある人が自分らしく暮らしていくためには、社会的・経済的に自立して生活できることが大切です。

このことから、今後も障がいのある人の就労に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉の関係機関との就労支援ネットワークを充実させていきます。

また、障がい者総合サポートセンターにおいて、就労支援事業を行い、発達障がいや高次脳機能障がいなどの多様なニーズに応じて適切な就労ができるよう支援していきます。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針によると、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされています。

大田区においては、平成24年度の就労移行者数である47人の2倍にあたる、94人を目標とし、障がいのある人の社会的・経済的自立に向けた支援を行っていきます。



(3) 地域生活支援拠点等の整備について

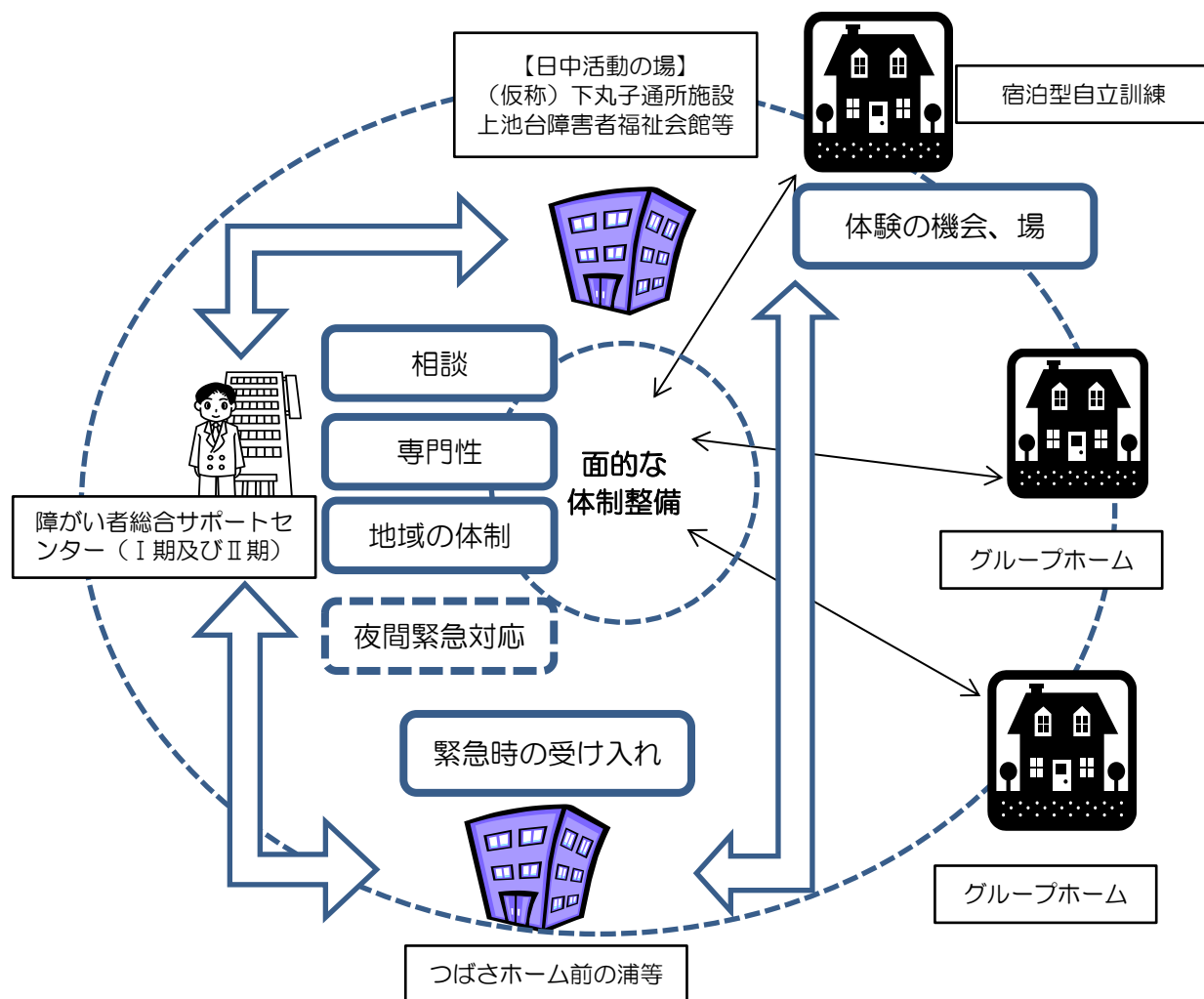
現在、障がいの重度化や高齢化が進む中であって、「親なき後」を見据えて、障がいのある人の地域での暮らしを支援する体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

こうしたことから、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針においては、障がい者の地域における生活支援を推進するため、各市町村又は各圏域に少なくとも一つは、地域生活支援拠点等の整備をすることとされています。

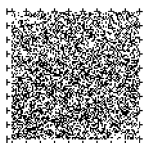
大田区では平成29年度末までに、障がい者総合サポートセンターを中心に、(仮称)下丸子通所施設、つばさホーム前の浦等の施設で機能を分担した「面的な体制」の整備を図っていきます。

そして、平成30年度以降は、障がい者総合サポートセンターの機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指していきます。

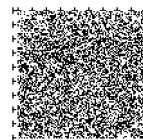
■大田区の地域生活支援拠点等のイメージ図



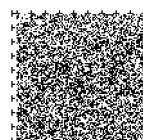
個々の機関が有機的な連携の下に支援を確保していきます。



4 障害福祉サービス等の総括表(見込量一覧)



区分	サービスの種類		単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
1 訪問系 サービス	(1)居宅介護		時間/月	11,579	11,926	12,284	12,652
			人/月	537	554	574	594
	(2)重度訪問介護		時間/月	15,075	15,527	16,304	17,119
			人/月	40	40	42	44
	(3)同行援護		時間/月	5,001	5,250	5,513	5,788
			人/月	154	158	168	178
	(4)行動援護		時間/月	132	135	168	201
			人/月	4	4	5	6
	(5)重度障害者等包括支援		単位/月	0	85,085	85,085	85,085
			人/月	0	1	1	1
2 日中活動系 サービス	(1)生活介護		人/月	943	966	981	996
	(2)自立訓練	機能訓練	人/月	54	70	70	90
		生活訓練	人/月	34	44	44	44
		宿泊型自立訓練	人/月	17	18	18	23
	(3)就労移行支援		人/月	92	110	138	172
	(4)就労継続支援	A型	人/月	23	23	23	23
		B型	人/月	888	954	988	1,058
	(5)療養介護		人/月	55	56	56	56
	(6)短期入所		日/月	1,200	1,250	1,400	1,550
			人/月	132	134	149	161
3 居住系 サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)		人/月	291	281	311	341
	(2)施設入所支援		人/月	506	506	506	506
4 相談支援	(1)計画相談支援		人/月	267	375	400	400
	(2)地域相談支援	地域移行支援	人/月	6	4	8	16
		地域定着支援	人/月	4	3	6	10
5 児童福祉 サービス	(1)児童発達支援	児童発達支援	日/月	1,939	2,114	2,431	2,795
			人/月	273	302	416	540
		医療型児童発達支援	日/月	227	270	270	270
			人/月	25	30	30	30
	(2)放課後等デイサービス		日/月	2,186	4,540	5,040	5,540
			人/月	306	648	748	848
	(3)障害児相談支援		人/月	27	46	59	76



5 訪問系サービス

(1) 居宅介護

■サービス内容

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護等や家事その他の援助を提供するサービスです。

○対象者

障がい者(児)のうち、障害支援区分が1以上（身体介護を伴う場合の通院等介助は、区分2以上）。

■取組の現状と課題等

利用者の増加に伴い、利用時間数も増加しています。区内 102 か所の事業所でサービスを提供しており、介護サービス提供事業所からの新規参入で増加傾向にあります。

■サービス量の見込み

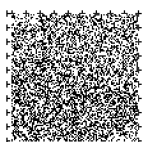
サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間/月	11,579	11,926	12,284	12,652
	人/月	537	554	574	594

■今後の方向性

利用者の増加に対して、事業所による安定したサービス提供体制の整備が課題です。今後も多様な障がい特性に合わせたニーズを的確にとらえ、安定したサービス提供体制を確保していきます。

また、ホームヘルパーには、視覚・聴覚・言語・肢体・知的・精神等の多様な利用者一人ひとりの障がい特性を理解したきめ細やかな対応が求められます。

そのため、今後も研修会等を開催し、事業所職員のスキルアップや事業所間の連携強化に努めていきます。



(2) 重度訪問介護

■サービス内容

重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。

○対象者

障がい者のうち、障害支援区分が4以上で、次のいずれかに該当する人。

①二肢以上に麻痺があり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている。

②常時介護を要し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により、平成26年4月1日から重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者に対象が拡大されています。

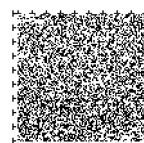
利用実績は増加傾向にあります。区内90か所の事業所でサービスを提供していますが、長時間滞在型のサービスであるため、派遣可能なホームヘルパーの不足等により、需要への対応が十分ではない面があります。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度訪問介護	時間/月	15,075	15,527	16,304	17,119
	人/月	40	40	42	44

■今後の方向性

引き続き事業所に対しては、人材の確保及び定着と、より質の高いサービスの提供に向けた支援を行っていきます。



(3) 同行援護

■サービス内容

視覚障がいや移動が著しく困難な人の外出時に同行して、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行うサービスです。

○対象者

・身体介護を伴わない場合

「同行援護アセスメント票」の調査項目中、「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上。

・身体介護を伴う場合

下記のいずれにも該当する人。

①「同行援護アセスメント票」の調査項目中、「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上。

②障害支援区分が2以上。

③障害支援区分の認定調査項目のうち、(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されている。

(ア)「歩行」「全面的な支援が必要」

(イ)「移乗」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ)「移動」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ)「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ)「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

■取組の現状と課題等

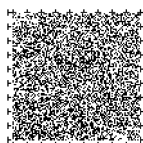
利用実績は増加傾向にあります。平成24年度から新たに加わったサービスであり、以前は移動支援を利用していた方の移行がスムーズにできていると思われま
す。区内36か所の事業所でサービスを提供しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
同行援護	時間/月	5,001	5,250	5,513	5,788
	人/月	154	158	168	178

■今後の方向性

引き続き事業所の確保、人員の確保・定着、人材育成に向けた支援を行い、障
がい特性に配慮したサービスが提供できるようにしていきます。



(4) 行動援護

■サービス内容

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数10点以上の人。

■取組の現状と課題等

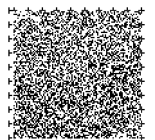
利用時間が増加している反面、利用者数に若干の減少が見られることから、一人あたりの利用時間数は増加傾向にあるといえます。地域生活支援事業の移動支援との棲み分けが明確になってきたともいえますが、区内のサービス提供事業所は7か所と変わっておらず、需要への対応が十分ではない面もあります。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	時間/月	132	135	168	201
	人/月	4	4	5	6

■今後の方向性

引き続き事業所と人員の確保・人材育成等、利用者にとっての適切なサービスを安定して提供できる体制整備を進めていきます。



(5) 重度障害者等包括支援

■サービス内容

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が区分6以上に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する方かつ次の①、②に該当する人。

①重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある、次のいずれかに該当する人。

(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

(イ)最重度知的障がい者

②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上。

■取組の現状と課題等

対象が重度の障がい者のため、生活介護や自立訓練等の居宅外のサービスを組み合わせるまでには至っていないことから、実績がありません。

また、サービス提供事業所は区内にはなく、都内全体でも7か所と少ない状況です。

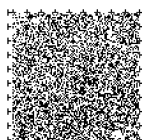
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等包括支援	単位／月	0	85,085	85,085	85,085
	人／月	0	1	1	1

※ 支給量を単位数で決定しています。

■今後の方向性

利用者の急激な増加は見込まれませんが、サービス対象者の把握に努めるとともに、事業所の確保に取り組むことで、希望があった場合に対応できる体制整備を進めていきます。



6 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービス内容

施設において、常に介護を必要とする人に日中の時間で入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動又は生産活動の場を提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が区分3以上の人（50歳以上は区分2以上）。

■取組の現状と課題等

利用者数は増加傾向にあります。また、区内12か所の事業所でサービスを提供しています。

■サービス量の見込み

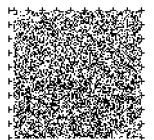
サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	943	966	981	996

■今後の方向性

引き続きサービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるように取り組むとともに、需要の把握に努めて、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

また、利用者の高齢化・重度化に伴う医療的ケアへの対応として、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めていきます。

平成29年度からは、上池台障害者福祉会館における生活介護の対象を拡大し、身体障がいのある人に加え、知的障がいのある人にもサービスを提供していきます。



(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

■サービス内容

①機能訓練

身体障がい者・難病患者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士等がリハビリテーションや日常生活上の支援を提供するサービスです。

②生活訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供するサービスです。

③宿泊型自立訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活又は社会生活ができるように、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供するサービスです。

■取組の現状と課題等

機能訓練と生活訓練は、それぞれ区内2か所の事業所でサービスを提供しています。利用者数は機能訓練がほぼ横ばい、生活訓練が増加傾向にあります。宿泊型自立訓練は、区内1か所の事業所でサービスを提供しています。利用者数はほぼ横ばいです。

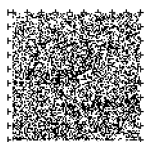
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
機能訓練	人/月	54	70	70	90
生活訓練	人/月	34	44	44	44
宿泊型自立訓練	人/月	17	18	18	23

■今後の方向性

障がい者総合サポートセンターでは、機能訓練と生活訓練のサービスを提供します。区内の自立訓練施設は4施設となるため、それぞれの施設の役割を明確にし、連携して支援を行います。

今後の利用者数は、増加傾向になると見込まれますが、引き続き高次脳機能障がい者など、多様な障がい特性に合わせて、訪問支援などのきめ細かな支援を行います。また、地域生活支援拠点等の整備の一環として、宿泊型自立訓練施設の整備に取り組んでいきます。



(3) 就労移行支援

■サービス内容

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の提供、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を提供するサービスです。

■取組の現状と課題等

区内のサービス提供事業所は順調に増加しており、8か所あります。また、利用者数も増加傾向にあります。

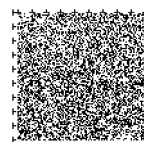
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	人/月	92	110	138	172

■今後の方向性

平成 27 年度からは、障がい者総合サポートセンターでサービスの提供を開始します。また、平成 29 年度の（仮称）下丸子通所施設の開設に向けて取組を進めていくとともに、民間事業者の参入支援も進めていきます。

そして、今後は、就労移行支援を経ての就労継続支援B型の利用という法の原則に則ったサービス提供体制の整備を図っていきます。



(4) 就労継続支援（A型・B型）

■サービス内容

①就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高い人について、一般就労への移行に向けた支援を提供するサービスです。

②就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力を有すると思われる人に対しては、一般就労等への移行に向けた支援を提供するサービスです。

■取組の現状と課題等

利用者数はやや増加傾向にあります。A型のサービス提供事業所は、区内に1か所と変わっていませんが、B型は区内 27 か所の事業所でサービスを提供しており、増加傾向にあります。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援(A型)	人/月	23	23	23	23
就労継続支援(B型)	人/月	888	954	988	1,058

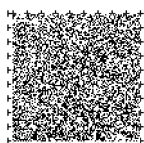
■今後の方向性

A型については、利用動向や需要の把握をしていきます。また、引き続き就労支援ネットワークの連携を深めながら民間事業者の参入支援を行い、サービス提供体制の整備をしていきます。

B型については、今後も需要の増加が見込まれるため、必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

また、A型、B型ともに、知的障がい者以外の発達障がい者、高次脳機能障がい者等の受け入れを支援・促進します。

さらに、平成29年度の（仮称）下丸子通所施設の開設に向けて取組を進めていきます。



(5) 療養介護

■サービス内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を提供するサービスです。

○対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者。

①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が6の人。

②筋ジストロフィー患者又は重度心身障がいのある人で、障害支援区分が5以上の人。

■取組の現状と課題等

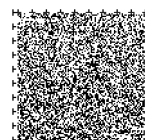
利用者数はほぼ横ばいとなっています。また、区内にサービス提供事業所はなく、都内に14か所あります。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人/月	55	56	56	56

■今後の方向性

今後も利用対象者の大幅な増加や事業所の増加はないと見込まれますが、引き続き利用動向や需要の把握に努め、サービス提供体制の整備を進めていきます。



(6) 短期入所

■サービス内容

自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間を含めた短期間を施設で入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

○対象者

障害支援区分が1以上である障がい者（児）。

■取組の現状と課題等

区内4か所の事業所（福祉型）でサービスを提供しており、利用者数は増加傾向にあります。また、このほかに緊急一時保護施設が1か所あります。

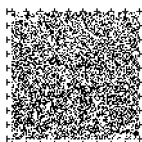
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所(福祉型)	日/月	1,108	1,154	1,292	1,431
	人/月	122	123	137	148
短期入所(医療型)	日/月	92	96	108	119
	人/月	10	11	12	13
合 計	日/月	1,200	1,250	1,400	1,550
	人/月	132	134	149	161

■今後の方向性

今後も需要が高まることが見込まれるため、利用動向や需要の把握に努めるとともに、事業所の開設支援や障がい特性に応じたサービス提供体制の整備を進めていきます。

特に、医療的ケアを必要とする重度障がい者等に対応できる事業所が区内及び近接地域にないため、今後、区内で対応可能な事業所の開設を働きかけていきます。



7 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■サービス内容

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護や家事及び相談や日常生活上の援助を提供するサービスです。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により、平成 26 年 4 月 1 日から、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。

また、区内には 51 か所のグループホームがあり、利用者数は増加傾向にあります。

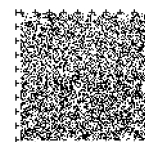
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	291	281	311	341

■今後の方向性

今後も入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等の場合に居住の場を確保する必要性は高く、新規設置する事業者に対する整備支援を継続していきます。

また、支援者に対する研修の実施や支援者間のネットワークづくりにも取り組んでいきます。



(2) 施設入所支援

■サービス内容

施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

○対象者

夜間や休日において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の対象者で通所が困難な人。

①生活介護利用者のうち、障害程度支援区分が4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）。

②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められる人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所による訓練等を受けることが困難な人。

■取組の現状と課題等

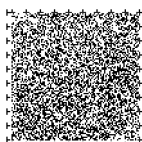
利用者数はほぼ横ばいであり、区内2か所の事業所でサービスを提供しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	人/月	506	506	506	506

■今後の方向性

入所施設から地域生活への移行が求められていますが、グループホームで対応が難しい障がいのある人が、安心して暮らせる暮らしの場が現状では必要であり、更なる整備を検討していきます。



8 相談支援

(1) 計画相談支援

■サービス内容

障がいのある人のサービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

○対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障がい者（児）。

■取組の現状と課題等

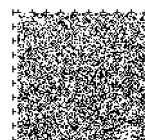
利用者数も大幅に増加しており、区内のサービス提供事業所も 22 か所と増加していますが、サービス等利用計画の作成が遅れている状況です。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	267	375	400	400

■今後の方向性

平成 27 年度からは、全ての障害福祉サービス等の利用にサービス等利用計画が必要となるため、今後の利用者数に大幅な増加が見込まれています。引き続き既存の事業所との連携を密にし、新たな指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に取り組むとともに、セルフプランへの支援も含めてサービス提供体制の整備を進めていきます。



(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

■サービス内容

①地域移行支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

○対象者

施設に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者。

②地域定着支援

常時の連絡体制を確保して、相談や緊急対応等の必要な支援を行います。

○対象者

居宅においてひとり暮らしをしている障がい者、同居している家族の支援を受けられない障がい者。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の施行により平成 26 年 4 月 1 日から対象が拡大されています。利用者数はやや増加傾向にあり、地域移行支援が区内 5 か所、地域定着支援が区内 4 か所の事業所でサービスを提供しています。

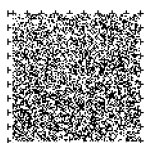
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	人／月	6	4	8	16
地域定着支援	人／月	4	3	6	10

■今後の方向性

今後も、施設入所者や精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち、地域移行が具体的に見込まれる障がいのある人について、認定調査等の際に本人の意向や状況を勘案して、円滑な地域移行につなげていけるようサービス提供体制を整備していきます。

また、地域で単身生活をしている障がいのある人や、家族による支援を受けることができない障がいのある人について、地域における安定した生活に向けて、サービス提供体制を整備していきます。



9 児童福祉サービス

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

■サービス内容

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

○対象者

肢体不自由があり、理学療養等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童。

■取組の現状と課題等

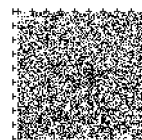
平成 24 年の児童福祉法の改正により、身近な地域で支援が受けられるようになったサービスです。また、児童発達支援は区内 7 か所、医療型児童発達支援は区内 1 か所の事業所でサービスを提供しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	日/月	1,939	2,114	2,431	2,795
	人/月	273	302	416	540
医療型児童発達支援	日/月	227	270	270	270
	人/月	25	30	30	30

■今後の方向性

今後も需要の増加が見込まれます。必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、今後の施設整備に適切に反映していきます。



(2) 放課後等デイサービス

■サービス内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

○対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童。

■取組の現状と課題等

平成24年の児童福祉法の改正により、新しくできたサービスです。また、区内12か所の事業所でサービスを提供しています。

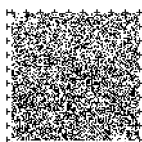
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	日/月	2,186	4,540	5,040	5,540
	人/月	306	648	748	848

■今後の方向性

今後も需要の増加が見込まれます。また、地域活動支援センターからの移行により、サービス提供事業所も増加する見込みです。

引き続き必要なサービスが提供されるよう取り組むとともに、需要の把握に努め、今後の施設整備に適切に反映していきます。



(3) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

○対象者

障害児通所支援を行う全ての児童。

■取組の現状と課題等

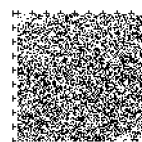
平成 24 年の児童福祉法の改正により、新しくできたサービスです。また、区内 5 か所の事業所でサービスを提供しています。

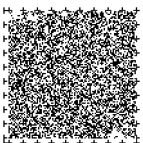
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	人/月	27	46	59	76

■今後の方向性

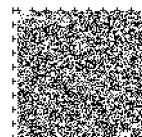
障害児通所支援を利用する全ての児童に障害児支援利用計画が必要となるため、今後も利用者数の増加が見込まれます。引き続き既存の事業所との連携を密にし、サービス提供体制の整備を図っていきます。

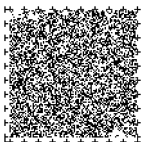


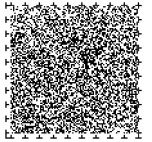


第 6 章

地域生活支援 事業の推進

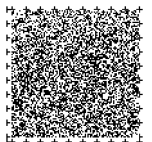






1 地域生活支援事業の総括表(見込量一覽)

		単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
1 必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(2) 自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15
			件/月	5,393	6,662	6,945	7,243
		基幹相談支援センター	—	—	有	有	有
		基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施
	(4) 成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	
	(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/月	180	186	206	226
			人/月	180	186	206	226
		要約筆記者派遣事業	件/月	6	8	8	8
			人/月	8	10	10	10
	(7) 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	70	76	81	86
		自立生活支援用具	件/年	104	115	120	125
		在宅療養支援用具	件/年	135	212	217	222
		情報・意思疎通支援用具	件/年	141	153	158	163
		排泄管理支援用具	件/年	11,721	13,098	13,598	14,098
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	40		
(9) 移動支援事業		時間/月	9,534	12,386	13,336	14,286	
		人/月	514	639	689	739	
(10) 地域活動支援センター機能強化事業		箇所数	13	11	11	11	
		人/月	345	291	291	291	
2 その他事業	(1) 訪問入浴サービス事業	回/年	2,105	2,127	2,190	2,234	
		人/年	57	64	68	72	
	(2) 更生訓練費等給付事業	更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	1
		施設入所者就職支度金給付事業	人/年	1	1	1	1
	(3) 社会参加促進事業	自動車改造費助成事業	件/年	9	9	9	9
		自動車運転免許取得費助成事業	件/年	4	8	8	8
	(4) 日中一時支援事業		回/年	865	880	895	910
			人/年	66	67	68	69
	(5) 生活サポート事業		時間/年	570	570	570	570
			人/年	879	879	879	879



2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業（教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等）を行います。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の成立により、新たに必須事業として位置付けられています。現在、大田区しょうがい者の日のつどい、障害者福祉強調月間の文化展・パネル展を行っています。

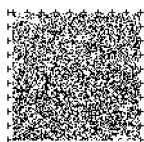
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施

■今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。障がい者総合サポートセンターでは、障がいのある人ばかりでなく、障がいのない人も気軽に立ち寄っていただき、障がいについて知っていただく仕掛けづくりを常に行います。

特に、地域交流支援部門においては、講演会や発表会、展示会等の企画立案や小中学校の校外学習支援等の障がいに関する理解啓発活動を積極的に実施していきます。



(2) 自発的活動支援事業

■サービス内容

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う事業(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)に対する支援を行います。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の成立により、新たに必須事業として位置付けられています。これまで、大田区障害児者自立支援の会に運営を委託し、ピアカウンセリングによる相談や情報提供などの支援を行ってきました。

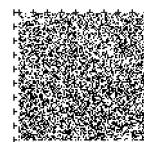
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施

■今後の方向性

障がい者総合サポートセンターにおいて事業を引き継ぎ、登録ピアカウンセラーによる、相談希望者の相談趣旨に対応したピアカウンセリングを実施します。

また、今までの身体障がいや知的障がい、発達障がいに加えて、高次脳機能障がい、精神障がいや重度心身障がいなどに対象を広げます。



(3) 相談支援事業

■サービス内容

障がいのある人やその保護者等からの様々な相談や申出を受け、必要に応じて自宅を訪問して一人ひとりに合った適切なサービスの組合せと提供を行い、地域での暮らしを支えています。

■取組の現状と課題等

身体・知的障がい者については、4か所の地域福祉課で、精神障がい者については、4か所の地域健康課及び地域活動支援センター（Ⅰ型2か所、Ⅱ型3か所、Ⅲ型1か所）による相談支援体制を整備しています。相談件数は増加傾向にあります。

■サービス量の見込み

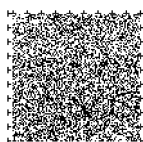
サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15
	件/月	5,393	6,662	6,945	7,243
基幹相談支援センター	—	—	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施

■今後の方向性

障がい者等からの多様な相談にきめ細やかに対応するため、職員研修や相談支援事業者との連携を充実させ、専門的かつ継続的な体制を構築していきます。

また、障がい者総合サポートセンターを新たに基幹相談支援センターとして位置付け、全障がいに対応した相談支援を行うなど、相談支援体制を強化していきます。

今後も発達障がいや高次脳機能障がいを含めた相談件数の増加が見込まれるため、民間の相談支援事業者の開設への働きかけをはじめ、総合的な相談体制の充実を図っていきます。



(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービス内容

障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい・精神障がいのある人に対して、権利擁護を図るために、成年後見制度の活用を支援します。

■取組の現状と課題等

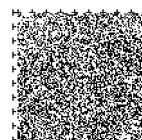
現在、区長申立てや報酬助成を実施し、大田区社会福祉協議会とも連携して事業を実施しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施

■今後の方向性

引き続き事業を実施していきます。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう後見人の確保に努めます。

■取組の現状と課題等

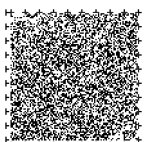
法人後見は、大田区社会福祉協議会で実施しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施

■今後の方向性

引き続き大田区社会福祉協議会が事業を実施していきます。



(6) 意思疎通支援事業

■サービス内容

①手話通訳者等派遣事業

手話通訳者がいない官公庁・医療機関等で聴覚障がい者が手話通訳を必要とするときに、手話通訳者・奉仕員を派遣するものです。

※派遣は原則として月4回以内です。東京手話通訳等派遣センターからの派遣に回数制限はありません。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者が要約筆記を必要とするときに、要約筆記者を派遣するものです。

○対象者

聴覚・言語機能障がいのある人。

■取組の現状と課題等

派遣事業の登録障がい者数には大きな変化はなく、利用件数もほぼ見込みどおりに推移しています。1回の利用で複数人の通訳者・筆記者を派遣するケースもあります。

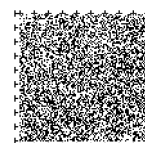
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者等派遣事業	件/月	180	186	206	226
	人/月	180	186	206	226
要約筆記者派遣事業	件/月	6	8	8	8
	人/月	8	10	10	10

※「手話通訳者等派遣事業」には、「東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

■今後の方向性

障がい者総合サポートセンターを聴覚障がい者支援・中途失聴難聴者支援の拠点と位置付け、手話通訳者と連携して派遣事業のより一層の充実だけでなく、聴覚障がい者・中途失聴難聴者に対する情報保障と相談の充実、サポートセンターを基地としたタブレット端末を活用した遠隔手話通訳事業に取り組みます。



(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

在宅の重度障がい者（児）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具を給付するサービスです。給付については、所得による制限があります。

■取組の現状と課題等

福祉用具の種類により違いがありますが、平均するとほぼ見込みどおりの実績で推移しています。

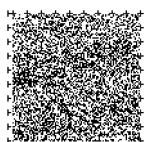
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件／年	70	76	81	86
自立生活支援用具	件／年	104	115	120	125
在宅療養支援用具	件／年	135	212	217	222
情報・意思疎通支援用具	件／年	141	153	158	163
排泄管理支援用具	件／年	11,721	13,098	13,598	14,098
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	0	1	1	1
合 計	件／年	12,171	13,655	14,175	14,695

■今後の方向性

利用件数は微増傾向で推移するものと見込まれます。引き続き新項目の追加や新製品への対応を行うとともに、障がいに応じた品目の相談や情報提供の充実を図っていきます。

現在、地域福祉課及び障害福祉課で日常生活用具の検討会を行っており、規則に載っている日常生活用具の種目の追加・統合・削除及び支給に係る運用を引き続き検討していきます。



(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者を養成します。

■取組の現状と課題等

障害者総合支援法の成立により、新たに必須事業として位置付けられています。現在、大田区社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員・手話通訳者養成のための講習会を行っています。

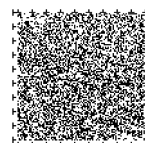
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	40
(参考)登録手話通訳者	人/年	1	2	2	2

※「手話奉仕員養成研修事業」の見込量は、手話講習会（上級）修了者数の見込みです。

■今後の方向性

引き続き講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者の養成に努めていきます。



(9) 移動支援事業

■サービス内容

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援するサービスです。

ただし、介護保険の外出介護サービス又は障害者総合支援法による他の外出介護サービスが利用できる人は、その制度が優先されます。

なお、支援を受けられる時間数（支給量）は、障がいの種類及び程度、介護者の状況等の聴き取り調査の上で決まります。

○対象者

- 視覚障がい者（児）
- 全身性障がい者（児）（※重度訪問介護対象者は除く）
- 知的障がい者（児）
- 精神障がい者（児）
- 難病等患者（18歳未満を除く）

■取組の現状と課題等

事業開始当初より需要が大きく、利用は増加傾向にあります。区内のサービス提供事業所も増加しており、109か所あります。

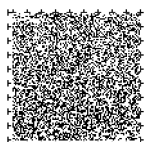
■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	時間／月	9,534	12,386	13,336	14,286
	人／月	514	639	689	739

■今後の方向性

引き続き増加が予想される需要に十分に対応できるサービス提供事業所を確保するとともに、ヘルパーの質の向上等に努めます。

現在、地域福祉課及び障害福祉課で移動支援検討会を行っており、今後も支給に係る地域福祉課の決定基準の統一及び区民・事業者向けのガイドラインの作成を検討していきます。



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

■サービス内容

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等、多様な活動の場となるものです。(基礎的事業)

基礎的事業に加え、事業の機能を強化するため、次のⅠ～Ⅲ型が設定されています。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための事業や相談支援事業を併せて実施するもの。

Ⅱ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。

Ⅲ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。自立支援給付に基づく事業所に併設することもできる。

■取組の現状と課題等

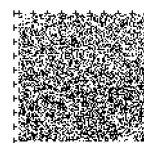
これまで、利用者数・事業所数は増加傾向にありましたが、就労継続支援（B型）や放課後等デイサービスに移行する事業所が増えています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	13	11	11	11
	人/月	345	291	291	291

■今後の方向性

平成27年度は2事業所が他のサービスに移行するため、利用者数が減少することが見込まれますが、引き続き既存の事業所職員の専門性の向上を図るなど、より質の高いサービスが提供できるように支援していきます。



3 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

■サービス内容

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障がい者（児）等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、対象者宅に特殊浴槽を持ち込んで室内で入浴のサービスを行います。利用回数は年 52 回以内です。

○対象者

常時介護を必要とする人で、身体障害者手帳（1 級～3 級）又は愛の手帳（1 度～3 度）の交付を受けている人。また、その障がいに準ずる人。

■取組の現状と課題等

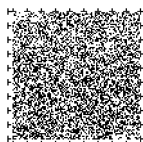
利用者数はほぼ横ばいです。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成 26 年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	回／年	2,105	2,127	2,190	2,234
	人／年	57	64	68	72

■今後の方向性

対象者が限られているため、今後も需要に急激な変化は無いと見込まれます。引き続き良質で安全なサービスを安定して提供できるように、サービスの利便性の向上を図っていきます。



(2) 更生訓練費等給付事業

■サービス内容

①更生訓練費給付事業

訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給するものです。

○対象者

就労移行支援事業又は自立訓練を利用している身体に障がいのある人のうち、社会での自立のための訓練を受けている人。ただし、所得制限あり。

②施設入所者就職支度金給付事業

訓練を終了し、就職等により自立する人に就職支度金を支給するものです。

○対象者

就職に向けた訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することとなった身体に障がいのある人。

■取組の現状と課題等

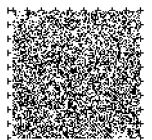
更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業とも、利用者数は横ばいです。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成 26 年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	人／年	1	1	1	1
施設入所者就職支度金給付事業	人／年	1	1	1	1

■今後の方向性

旧体系施設の新体系サービスへの移行に伴う対象施設の減少により、利用対象者が減少しているため、今後も利用者数に大きな変化は無いものと見込まれます。今後の利用状況を見極め、この事業の必要性の有無を検討していきます。



(3) 社会参加促進事業

■サービス内容

①自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自動車を取得する際、その自動車に必要な改造のための費用を助成するものです。

○対象者（全ての項目に該当する人）

- ・身体障害者手帳3級以上の上肢、下肢又は体幹機能障がいを有する。
- ・就労等に伴い自ら運転する自動車を所有している。
- ・前年の所得税額が40万円以下。
- ・改造の必要性が確認できる。
- ・本制度の助成を受けて2年以上経過している。

②自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がいのある人に、教習費用の一部を補助するものです。

○対象者（全ての項目に該当する人）

- ・道路交通法身体適格審査に合格した身体障害者手帳3級以上の障がいのある人（ただし、内部障がいは4級以上で歩行が困難な人。下肢、体幹障がいは5級以上の人で歩行が困難な人。）。
- ・申請日の3か月前から引き続き区内に住所を有する。
- ・前年の所得税額が40万円以下。
- ・他の制度により免許取得に要する費用の助成を受けていない。

■取組の現状と課題等

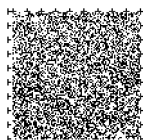
利用件数はほぼ横ばいで推移しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車改造費助成事業	件/年	9	9	9	9
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	4	8	8	8

■今後の方向性

自動車改造費助成及び自動車免許取得費助成については、実績を踏まえ、これまでと同水準の利用を見込み、制度の適正な運用を図ります。



(4) 日中一時支援事業

■サービス内容

保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供するものです。

○対象者

区内に居住し、一時的に見守り等の支援が必要な知的障がい者（児）又は身体障がい児。学齢児以上が対象となります。

■取組の現状と課題等

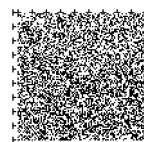
現在、区内1か所の事業所でサービスを提供していますが、利用日数は大幅に増えています。これは平日の利用が増えてきたことが要因の一つと考えられます。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	回／年	865	880	895	910
	人／年	66	67	68	69

■今後の方向性

今後も事業者数の増加が見込まれず、利用日数は微増傾向と推測されます。引き続きこのサービスが利用しやすくなるよう検討していきます。



(5) 生活サポート事業

■サービス内容

障害福祉サービスを利用していない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対し、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を提供します。

○対象者

在宅の主に精神障がいのある人で、障害福祉サービスを利用していない人。

■取組の現状と課題等

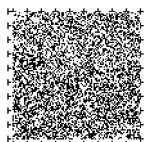
サービスを提供している区内の事業所は地域活動支援センターⅠ型が2か所、Ⅱ型が3か所、Ⅲ型が1か所です。事業所数が増加したため、利用実績は大幅に増加しています。

■サービス量の見込み

サービス	単位	平成26年度 (実績見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート事業	時間／年	570	570	570	570
	人／年	879	879	879	879

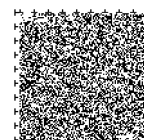
■今後の方向性

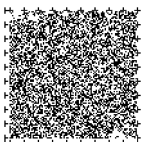
今後は横ばいで推移すると見込まれます。引き続き事業所の継続的な運営方法の検討を行い、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の状況に応じて居宅介護サービスの利用を促すなどの調整を図ります。



第 7 章

計画の推進 に向けて



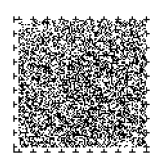


1 計画の推進体制

障がい者施策は福祉だけではなく、保健、医療、教育、防災等、広い分野にわたっており、効果的に施策を展開していくためには、全庁的な取組が必要となります。今後は、これまで以上に関係各課や諸機関との連携を強化し、施策を推進していきます。

また、障がい者団体、サービス事業者、大田区自立支援協議会等とも協力体制を築き、連携して施策を推進していきます。

■計画目標の達成に向けた取組のイメージ図



2 計画の進行管理について

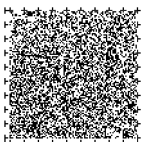
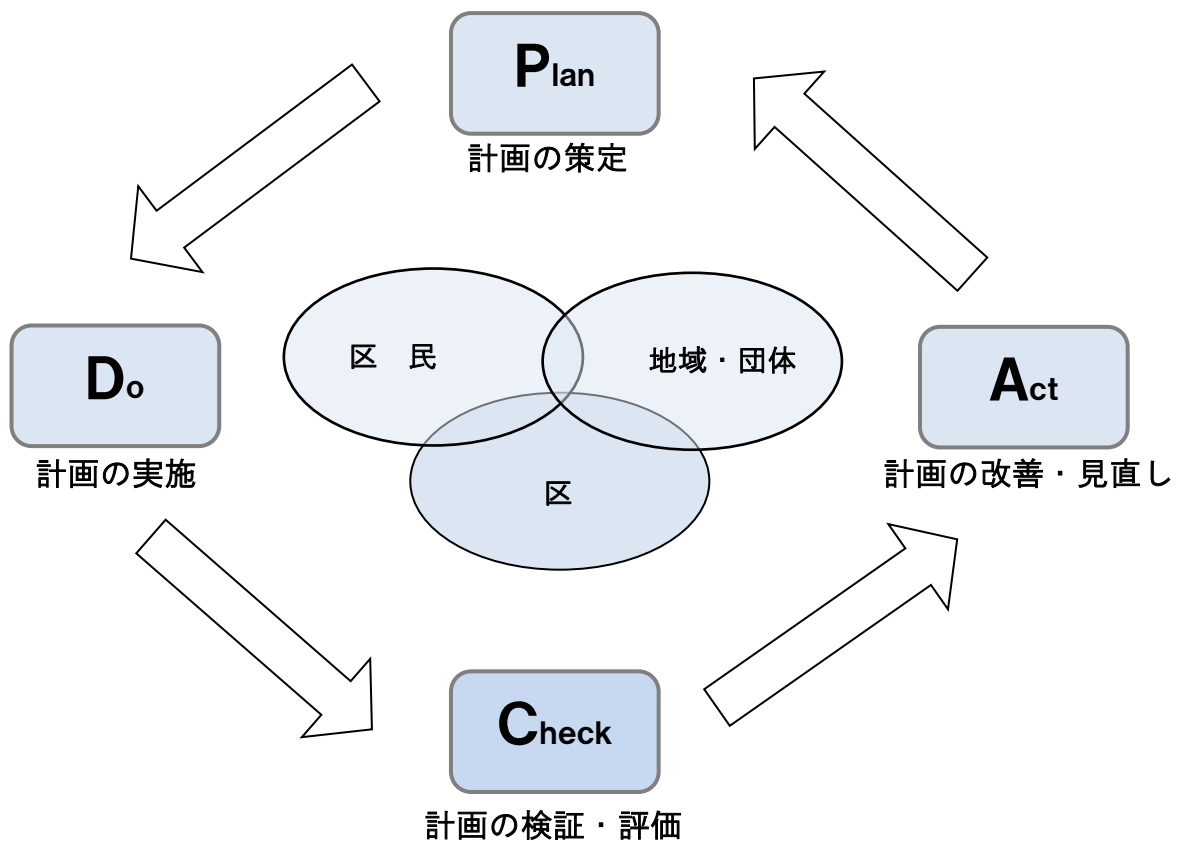
(1) PDCAサイクルについて

「PDCAサイクル」とは、様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくためにとても重要です。

そのため、作成した計画については、進捗状況を把握するだけでなく、検証・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していく必要があります。

■PDCAサイクルのイメージ図



(2) 計画の検証と評価

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

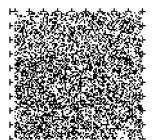
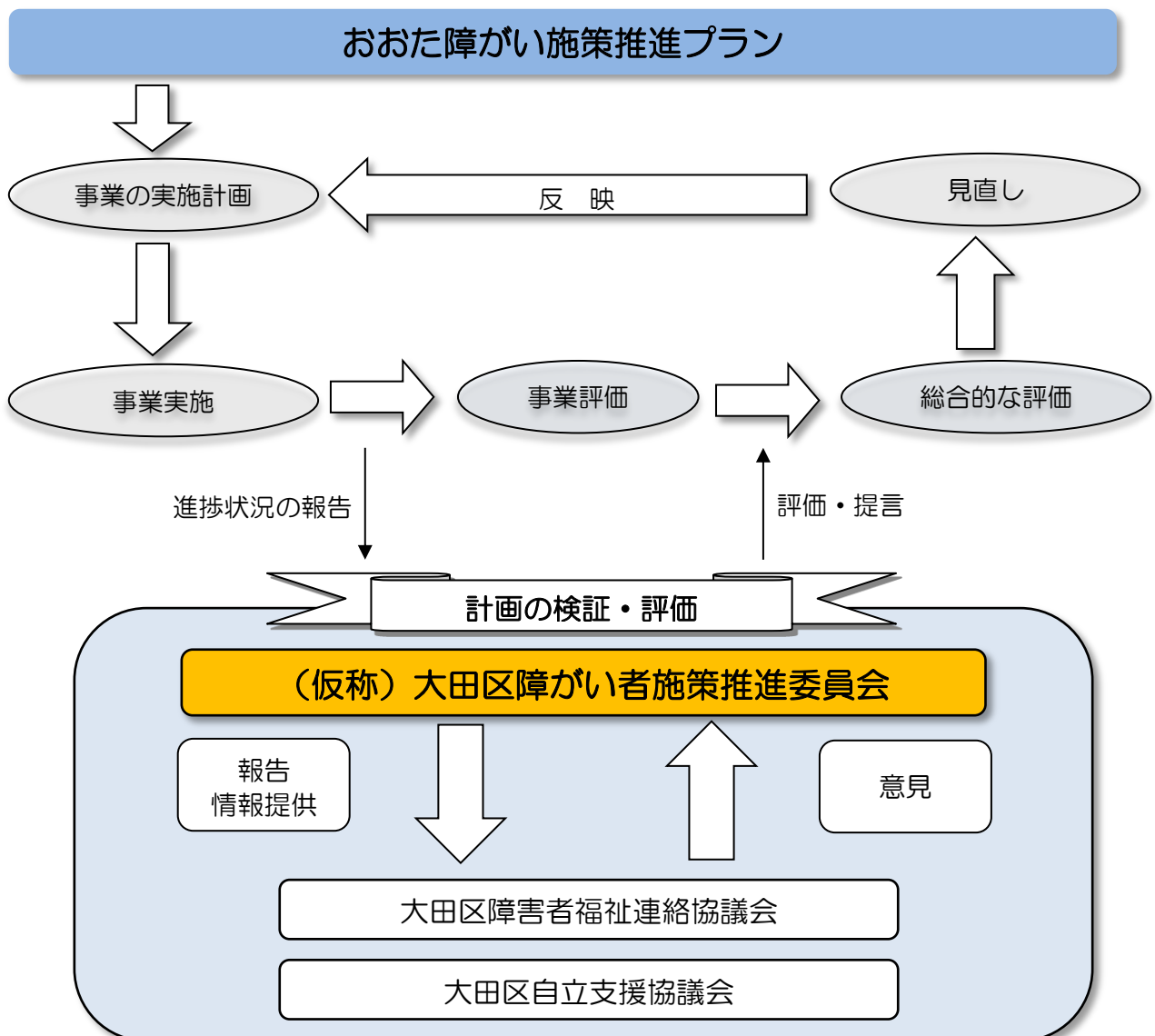
そのため、「(仮称)大田区障がい者施策推進委員会」を新たに設置し、事業の実績等、取組状況を報告していきます。

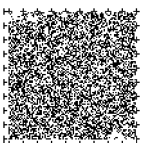
推進委員会においては、「大田区障害者福祉連絡協議会」及び「大田区自立支援協議会」での議論を踏まえた上で、意見を集約し、検証・評価を行います。

その評価を受け、庁内において、事業の見直しを含めて検討を行い、年度ごとに評価をまとめます。

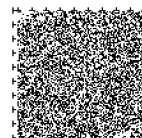
まとめた評価については、推進委員会等に報告するとともに、区ホームページに公開します。

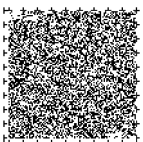
■進行管理のイメージ図





資料





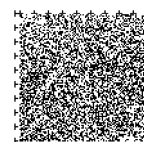
1 計画策定の経過

(1) 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年6月3日(火)	○計画の策定について ○法改正の動向、国の指針について ○実態調査報告 ○計画策定スケジュールについて
第2回	平成26年7月28日(月)	○大田区障害者計画、第3期大田区障害福祉計画の進捗状況について
第3回	平成26年10月8日(月)	○計画骨子について
第4回	平成26年11月21日(金)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について
第5回	平成27年2月17日(火)	○計画(案)について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告

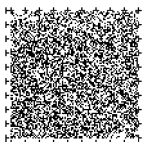
(2) 大田区障害者福祉連絡協議会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年5月29日(木)	○計画の策定について ○平成26年度障害福祉関係予算について ○大田区地域福祉計画について ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成25年度大田区自立支援協議会報告
第2回	平成26年11月20日(木)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成26年度大田区自立支援協議会中間報告
第3回	平成27年2月17日(火)	○計画(案)について ○平成27年度当初予算(案)の概要について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告 ○障がい者総合サポートセンターについて ○平成26年度大田区自立支援協議会年間活動報告



(3) 庁内検討委員会 審議経過

回	開催日時	審議内容
第1回	平成26年7月22日(火)	○計画の策定について ○大田区障害者計画、第3期大田区障害福祉計画の進捗状況について
第2回	平成26年9月22日(月)	○計画骨子について
第3回	平成26年11月12日(月)	○計画(素案)について ○パブリックコメント・区民説明会の実施について
第4回	平成27年2月9日(月)	○計画(案)について ○パブリックコメント・区民説明会実施報告



2 大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 2 日 26 福障発第 10449 号 部長決定

(目的)

第 1 条 大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画の策定にあたり、広く意見を求めることを目的に有識者及び関係区職員等で構成する大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、大田区障害者計画・第 4 期大田区障害福祉計画の策定に係る検討を行う。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

2 委員会に委員長を置く。

(委員長の選任)

第 4 条 委員長は互選による。

2 委員長は会務を統括し、委員会の議長を務める。

3 委員長に事故があるときは、委員の中からその職務を代理する者を選任する。

4 委員長は、必要があると認める場合には、委員でない者を出席させることができる。

(会議の開催)

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決する。

(事務局の設置)

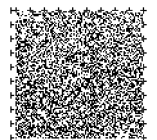
第 6 条 委員会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別途定める。

付 則

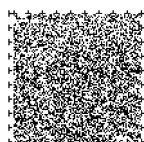
この要綱は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。



別表（第3条関係）

委員会構成員

氏名	役職
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
内藤 禎一	福祉部障害福祉課長（障害者施設計画担当課長兼務）
長堀 利一	福祉部糀谷・羽田地域福祉課長
関 香穂利	こども家庭部こども発達支援担当課長
津本 卓也	大田区社会福祉協議会事務局次長
志村 陽子	大田区自立支援協議会会長（こども部会長）
大内 伸一	大田区自立支援協議会副会長（就労支援部会長）
栗田 修平	大田区自立支援協議会副会長
岡本 洋	大田区自立支援協議会相談支援部会長
荒木 千恵美	大田区自立支援協議会防災部会長
眞下 裕子	大田区自立支援協議会地域資源開発部会長
栗田 総一郎	大田区自立支援協議会委員
島田 通利	池上福祉園施設長



3 大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱

制定	平成9年3月28日	福障発第910号	助役決定
改正	平成11年4月28日	保福管発第126号	助役決定
改正	平成12年4月24日	保福福発第40号	助役決定
改正	平成13年4月19日	保福福発第64号	助役決定
改正	平成14年3月29日	保福福発第2616号	助役決定
改正	平成16年3月31日	保福障発第2407号	助役決定
改正	平成17年4月25日	保福障発第106号	部長決定
改正	平成18年4月28日	18保福障発第10104号	部長決定
改正	平成20年4月25日	20保福障発第10202号	部長決定
改正	平成21年4月23日	21福障発第10244号	部長決定
改正	平成22年1月8日	21福障発第12455号	部長決定
改正	平成26年4月25日	26福障発第10315号	部長決定

(目的)

第1条 障害者の福祉向上のため、障害者及び関係団体等に区政情報を提供し、意見の交換を行い、その意見、要望を大田区障害者計画に反映させることを目的として、大田区障害者福祉連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び別表2に掲げる区職員をもって構成する。

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

(協議事項)

第3条 連絡協議会は、次の事項を協議する。

(1) 障害者の福祉向上に係る必要な福祉施策について

(2) その他、関係事項について

(座長)

第4条 連絡協議会の座長は、この要綱を所管する部長をもって充てる。

2 座長は、会議を招集し、主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、この要綱を所管する課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

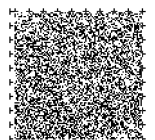
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。



付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 23 日 21 福障発第 10244 号部長決定）

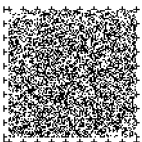
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 22 年 1 月 8 日 21 福障発第 12455 号部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 25 日 26 福障発第 10315 号部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

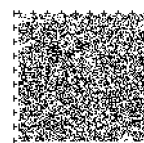


別表 1

団 体 名	役職名
大田区知的障害者育成会	会 長
大田区肢体不自由児（者）父母の会	会 長
大田区重症心身障害児（者）を守る会	会 長
特定非営利活動法人 大身連	理事長
大田区肢体障害者福祉協会	会 長
大田区視力障害者福祉協会	会 長
大田区聴覚障害者協会	会 長
大田区精神障害者家族連絡会	代 表
大田区民生委員児童委員協議会	会 長
大田区ボランティア懇談会	代 表
大田区社会福祉協議会	事務局長
東京都立城南特別支援学校	学校長
東京都立城南特別支援学校 P T A	会 長
東京都立矢口特別支援学校	学校長
東京都立矢口特別支援学校 P T A	会 長
東京都立田園調布特別支援学校	学校長
東京都立田園調布特別支援学校 P T A	会 長

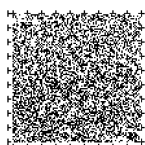
別表 2

部 局 名	役職名
福 祉 部	部 長
福 祉 部	福祉管理課長
福 祉 部	障害福祉課長
福 祉 部	障害者施設計画担当課長
地域力推進部	防災課長
保 健 所	保健衛生課長
まちづくり推進部	まちづくり管理課長
まちづくり推進部	住宅課長
都市基盤整備部	都市基盤管理課長
教育総務部	教育総務課長



4 庁内検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
福祉部長	坂本 尚史
福祉部福祉管理課長	今岡 正道
福祉部障害福祉課長（障害者施設計画担当課長）	内藤 禎一
福祉部糶谷・羽田地域福祉課長	長堀 利一
福祉部調布生活福祉課長	鈴木 雄三
新蒲田福祉センター所長	岩澤 豊明
上池台障害者福祉会館長	根本 勝司
保健所保健衛生課長	杉村 由美
保健所健康づくり課長	篠塚えみ子
計画財政部計画調整担当課長	杉山 良樹
こども家庭部子育て支援課長	後藤 清
こども家庭部こども発達支援担当課長 （こども発達センターわかばの家所長）	関 香穂利
地域力推進部防災課長	須川 孝芳
新井宿特別出張所長	松下 賢治
まちづくり推進部まちづくり管理課長	黒澤 明
まちづくり推進部住宅課長	榎田 隆一
都市基盤整備部都市基盤管理課長	明立 周二
教育総務部教育総務課長	青木 重樹



5 大田区発達障がい児・者支援計画(抜粋)

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

我が国においては、これまで「発達障がい」に関する社会の認知度が低く、サービスの提供も少なかったことから、発達障がいのある方々とその家族は、大きな不安を抱えていました。

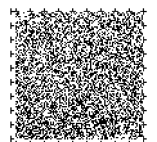
平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの定義とともに、発達障がいを早期に見出し、早期に発達支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされました。また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正により、発達障がい者が障がいの範囲に含まれることが法律上明記され、平成 23 年の障害者基本法の改正により、障がいの定義の中で発達障がいも精神障がいに含まれることが明示されました。

大田区でも、ここ数年、発達障がいに関して、区民の関心が高まるとともに、発達障がいのある児童の保護者の方や当事者の方から、相談や支援を望む声が、区に寄せられています。

早期支援の中核的施設である「こども発達センターわかばの家」においても、利用する子どもの数が増加傾向を示しています。また、小学校就学以降も継続的な支援を望む保護者の声も強くなっており、幼児期から青年期までの切れ目のないライフステージに応じた支援が重要な課題であり、その具体化には、保健・医療・福祉・教育・労働などの枠組みを超えた新たな取り組みが必要です。

このような状況を背景にして、平成 24 年 5 月に「発達障がい施策検討会」が、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会事務局をメンバーとして設置され、全庁的な視点から発達障がい施策の全般について検討を重ねてきました。

そして、「発達障がい施策検討会」において発達障がいのある方への計画的な施策展開が必要と判断し、「発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、大田区発達障がい児・者支援計画を策定するものです。



第2章 発達障がい の現状と課題

3 大田区における発達障がい児・者の現状

発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳などの手帳所持の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

国の統計では、発達障がいの児童・生徒を集計したものではありませんが、参考になるものとして、平成23年度に文部科学省が公立の小中学校を対象に実施した調査（※1）で、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す（※2）とされた児童・生徒の割合は、推定値で6.5%」と報告されたものがあるのみです。

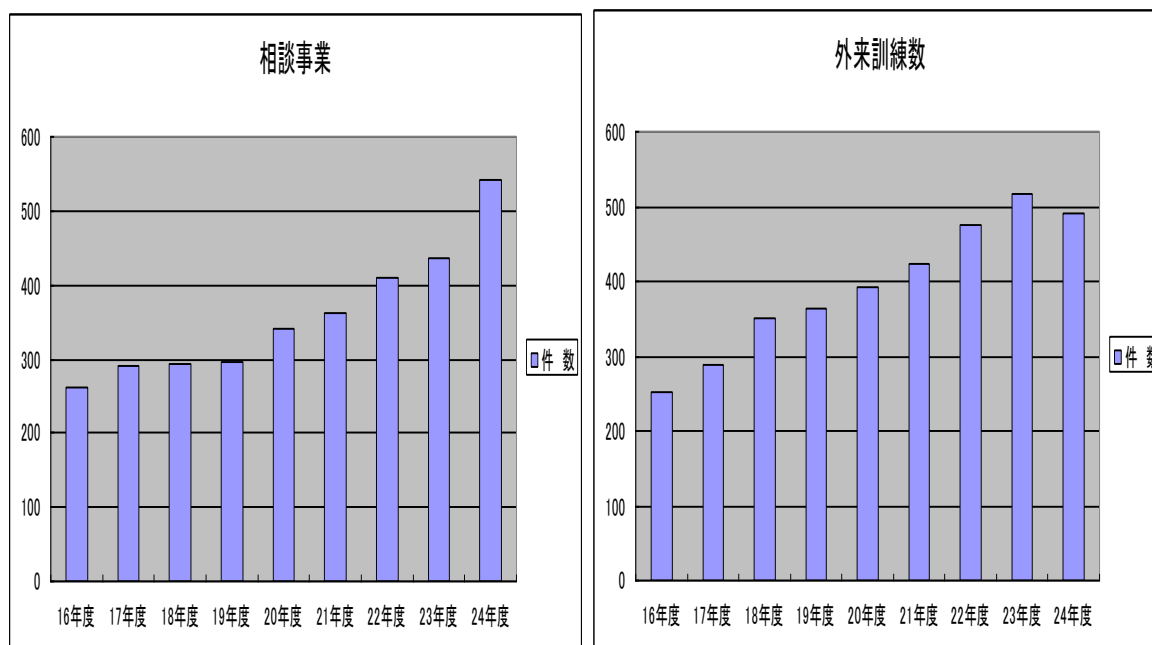
（※1）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成24年2月～3月実施）

（※2）「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性—衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

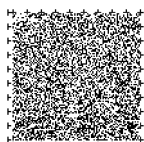
（1）こども発達センターわかばの家における状況

平成17年4月の発達障害者支援法の施行以降、こども発達センターわかばの家（以下「わかばの家」という。）では発達障がいに関する相談も含めて相談件数が毎年増加しており、平成24年度は543件と、平成16年度（262件）と比較して約2.1倍となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に1回の療育訓練を受ける外来訓練の利用児は、平成24年度は491人で平成16年度（251人）の約2倍となっています。



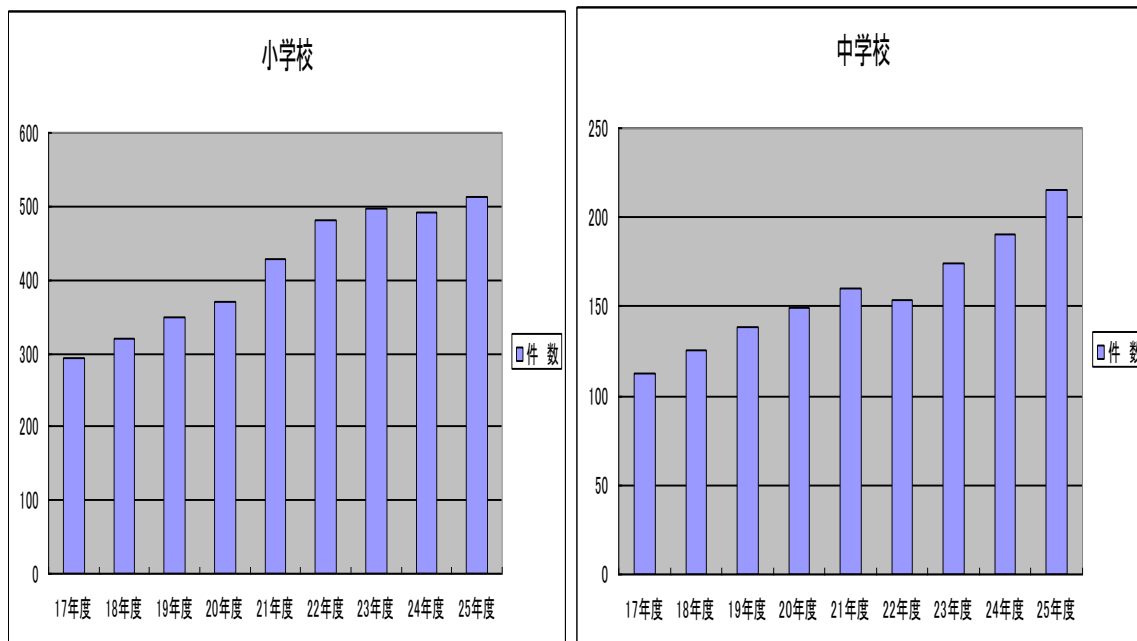
※相談事業の数値は全ての相談を含めた件数です



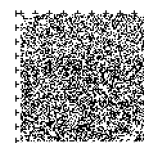
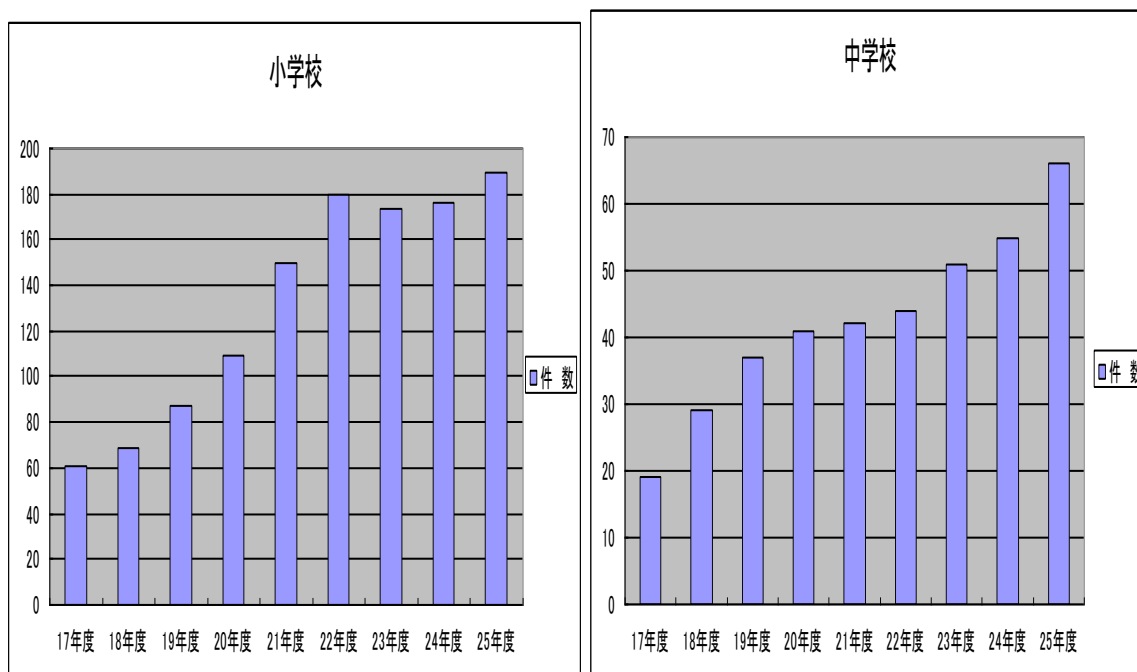
(2) 学齢期における状況

学齢期においても、特別支援学級に通う児童・生徒が、大幅に増加していますが、その理由の一つに発達障がいが挙げられます。

発達障がいの直接の統計ではありませんが、毎年、区立小中学校各校から、授業中に特別な支援が必要と考えられる児童・生徒教として報告されている人数は、平成16年度には、小学校175人・中学校92人の合計267人であったものが、平成25年度には、小学校513人・中学校215人の合計728人となっています。



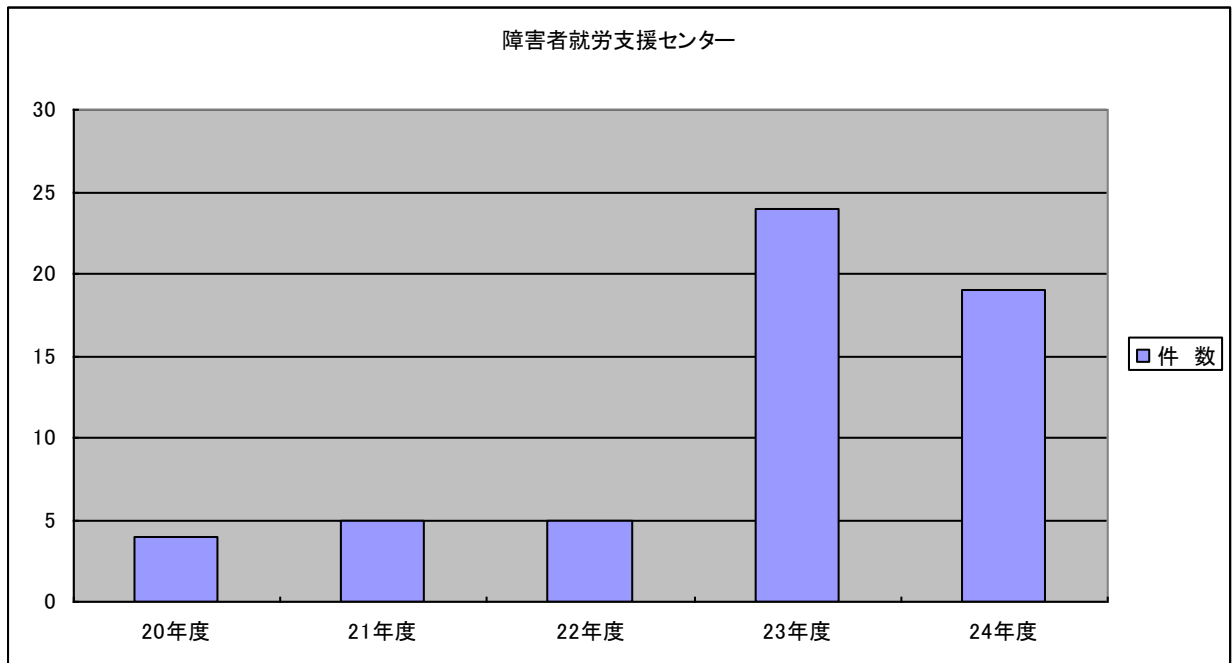
また、発達障がいの児童・生徒を対象に含めている特別支援学級情緒障害通級指導学級を利用している児童・生徒数も増加傾向にあり、平成25年度には、小学校189人・中学校66人の合計255人となっています。



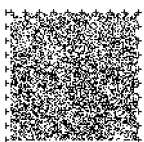
(3) 就労期における状況

就労期の状況を統計から探ることは難しく、ハローワーク大森、かまた・こうじや生活支援センターでも発達障がい者としての実績は報告されていません。

障害者就労支援センターでは、知的障がいを伴わない発達障がいの相談件数を下図のとおり報告しています。障害者就労支援センターでは、平成 23 年 4 月から発達障がいの相談に対応するようになり、時期をあわせて相談件数も増加傾向にあります。相談者の特徴としては、20 代から 30 代の相談者が 6 割で、診断時期の多くは、成人期以降で、診断後速やかに精神障害者保健福祉手帳を申請する傾向があります。



※障害者就労支援センターでは多様な障がいの就労支援事業を行っています。上記データは発達障がいに関する相談のみを抽出しています。



4 区政における課題

(1) 発達障がいを取り巻く状況の変化

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、発達障がいを取り巻く環境は大きく変化しています。発達障がいがマスメディアにしばしば取り上げられ、「大人の発達障がい」を取り上げた書籍が反響を呼ぶなど、社会全般の認知度が高まりつつあります。また同時に、発達障がいに関する医学的な研究も進展しており、そのメカニズムが次第に明らかになってきています。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法改正により、発達障がいが障がい者の範囲に含まれることが法律上に明文化され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正においても、精神障がいに含まれることが明記されました。

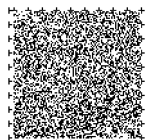
(2) 区民からの意見・要望

発達障害者支援法により、発達障がい者の適正な発達と円滑な社会生活の促進のために、早期発見・早期支援に取り組むことが国や地方自治体の責務とされました。大田区では、現時点においても、乳幼児健康診査などにおける早期発見や、わかばの家における早期支援に取り組むとともに、児童施設職員・教員に対する研修を実施するなど、各部署においてさまざまな取組みを行っています。

しかし、その一方で、区民や施設利用者からは、発達支援施策に関して、さまざまな意見・要望が寄せられています。

《参考》区に寄せられた意見の抜粋

- 発達障がい児の子育てが大変である。
- どこに相談に行っても、繰り返し同じ事を聞かれる。
- わかばの家のサービスが未就学児までになっている。
- 学齢期になると、放課後の預かり場所・居場所がほとんどない。
- 就労の際に、どこに助けを求めたらよいか（卒業後の進路の支援が必要な人が増えている）。
- 成人の場合、どこに相談したら良いかわからない。
- 発達障がい者・児は、どのような福祉サービスを受けられるのか、わからない。
- 発達障がいに関する支援の情報が少ない。
- 保護者同士がつながる場や機会が少ない。



(3) 区政における課題

区民や施設利用者からの意見・要望を踏まえ、発達支援施策に関する課題を次の4つに整理しました。

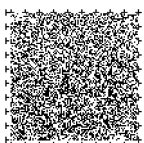
【発達支援施策における4つの課題】

ア) 早期発見・早期支援に取り組んでいるものの、依然として潜在的なニーズが相当数あるものと推測され、施策の充実が求められている。

イ) 学齢期になると学校以外の場での相談・支援が途切れる、成人期における相談支援体制が十分ではないなど、継続的な支援体制の検討が必要である。

ウ) 発達支援の施策は多面的に展開されている状況にあり、各部署の連携をさらに進めていく必要がある。区民に対する発達障がいに関する啓発活動が十分でなく、発達障がいに関する理解不足から、本人・保護者・関係者に心理的な負担がかかっている。

エ) 人材や施設の面でも、急増している発達相談や発達支援のニーズへの対応をすべき状況である。



第3章 発達支援施策

1 発達支援施策の基本理念と目標

(1) 基本理念

発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります

(2) 4つの目標

発達支援（施策）における4つの課題に対応して、次の4つの目標を設定します。

目標1 早期発見・早期支援の推進

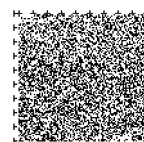
目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

目標3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

目標4 施策を推進する基盤整備

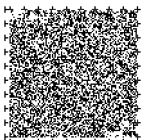
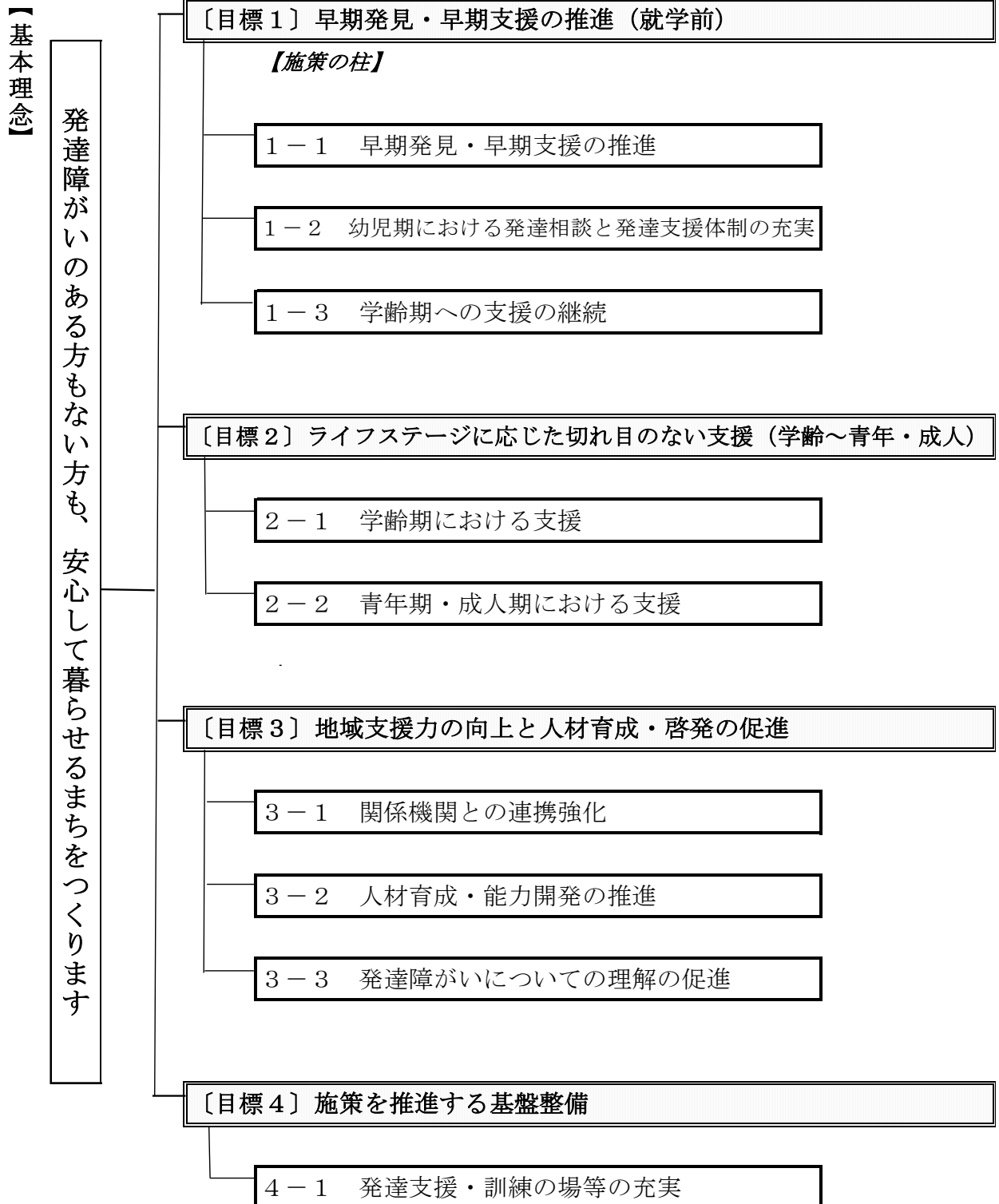
2 発達支援施策の基本的考え方

発達障害者支援法において規定されている自治体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、各部署の連携のもと全庁一丸となって各施策を推進していきます。



3 計画の体系

【4つの目標】



4 計画のあらまし

(1) 早期発見・早期支援の推進

発達障がいには早期に発見され、こどもの特性に合わせた適切な支援を早期に受けることで、生活上の困難が軽減され集団生活に適応しやすくなります。また、不登校・引きこもりなどの二次的な障がいにつながっていくことも防ぐことが期待できます。

早期支援につなげるためには、保育園・幼稚園の集団場面で発見するとともに、保護者自身が気づくための手助けや働きかけが重要です。保護者が、こどもの状態や特性を理解して、適切な育児をすることが、こどもの成長にとって最も重要な支援となります。

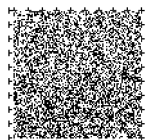
また、相談や支援を受けたいと思ったときに、速やかに適切な機関につながる事が重要です。

1-1①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児健診	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	集団健診として実施している1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、言語・行動・社会性の発達をチェックするための問診項目の充実により、保護者の「気づき」を促すとともに、早期発見に努めます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

1-1②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児発達健康診査	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	乳幼児健康診査受診後、必要により心理職及び小児神経専門医による乳幼児発達健康診査において、さらに詳細な診察・評価を行い、その状況により追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家における早期療育などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施



1-2①

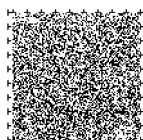
基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○発達障がい施策ガイドの作成	所管	子育て支援課	
事業内容	大田区の各部局で取り組んでいる発達障がいに関する事業の概要と実績、問い合わせ先をまとめた発達障がい施策ガイドを作成し、区のホームページに掲載するとともに、区の関係施設で活用します。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	改訂	改訂	改訂	改訂

1-2②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○支援プログラムの充実	所管	子育て支援課 わかばの家	
事業内容	こども発達センターわかばの家において発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援（自由来館・親子通所・個別訓練・グループ訓練等）を行います。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

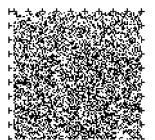
1-3①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○サポートブックかけはし作成講座の開催	所管	子育て支援課	
事業内容	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。 様々な機会を捉えて、サポートブックかけはしの普及に努めるとともに、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	開催	開催	開催	開催



1-3②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○就学支援シートの作成・送付・活用	所管	幼児教育センター 指導課	
事業内容	<p>特別な支援を要すると想定される児童の区立小学校（都立特別支援学校を含む）への就学に際して、就学前機関（保育園・幼稚園・わかばの家）が保護者の了解を得て、就学先に引き継ぎたい指導上の配慮事項等を記載する書面（就学支援シート）を作成し、当該学校へ送付します。それにより、当該学校は学級経営や個別指導上の参考資料として活用し、児童の教育環境の整備を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	作成・送付	作成・送付	作成・送付	作成・送付



(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

早期発見・早期支援の考えに基づき、支援を受けるようになってからもお子さんの発達状況（特性）に適した有効な支援は、就学・進学・就職へとライフステージが変わっても、途切れることなく継続して受けられることが大変重要です。

幼児期における支援は、小学校への就学によって、特別支援教育へと引き継がれていきます。特別支援教育の充実を進めるとともに、学校以外の場での相談・訓練を充実させる必要があります。

高校や大学を卒業した後は就労支援や生活支援にもつながっていきます。

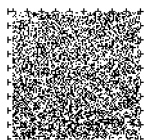
そのためには、それぞれのライフステージに応じた支援体制を整備すると共に、相談・支援に関わる機関が、本人の情報や支援内容についての的確に引継ぎ、支援が途切れないように配慮する必要があります。

2-1①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○放課後の居場所の充実	所管	子育て支援課	
事業内容	小学校 4 年生以上の要支援児の学童保育受け入れを含め、学齢期の放課後の預かり場所・居場所を整備して、充実を図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○教育相談の充実	所管	教育センター	
事業内容	発達障がいがあることにより学校不適應を起こしやすい児童・生徒及びその保護者からの相談を、相談員（教育経験者や心理専門職等）が受け、助言やカウンセリングを行います。 必要に応じて、情緒障がい等通級指導学級への通級を支援します。 相談員が定期的に学校を訪問し、不登校となった児童・生徒の実態把握を行い、学校と連携して改善策を講じていきます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



2-1③

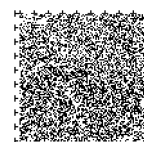
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○スクールカウンセラーの派遣	所管	教育センター	
事業内容	<p>スクールカウンセラーを区立の小中学校全校に配置し、学校内の教育相談体制を充実させます。</p> <p>発達障がいがある児童・生徒やその保護者へのカウンセリング、学校に対する対応策のアドバイス等を行うことにより、いじめの未然防止や不登校等学校不適応の早期発見やその改善・解決を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	派遣	派遣	派遣	派遣

2-1④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○不登校対策の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がい等により不登校状態となったり、引きこもりになってしまった児童・生徒が学ぶ場として、適応指導教室「つばさ」での指導を充実させます。</p> <p>「つばさ」への登校を促し規則正しい生活リズムを作るとともに、在籍校と連携し早期の復帰を支援していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継 続
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○通常学級での支援	所管	学務課	
事業内容	<p>通常学級での発達障がい等配慮を要する児童を支援するため、学校特別支援員を適切に配置していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



2-1⑥

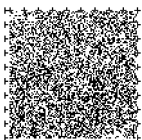
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○ペアレントトレーニングの充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいのある児童をもつ保護者を対象として、子どもへの関わり方についてグループ相談や個別相談を通して学ぶ学習会です。</p> <p>保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけることで、学校生活においても適切な行動が取れるようになることを目的としています。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

2-2①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新 規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がい者への専門相談	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、発達障がいについての専門職員を配置し、区内の関係機関とも連携を構築し、発達障がいに関する相談支援の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

2-2②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○多様な障がいに応じた就労支援事業の推進	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がい者を含む全ての障害の特性に応じた就労支援事業を区内外の就労支援機関等と連携を図りながら実施します。(職業相談、職業評価、就労準備訓練、職場訪問等就労定着支援等)</p> <p>平成 26 年度中開設予定の(仮称) 障がい者総合サポートセンターに現在の障害者就労支援センター機能を移管し、その取り組みを強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	推進	推進	推進



2-2③

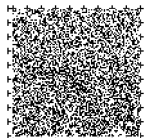
基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○日中活動の場の整備	所管	障害福祉課	
事業内容	青年期・成人期の居場所・日中活動の場の整備について検討します。 平成26年度中開設予定の(仮称)障がい者総合サポートセンターにおいて、自立訓練(生活訓練)事業を実施し、生活訓練が必要な発達障がい者の支援を強化します。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	検討	実施	実施	実施

2-2④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継続
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○精神保健福祉相談	所管	保健衛生課 各地域健康課	
事業内容	精神保健全般について相談を受けていますが、その中でも発達障がいに起因したメンタル面の不調に対しても相談を受けています。精神科医師の相談は各地域健康課月2回程度の予約制です。保健師は随時相談に応じています。 また、必要時には関係機関との連携を図ります。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

2-2⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がいにおけるピアカウンセリング	所管	障害福祉課	
事業内容	発達障がいのある方とその家族を対象に、同じような環境、境遇、悩みを持つ方(家族)が相談員として、その経験を活かし、相談者の地域での生活を支援するために、相談や情報提供を行います。 平成26年度中開設予定の(仮称)障がい者総合サポートセンターにおいて、これまでの取り組みを見直したうえで、新たに実施します。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	見直し	実施	実施	実施



(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

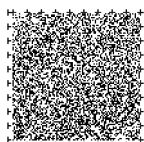
切れ目のない継続的な支援を進めるためには、地域と行政が協働して支援施策を展開すると共に地域で相談や支援にあたる関係機関相互の連携が欠かせません。関係機関のネットワーク化を進め、連携して支援を行うことが求められています。

「発達障がい」という言葉は社会に認知されつつあります。しかし、発達障がいは「親の育て方の問題」「本人の怠けやワガママ」という誤解や、「障がいのある方へどう対応していいのかわからない」というような悩みも依然として存在しています。発達障がいに対する理解を促進することで、これらの誤解が解消し、理解者としても共に考えてもらうことが期待できます。そうすることで、障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域づくりを進めます。

また、発達障がいの相談や療育に関わる機関の人材育成や、保育園・幼稚園・学校において、専門的な視点からの支援・教育ができるように研修体制の充実を進める必要があります。

3-1①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達障がい施策検討会の開催	所管	障害福祉課 地域福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がい施策の進捗状況の確認及び、施策の見直しを定期的に行い、発達障がい施策を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催



3-1②

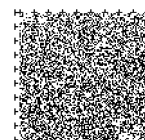
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			充 実
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保育園等援助訪問の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	保育園・幼稚園等または、保護者からの要請に応じて、園を訪問し、発達障がい児の支援方法やその環境整備について助言を行います。 訪問を行うことにより、保育者等のレベルアップを図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○コーディネーターの巡回相談の実施	所管	指導課	
事業内容	都立特別支援学校との連携を強化して、都立特別支援学校のコーディネーターに巡回相談を依頼し、特別支援学級及び小・中学校における具体的な支援のサポートを行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-1④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保幼小地域連携協議会の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	保育園・幼稚園等の園児が円滑に小学校生活へ移行できるような環境を整備するために保育園、幼稚園、小学校の関係教職員による情報連携会議を開催します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催



3-1⑤

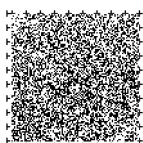
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○幼稚園への訪問相談	所管	幼児教育センター	
事業内容	幼児教育機関の要請に応じて施設を訪問し、相談事業を行います。 幼稚園のクラス運営や発達障がい児の支援環境について情報提供を行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑥

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			新 規
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○大田区小児医療検討委員会との連携	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達に特性があるお子さんは、早い段階で専門医による適切な評価を受け、必要な発達支援や治療を早期に開始し、継続的なサポートを受けることが必要です。</p> <p>また、学齢期の発達障がい児や成人期の発達障がい者に対する相談・支援については医療機関との情報共有と連携が必要です。</p> <p>そこで、区が推進する発達障がい施策については、大田区小児医療検討委員会との意見交換を行い、専門的な識見をいただき、施策の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑦

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○自立支援協議会との連携	所管	障害福祉課 子育て支援課	
事業内容	自立支援協議会において、発達障がいをはじめとする支援を要すること もについて、区内の関係者・事業者との情報共有と連携を強めます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



3-1⑧

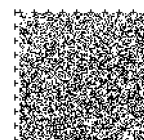
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○事業所への情報提供・開設相談	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達支援については、民間企業や NPO 法人による事業所が開設され、各事業所が専門性や独自性を生かしたサービス提供が行われています。そこで、区内での安定した事業の継続や事業所の開設が行えるように、サービス提供事業者への情報提供や、開設の相談を行います。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑨

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達支援地域ネットワークの構築	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>大田区障害児関係機関連絡会議の機能を見直し、発達支援地域ネットワークを構築します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施・見直し	実施	実施	実施

3-2①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○支援者向け講演会の開催	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>保育園・幼稚園などの施設職員及びNPO法人や民間事業所の職員を対象とした講演会（年 2 回）を開催し、ともに知識の向上に取り組みます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施



3-2②

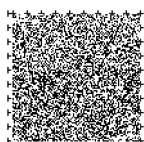
基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○特別支援教育に関する研修の開催	所管	指導課	
事業内容	特別支援学級や通常の学級担任や教職員を対象に、障がいのある児童・生徒の特性や指導の在り方について理解を深めます。 また、区内小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内の支援体制づくり、関係機関との連携の在り方について理解を深めます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-2③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○「指導の手引き」の作成	所管	指導課	
事業内容	特別支援学級（固定学級・通級学級）における学級運営や学習指導の実践事例等を示した「指導の手引き」を作成・配布し、子どもの学習や生活を支援し、子ども一人一人の将来の自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	配布	改訂・配布	配布	配布

3-2④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○発達障がい児支援研修の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	幼稚園、保育園等の保育者向けに、発達障がい児の支援についての研修会を開催し、人材育成を図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

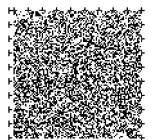


3-3①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○啓発用パンフレット作成	所管	子育て支援課 地域福祉課 健康づくり課 学務課・指導課		
事業内容	発達障がいに関する理解を深めるために、発達障がいに関する年代別パンフレット（幼児期版・学齢期版・一般区民版）を作成・配布し、発達障がいについての理解を促進します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	改訂	配布	配布	配布	

3-3②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○区民向け啓発講演会やセミナー等の開催	所管	障害福祉課 わかばの家 子育て支援課		
事業内容	発達障がいについての理解の促進と支援の充実のため、すべての区民を対象とした講演会、セミナー及びシンポジウム等を関係者との協働により開催します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	開催	開催	開催	開催	



(4) 施策を推進する基盤整備

発達障がいへの支援は、平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行を大きなきっかけとして進められてきました。

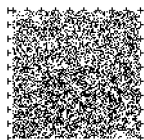
現状では、限界に達しつつある幼児期における発達支援・訓練の場の拡充と学齢期における学校以外の場での相談・発達支援・訓練の場を充実させていくことが求められています。また、児童福祉法・障害者総合支援法が求めている相談支援事業者の設置や、発達障がい者の日中活動の場など、発達障がい者を支援する施設の整備が喫緊の課題となっています。

4-1①

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○「(仮称)障がい者総合サポートセンター」の設置・運営	所管	障害福祉課	
事業内容	(仮称)障がい者総合サポートセンターにおいて、区内の関係機関と連携し、発達障がいに関する相談支援の充実と、青年期・成人期の発達支援について取り組みます。また、発達障がいについての理解啓発のための研修会・講演会等を実施します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	運営	運営	運営

4-1②

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○発達障がい児の総合相談窓口の設置	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家に障害児相談支援事業者・特定相談支援事業者としての機能を加え、18 歳までの発達障がいに関する総合相談窓口を設置します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設置・運営	運営	運営	運営

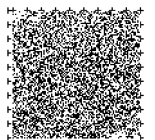


4-1③

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新 規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○わかばの家の訓練の場の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家の外来個別訓練利用者の増加に対応するため、新たに個別訓練室を確保し、外来訓練事業を拡充します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設計工事・運営	運営	運営	運営

4-1④

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新 規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○学齢期支援の中核的施設の検討	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>こども発達センターわかばの家と（仮称）障がい者総合サポートセンターとをつなぐ、学齢期の発達障がい児を支援する中核的施設として（仮称）発達支援センターの設置について検討します。</p> <p>【学齢期の発達障がい児支援施設のイメージ】</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	検討	検討	検討

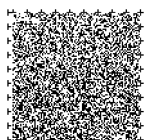


4-1⑤

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○特別支援教室の設置	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>小学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童への支援を充実させるため、3～4校に1校の拠点校を設置し、拠点校から教員が出向き、障害の種類や程度に応じた専門的な教育を、59校全てで行う「特別支援教室」を推進します。</p> <p>平成26年度にモデル事業校の選定を行い、平成27年より3校をモデル事業校に指定し、取り組みを進めます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	検討	モデル事業	推進	推進

4-1⑥

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			充実
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○中学校情緒障害等通級指導学級の充実	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>情緒障害等通級指導学級を必要な地域に増設し、発達障害のある生徒の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、生徒一人ひとりの成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実を進めます。</p> <p>平成26年度に新設準備を行い、平成27年度に1校新設します。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	新設準備	新設	実施	実施



第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

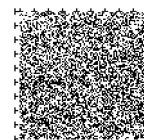
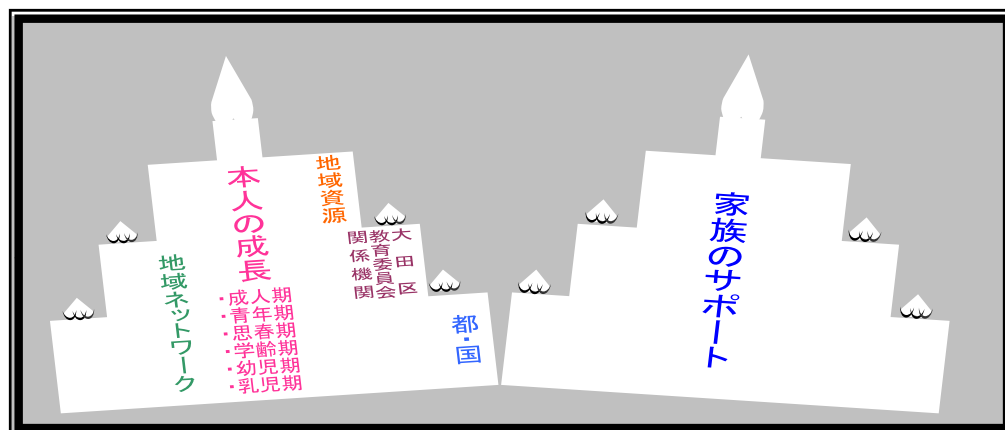
計画の完成後は、区ホームページ、区報で区民全体に周知するとともに、講演会やセミナー等様々な機会を通じて、計画の周知を行います。

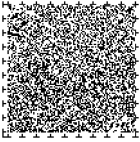
2 計画の点検・評価

本計画策定について意見を募った大田区自立支援協議会において、計画の実施状況の点検・評価を行います。

3 計画目標の達成に向けた取り組み

本計画は、発達障害者支援法において規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会等の部署が連携して計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを発達障がい施策検討会の場で検証し、本計画の進行管理を全庁的な体制で行います。





6 用語の説明

あ 行

愛の手帳（P9）

知的障がいのある方がいろいろなサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けている。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。障がいの程度により1度～4度にわかれている（1度が最重度）。

アクセシビリティ（P30）

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

か 行

グループホーム（P12）

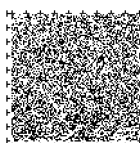
障がい者が、少人数で専門スタッフの支援を受けながら生活する施設。

高次脳機能障がい（P31）

病気やけがなどによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに障がいが生じた状態。

合理的配慮（P35）

障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように物の形などを変えたり、ルールを変更したり、支援をする人を置いたりすること。障害者権利条約に書かれている「Reasonable Accommodation」を日本語訳した言葉であり、障害者差別解消法において、行政機関等に提供義務が課されている。ただし、合理的配慮を提供する際には、「本人からの申し出があること」や「負担が重すぎないこと」といった条件がある。



さ 行

災害時要援護者名簿（P68）

災害時に自力で避難ができず、周囲の支援を必要とする人の名簿。大田区では在宅の障がい者やひとり暮らし高齢者などについて、本人の申請に基づき作成している支援機関に提供し、災害時における安否確認などの支援に備える。

指定管理者（P51）

地方自治体の指定を受けて、事業者、団体などが公の施設の管理・運営を担う制度。

社会福祉協議会（P8）

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。

障がい者総合サポートセンター（P1）

高度な専門性を発揮する相談支援、障がい福祉に関わる「サポーター」の輪を広げる地域交流支援など4つの部門からなる、障がいのある人の生活を総合的にサポートすることを目的とした施設。

（愛称「さぽーとぴあ」）

身体障害者手帳（P9）

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付される。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。障がいの程度により1～7級にわかれている（1級が最重度）。

精神障害者保健福祉手帳（P10）

精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある人が対象。入院・

在宅による区別や年齢制限はない。障がいの程度により1～3級にわかれている（1級が最重度）。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、2年ごとに更新の手続きが必要。

成年後見制度（P35）

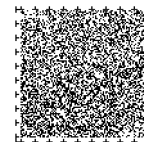
認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援する法定後見制度と、本人が十分な判断能力を持っているうちに自ら代理人（任意後見人）を選び、本人の判断能力が低下した後で家庭裁判所に後見監督人を選んでもらい、代理人が後見する任意後見制度の2つがある。

自立支援医療費制度（P10）

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を理由として通院している人を対象にした「精神通院医療」、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象にした「更生医療」、身体に障がいを持った児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人を対象にした「育成医療」がある。原則として医療費の1割が自己負担となるが、所得によって負担上限額が設定されている。

自立支援協議会（P8）

障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児の地域における自分らしい生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置する協議会。



た 行

地域生活支援事業（P73）

市町村及び都道府県が、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施する事業。

は 行

発達障がい（P6）

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がい。発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。

福祉サービス第三者評価（P35）

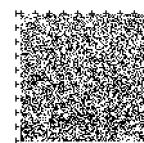
利用者が主体的に福祉サービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し、評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場からサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

福祉避難所（P33）

災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者との避難生活を送ることが困難な人を保護するための施設。

バリアフリー（P31）

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。



ピアカウンセリング (P35)

ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。

※頁数の表記について

各用語見出しの右側に記載した頁数は、当該用語の初出箇所を示しています。

ま 行

民生委員児童委員 (P8)

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者(児)、高齢者、ひとり親家庭などで問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

モニタリング (P4)

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

や 行

ユニバーサルデザイン (P6)

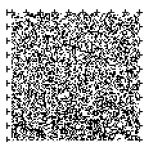
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

UDパートナー (P35)

ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成し、定期的に区民の視点で区の施設、公園、道路、サービス等について点検する制度。

要配慮者 (P29)

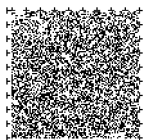
災害から自らを守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等を対象としている。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)における「災害時要援護者」と同義として取り扱う。

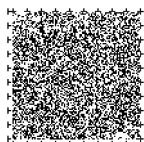


おおた障がい施策推進プラン
(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)
平成27年度～平成29年度

平成27年3月 発行

発行 **大田区福祉部障害福祉課**
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03(5744)1700
FAX 03(5744)1592





この冊子は音声コード付きです。
左のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。